

HRC37 会議記録

房野 桂 作成

2018年2月26日(月)午前

議事項目 1: 組織及び手続上の問題

開会ステートメント

1. Vojislav Suc 人権理事会議長
2. Antonio Guterres 国連事務総長
3. Zeid Ra'ad Al-Hussein 国連人権高等弁務官
4. Ignazio Cassis スイス連邦外務省長

高官セグメント一般討論

オーストラリア大統領、モザンビーク大統領、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ議長会長、オーストラリア総督、カタール副首相兼外務大臣、ノルウェー外務大臣、アンゴラ対外関係大臣、アイスランド外務大臣、ウズベキスタン法務大臣、ブラジル多国間政治問題政務官、ポルトガル外交通商部長官

2月26日(月)昼

議事項目 1(継続)

高官セグメント一般討論

アフガニスタン閣僚会議議長、ジョージア州副首相兼外務大臣、南スーダン第一副大統領、イラク法務大臣、韓国外務大臣(康京和)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国外務大臣、セネガル外務大臣、赤十字国際委員会会長、ハンガリー外交通商大臣、リヒテンシュタイン外務大臣、オランダ外務大臣・貿易開発協力大臣、デンマーク外務大臣、エクアドル外交・人間モビリティ大臣、イエーメン人権大臣、ネパール外務大臣、アルゼンチン人権と文化多国主義長官

2月26日(火)午後

普遍的定期的レビューに重点を置いた人権主流化に関する高官パネル

開会ステートメント

1. Vojislav Suc 人権理事会議長
2. Amina Mhammed 国連副事務総長
3. Zeid Ra'ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

司会者とパネリスト

1. Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官---パネル司会者
2. Achim Steiner 国連開発計画管理者
3. Charlotte Petri Gornizka 経済協力開発機構開発援助委員会議長

4. Maria Fernanda Espinosa Garcés エクアドル外務・人間モビリティ大臣

5. Mary Robinson 元国連人権高等弁務官

討論

ブラジル(ポルトガル語圏諸国共同体を代表)、インドネシア(諸国グループを代表)、国内人権機関世界同盟、中国、フランス、モーリタニア国内人権委員会

まとめ

1. Robert Piper 国連開発経過国連改革特別顧問
2. Maria Fernanda Espinosa
3. Mary Robinson
4. Vojislav Šušteršič 人権理事会議長

2月27日(火)午前

議事項目1(継続)

高官セグメント一般討論

スロヴェニア副首相・外務大臣、クロアチア副首相・外務欧州問題大臣、チェキア副首相・外務大臣、スペイン外務協力大臣、モロッコ人権国務大臣、モルディヴ教育大臣、フィリピン外務大臣、アゼルバイジャン外務大臣、ミャンマー国際協力大臣、ジンバブエ法務省法務国務国会問題大臣、南アフリカ国際関係協力副大臣、英国外務連邦大臣、スロヴァキア外務欧州問題大臣、メキシコ多国間問題人権次官、イスラム協力機構事務総長、エチオピア外務大臣、アラブ首長国連邦人権国際法大臣補、リトアニア外務政務官、アフリカ連合政治問題コミッショナー

2月27日(火)昼

議事項目1(継続)

高官セグメント一般討論ステートメント

赤道ギニア人権担当第三副首相、レソト副検事総長、マルタ外務貿易大臣、欧州連合理事会ブルガリア大統領府大臣、ルクセンブルグ法務大臣、コスタリカ外務崇拝政務官、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国外務大臣、ウクライナ外務副大臣、モーリタニア人権人道行動コミッショナー、カナダ外務大臣、カザフスタン外務副大臣、アイルランド国外移住国際開発大臣、チリ外務省人権部長、イギリス連邦事務総長、エストニア外務省政治局国際機関部部長

2月27日(火)午後

議事項目1(継続)

高官セグメント一般討論

アルメニア外務大臣、エジプト外務大臣、スウェーデン外務大臣、コンゴ民主共和国人権大臣、ナイジェリア外務大臣、イラン・イスラム共和国法務大臣、アルジェリア外務大臣、ドイツ人権政策人道援助連邦コミッショナー、パナマ多国間問題協力政務官、サウディアラビア外務大臣、欧州連合人権特別

代表、日本外務省大臣政務官(堀井学)、列国議会同盟事務局長

日本のステートメント(堀井学外務省大臣政務官): 世界は長引く紛争、大量の難民の流れ及びその他の大きな課題を通して基本的な権利の課題に苦しめられている。こういった災厄に対して努力を維持するためにはかなりの努力が必要とされる。日本は技術協力のみならず多くの国連と国際的場への参加を通してこの方向での役割を果たしつつある。その努力にもかかわらず、問題は継続して根強く続いている。日本は、民主主義が不安定な関連国と協力するつもりである。ミャンマーのラカイン州に関しては、日本は国際社会と協力することの重要性をミャンマー政府に伝えてきた。ミャンマーへの人道支援に加えて、状況を改善するために、また複雑な状況を考慮に入れて、日本は地域社会の間の調和を実現する手助けをする開発援助とその他のイニシアティブを実施している。これには、ラカイン州の強制移動させられた人々の帰還が含まれる。日本は、この地域での法の支配と人権を確立することにコミットしている。朝鮮民主主義人民共和国は、日本国民の拉致が含まれる重大な人権侵害をなくすよう要請される。この問題は解決されなければならない。日本と欧州連合は、朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する決議を作成し、このためのすべての加盟国の支援を求めるつもりである。最後に、日本政府は、2015年の外交努力を通して慰安婦の問題に対処し、この問題は最終的に不可逆的に解決されたことを発表する。

2月28日(水)午前

議事項目1(継続)

高官セグメント一般討論

アンドラ外務大臣、ロシア連邦外務大臣(Sergey Lavrov)、モルドヴァ共和国外務欧州統合大臣、モナコ外務大臣、パレスチナ国外務大臣、コンゴ共和国外務・協力・海外移住大臣、ベルギー副首相・外務大臣、ルーマニア外務副大臣、フィンランド外務安全保障政策大臣、バーレーン外務大臣補、チュニジア憲法機関市民社会人権関係大臣、モンゴル外務大臣政務官、リビア外務国際協力大臣、トルコ外務大臣、アルバニア欧州外務大臣政務官、タイ外務大臣、パキスタン外務・法務上院委員会委員、国際開発法団体事務局長、米国国際団体問題局事務局長補代理

一般セグメント一般討論

ブラジル(ポルトガル語諸国共同体を代表)、中国、コーディヴォワール、キューバ、ヴェトナム、イスラエル、湾岸協力会議、セルビア、キプロス、ギリシャ、シリア・アラブ共和国、イタリア、国連開発計画、フランス、インド、オマーン、国内人権機関世界同盟(ビデオで)、Khadija Ismayilova(市民社会代表)(ビデオで)、Gofran Sawalha(市民社会代表)、Jeanne Sarson(市民社会団体)、Nicholas Opiyo(市民社会団体)

答弁権行使

アラブ首長国連邦(サウディアラビア、エジプト、バーレーンを代表): カタールの非難に答えるが、我々4か国は、クウェートの首長が主導する仲裁が最も良い解決策であると信じている。高等弁務官の報告書は、カタールによって提供された情報にのみ基づいている。カタールをボイコットしている4か国からの合同プレス・リリースが準備され、カタールがヘイト・スピーチを利用していることを確認している。理事会は、過激主義者を匿うことを控えるようドーハに要請するよう求められる。人々には自

決権があり、カタールは過激主義者とテロリストに隠れ家を提供している。4か国は、カタールが国際法を尊重しないためにカタールのボイコットを継続するつもりである。

エジプト: カナダとアイスランドのステートメントに答えるが、根拠のない申し立てがなされた。エジプトには、制度化された司法外殺害と拷問はないが、個々の出来事はあった。エジプトには自由に活動している46,000のNGOがある。アイスランドはアイスランドにおける差別事件とその法的枠組を更新する必要性について連想させる。エジプトのコプト教徒は、「憲法」に従ってそのすべての権利を享受している。昨年11月のテロ攻撃は、ムスリム教の国民を殺害した。

朝鮮民主主義人民共和国: 数か国、特に米国、日本及び韓国によってなされた逆効果の根拠のない申し立てを拒否する。最も言語道断な人権侵害は、まぎれもなくまさにこれら国々の人種差別、拷問、性奴隷及び難民危機に深く根を下ろしたものである。核抑止力は、米国からの核の脅威に対して朝鮮民主主義人民共和国の主権を守るための避けて通れない措置である。日本は、朝鮮の植民的占領中の人道に対する過去の犯罪に対して謝罪するべきであり、一方韓国は、朝鮮民主主義人民共和国の拉致された国民を釈放するべきである。

シリア・アラブ共和国: シリアに対してなされた根拠のない数多くの非難は、ダマスカスの被害者に比べれば、鱒の涙(そら涙)である。そのえこひいきに対しては何の説明もない。シリアはその国境内でテロと闘うために合法的な権利を行使しており、この地域の米国、英国及びフランスの歩兵(チェスの駒の)によって行われるテロ行為と破壊から何千人もの文民を救ってきた。シリアは「アスタナ停戦協議」を尊重してきたがこの地域の集団が暴力をエスカレートさせてきた。シリアは国際法に違反する、人権理事会によって設立されたメカニズムを拒否する。

インド: パキスタンはジャンム・カシミールの状況に関して間違っただけを広げるために人権理事会を利用している。パキスタンは依然としてこの地域の違法な占領者である。国境を越えたテロがパキスタンによって支援されている。パキスタンとの正常な関係を作ろうとする努力にもかかわらず、テロは依然としてパキスタン政府の主要なツールである。ジャンム・カシミールは、その国際責務を支持するべきである。

アゼルバイジャン: 人権理事会でのアルメニア代表のステートメントは、論駁できないアルメニアの権利侵害の証拠を否定している。文書化された証拠は、アルメニアがアゼルバイジャンを攻撃し、大規模な民族浄化を行ったことを証明している。コジャリーの町の出来事とそこでアルメニアによって行われた犯罪と残虐行為に言及する。アゼルバイジャンは、黙っていないでアゼルバイジャン難民のために声を上げるようすべての国々に要請する。

韓国: 慰安婦の問題は、ただ韓国と日本だけの問題ではなくて、普遍的な人権、つまり、紛争中の性暴力の問題なのである。日本軍の従軍慰安婦は、多くの国連人権メカニズムによって確認されているように、その意思に反して強制的状況で働かせられてきた。

ラトヴィア: 1940年のソヴィエットによるラトヴィアの占領とその結果としてのラトヴィア国民の違法な徴兵は、ラヴロフ外相によく知られている事実である。徴兵されたラトヴィア兵士にナチスとの戦いまたは犯罪者との戦いに参加するようにとの呼びかけは、嘘であるばかりではなくニュールンベルグ刑事裁判の依怙臆屈的読み方でもある。

リトアニア: リトアニアはいつでもナチズムを断固として非難し、その刑法は、人道違反の犯罪及び戦争犯罪を大目に見たり、否定したりまたはひどく卑小化したりすることに対する刑事責任を予見している。リトアニアは第二次世界大戦中に3回の連続する外国の占領の被害者であった。歴史の一方的な

解釈を提供することによってナチズムとの戦いを独占しようとするロシアの試みは、人権アジェンダとは関係なく、ロシアの人権に対する理解が「世界人権宣言」の目標とは異なっていることを明確に示している。

コンゴ民主共和国: ベルギーのステートメントに答えるが、状況を仮定すれば、コンゴ民主共和国は例として間違っ**て**選ばれている。コンゴ民主共和国が人権理事会に入ったことは、その人権状況を改善しようとする意志の反映とみなされるべきである。コンゴ民主共和国は、高等弁務官との協力を継続したいというその意思をさらに実施するのみならず、国全体にわたって核心となる人権に従うことも保証するつもりである。2017年に政府は、カサイ州の人権侵害の捜査において国の司法制度を支援するために国連の人権捜査官チームを受け入れることに同意した。

メキシコ: ドミニカ共和国で招集されたプロセス内で討議される主要な問題であるにも関わらず、ヴェネズエラ政府は、一方的に選挙を要請することを決定し、このようにして対話を意味のないものにした。メキシコは、ヴェネズエラの国の主権を完全に尊重して、対話から撤退した。

イラン・イスラム共和国: イランに関していくつかの代表団によってなされた根拠のない政治的動機の申し立てと事実の歪曲を拒否し、理事会はこれら国々の悪名高い人権記録を検討する義務があることを付け加える。

キプロス: ギリシャ系キプロスはトルコ系キプロスの平等とキプロス問題の解決を熟考してこなかったというトルコに答えて、キプロスをトルコの保護領に変える可能性は、キプロス人が考えることのできないものであることをトルコに思い出してもらいたい。現地の現実**は**、国際社会が気づいているように、1974年の島の強制分割と島の継続する占領であり、包囲された者の痛みと苦しみである。

チリ: ヴェネズエラのステートメントに答えて、チリ政府は、反対派とヴェネズエラ政府との間で、ドミニカ共和国で開催された会議に参加したことを明確にし、民主的選挙を行うことに関して、当事者が合意に達しなかったことを残念に思う。従って、チリ政府は、ヴェネズエラで正常に復帰する条件が満たされなかったために、ドミニカ対話への参加を中止することを決定した。ヴェネズエラで民主的秩序を回復する必要があり、チリはこの国での人道的・社会的危機を残念に思う。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国の対応に答えて、過去の犯罪の状況で引用された数字には根拠がない。日本は朝鮮民主主義人民共和国の弾頭ミサイルの発射を非難し、その拉致問題に関するステートメントも不正確であることを付け加える。すべての拉致被害者は直ちに日本に戻されるべきである。慰安婦の問題に関しては、ステートメントは事実に基づいておらず、従って不適切である。しかし、日本は、この問題が多く**の**女性の名誉を傷つけたことは認める。韓国に対しては、日本はいかなる文書によっても日本軍による慰安婦の強制連行の証拠を見つけることができないことを述べる。

カタール: サウディアラビア、バーレーン、エジプト及びアラブ首長国連邦によって課された一方的強制措置に関して、閉鎖がカタールに重大な経済的インパクトを与えた。人権は、国際社会が気づいているように、テロの口実の下で侵害されてきた。閉鎖は、国連の報告書のみならず、多くの国々によって非難されてきた。閉鎖は終わらせるべきであり、閉鎖の被害者は適切に補償されるべきである。

パキスタン: インドは理事会を誤らせようとしている。ジャンム・カシミールはインドの領土ではなく、紛争地域である。占領に対して闘っているカシミール文民にテロリストというレッテルを貼ることはできない。インドは他の占領軍と同じレトリックを用いている。ジャンム・カシミールの状況は、破壊的である。70万人以上のインド兵士が、カシミールで活動しており、何百人もの人々の死亡という結果となっており、空気銃で多くの者が盲目になっている。インドは国家が支援するテロ行為を行ってお

りパキスタンを非難している。

アルメニア: 申し立てられた Khojaly 州での大量殺戮についてのアゼルバイジャンのステートメントを否定する。事実は、誰がこの出来事の引き起こしたのかを明確に示している。アゼルバイジャンは 1988 年にナゴルノ・カラバフでソヴィエット・アゼルバイジャン政府が行ったアルメニア人に対する大量虐殺から理事会の注意をそらしたいと思っている。初めから、アゼルバイジャンは暴力、ヘイト・スピーチ及びプロバガンダに訴えてきた。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: Nicolas Maduro の合法的政府を不安定化することを狙っている外部・内部の集団がある。ボリヴァリアン革命政府は、民主的対話にコミットしている。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本と韓国のおかげた話を拒否する。この話はこの 2 国の人権記録を明確に示している。我が国は、朝鮮民主主義人民共和国からの拉致に関して報告書を公にするようにとの国際的な要望に注意を払うようこの 2 国に要請し、過去の犯罪と性奴隷に対する逃げ腰の態度をなくすよう日本に要請する。日本の忌まわしい人権犯罪は、朝鮮民主主義人民共和国の国際学研究所によって十分に文書化されている。日本は拉致問題についてのその無益な議論をやめるべきである。

韓国: 慰安婦の尊厳を取り戻し、その傷を癒すことが不可欠であると言う日本代表団に同意する。

アゼルバイジャン: 理事会は個人的なファンタジーを分かち合う場所ではない。事実は知られており、2005 年の議会審議の間に、共産党の上級担当官が知っていながら大量殺戮が行われたことが述べられた。アゼルバイジャンの被占領地に関しては、欧州人権裁判所の意見を含め、これを認めた国はない。正しい解決策を達成する唯一の方法は、アルメニアがナゴルノ・カラバフから部隊を撤退させることであろう。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国の立場に関する日本の立場を繰り返し述べる。日本は、平和と民主主義の推進を通して、アジア太平洋地域に貢献してきた。日本と韓国との間の協定は、2 国は慰安婦の問題を国際的場や国際機関の前で持ち出さないことを規定している。

アルメニア: アゼルバイジャンの偽善行為は理解を超えるものである。アルメニア人に対する憎悪は国家規模で推進されているが、アゼルバイジャン代表団は、人権理事会の前で人権の推進と保護について語っている。アゼルバイジャン政府は、国内の恐ろしい人権状況から単に注意をそらそうとしているだけである。憎悪犯罪とアルメニア人に対する犯罪の称賛の有力な環境が継続している。この政策の最悪の例の一つが、ナゴルノ・カラバフの状況である。敢えて侵害に反対の提唱をする人権擁護者やジャーナリストは、脅され、投獄され、拷問を受けている。

2月28日(水)昼

議事項目 3: 開発への権利を含むあらゆる人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

提出文書

1. 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居及びこの状況での非差別への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/53)
2. 上記報告書付録---チリへのミッション(A/HRC/37/53/Add.1)
3. 外国の負債及びその他の国家の関連国際的財政責務がすべての人権の完全享受に与える影響に関する独立専門家報告書(A/HRC/37/54)

4. 上記報告書付録---チュニジアへのミッション(A/HRC/37/54/Add.1)
5. 上記報告書付録---パナマへのミッション(A/HRC/37/54/Add.2)
6. 上記報告書付録---スイスへのミッション(A/HRC/37/54/Add.3)
7. 上記報告書付録---チュニジアへのミッション(A/HRC/37/54/Add.4)

報告書プレゼンテーション

1. Leilani Farha 適切な水準の生活への権利の構成要素としての適切な住居及びこの状況での非差別への権利に関する特別報告者
2. Juan Pablo Bohoslavsky 外国の負債及びその他の国家の国際財政責務がすべての人権の完全享受に与える影響に関する独立専門家

当該国ステートメント

チリ、チュニジア、パナマ、スイス

2月28日(水)午後

「世界人権宣言」70周年と「ウィーン宣言と行動計画」25周年高官パネル

基調ステートメント

1. Zeid Ra'ad Al Hussein 国連人権高等弁務官
2. Anatoly Victorov ロシア連邦外務省人道協力人権部部長

理事会議長とパネリストのステートメント

1. Vojislav Suc 人権理事会議長
2. Christian Strohal オーストリア 2017年欧州議長安全保障協力機構特別代表
3. Leilani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者
4. Christof Heyns 人権委員会委員・元司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者
5. Safak Pavey 世界ネットワーク女性政治指導者上級顧問・元障害者の権利委員会委員

討論

南アフリカ、インドネシア(東南アジア諸国連合を代表)、メキシコ(諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、デンマーク(北欧・バルト海諸国を代表)、カナダ(フランス語諸国グループを代表)、韓国(メキシコ、インドネシア、トルコ、オーストラリアも代表)、ベルギー(ベネルックス諸国を代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、国内人権機関世界同盟(ビデオで)、国際人権サービス、国際民主弁護士協会

パネリストの回答

Christian Strohal, Leilani Farha, Cristof Heyns, Safak Pavey

討論

ネパール(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、エチオピア、ブラジル、スイス、ボツワナ、エジプト、スペイン、スロヴェニア、ヴェトナム、ポーランド、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、CIVICUS---世界市民参画同盟

まとめ

Safak Pave, Christian Strohal, Christof Heyns, Keilani Farha

3月1日(木)午前

議事項目 3(継続)

適切な住居に関する特別報告者と外国の負債に関する独立専門家との意見交換対話(継続)

欧州連合、トーゴ、ドイツ、モンテネグロ、ホーリーシー、フィンランド、ブラジル、ナミビア、パキスタン、チュニジア、スペイン、パラグアイ、バーレーン、オーストラリア、キューバ、フランス、中国、エチオピア、モロッコ、インド、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ベナン、マレーシア、イラク、ボリヴィア多民族国家、バングラデシュ、南アフリカ、ホンデュラス、エジプト、フィリピン、サウディアラビア、アルゼンチン、スーダン、エクアドル、Conectas Direito Humanos、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、国際弁護士協会、アムネスティ・インターナショナル、メキシコ人権擁護推進委員会、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、世界市民協会、科学技術汎アフリカ連合、ヒューマン・ライツ・ナウ、カトリック慈善国際連盟カリタス・インターナショナル、連合学校インターナショナル、経済的社会的権利センター、クウェート、パレスチナ国

まとめ

Leilani Farha, Juan Pablo Bohoslavsky

3月1日(木)昼

議事項目 3(継続)

提出文書

8. 人権擁護者の状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/51)
9. 上記報告書付録---各国政府に伝えられた通報に関する見解と受領した回答(A/HRC/37/51/Add.1)
10. 上記報告書付録---メキシコへのミッション(A/HRC/37/51/Add.2)
11. 上記報告書付録---オーストラリアへのミッション(A/HRC/37/51/Add.3)
12. 上記報告書付録---メキシコによるコメント(A/HRC/37/51/Add.4)
13. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/50)
14. 上記報告書付録---トルコへのミッション(A/HRC/37/50/Add.1)
15. 上記報告書付録---トルコによるコメント(A/HRC/37/50/Add.2)

報告書プレゼンテーション

Michel Forst 人権擁護者の状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

オーストラリア、オーストラリア人権委員会、メキシコ、メキシコ国内人権委員会

報告書プレゼンテーション

Nils Melzer 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

当該国ステートメント

トルコ

討論

オーストリア(諸国グループを代表)、欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、モンテネグロ、コロンビア、ドイツ、フィンランド、中国、ノルウェー、ブラジル、デンマーク、パキスタン、ベルギー、ロシア連邦、カナダ、テュニジア、スペイン、フィリピン、パラグアイ、チェキア、シンガポール、米国、コーティヴォワール、ホンデュラス、トーゴ、バーレーン、オーストラリア、キューバ、フランス、エジプト、ウクライナ、イラク、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、メキシコ、モルデヴィ、コスタリカ、リトアニア、オランダ、タイ、ジョージア、ウガンダ、スーダン、アフガニスタン、ナイジェリア、英国、エクアドル、アイルランド、アルメニア、スイス、ポルトガル、国内人権機関世界同盟、世界拷問禁止団体、Conectas Dereitos Humanos、拷問防止協会、子ども擁護インターナショナル、ヘルシンキ人権財団、アジア・リーガル・リソース・センター、スイス・カトリック Lenten 基金、国際人権サーヴィス、メキシコ人権擁護推進委員会、アジア人権開発フォーラム、人権法センター、国際法律家委員会、Nederlandse Vereniging tot Integratie van Homoseksualiteit、第 19 条---国際検閲禁止センター、拷問廃止基督教徒行動国際連盟

まとめ

Nucgek First、Nils Melzer

3月1日(木)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

16. テロ対策中の人権の推進と保護に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/52)
17. 文化的権利の分野の特別報告者報告書(A/HRC/37/55)
18. 上記報告書付録---セルビアとコソヴォへのミッション(A/HRC/37/55/Add.1)

報告書プレゼンテーション

1. Fioninuala Ni Aolain テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者
2. Karima Bennouna 文化的権利の分野の特別報告者

当該国ステートメント

セルビア

意見交換対話

欧州連合、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、クウェート、イスラエル、ホーリーシー、ロシア連邦、ノルウェー、パキスタン、ベルギー、エジプト、テュニジア、スペイン、リビア、フィリピン、米国、南アフリカ、コーティヴォワール、国連教育科学文化機

関、オーストラリア、キューバ、シリア・アラブ共和国、フランス、中国、カタール、エチオピア、ミャンマー

特別報告者の回答

Fionnuala Ni Aolain, Karima Bennouna

意見交換対話

マレーシア、イラク、メキシコ、モルディヴ、イラン・イスラム共和国、オランダ、ジョージア、ペルー、エクアドル、スーダン、ブルキナファソ、ジブティ、アラブ首長国連邦、ナイジェリア、バングラデシュ、英国、ボリヴィア多民族国家、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、モロッコ、サウジアラビア、アルメニア

答弁権行使

ブラジル: Conectas Direitos Humanos のステートメントに応えるが、外国の負債に関する独立専門家のブラジル訪問は内閣改造のために延期されたのであり、キャンセルされたわけではないことを明確にする。ブラジルはすべての特別手続きに招待状を出しており、すでに 2001 年以來、20 の異なったマンデートからの 25 の訪問を受けている。ブラジルは、軌道に戻り、インフレは抑制され、利率は歴史的に低いレベルで、失業も減少している。社会プログラムを確保し、強化するためにいくつかの措置が採択され、保健と教育のための予算は拡大された。新しい移動法に関しては、移動に関する包括的な規律を導入し、その法的地位にかかわらずすべての移動者のための相当のプロセスを確保している。

中国: ある市民社会団体が行った根拠のない申し立てに断固として反対する。中国国民は前例のない自由を享受しており、ティベット人には自分たちの言語を用い宗教と文化の自由を行使する権利がある。ある犯罪者たちは、分離をそそのかしたために逮捕された。すべての人々は法の下で平等であり、犯罪を行ったもの皆訴追されなければならない。

3月2日(金)午前

議事項目 3(継続)

対テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護・文化的権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

バーレーン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、イラク開発団体、アムネスティ・インターナショナル、テロ被害者擁護協会、国際アメリカ・マイノリティ人権協会(IHRAAM)、国際教育権と教育の自由団体 OI DEL、第 19 条---検閲禁止センター、CIVICUS---世界市民参画同盟、キューバ国連協会、平和団体調査委員会、環境管理学センター、缶詰業者国際永久委員会、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、世界市民協会、Verein Sudwind Entwicklungspolitik

まとめ

Fionnuala Ni Aolain, Karima Bennouna

提出文書

19. 宗教または信念の自由に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/49)

20. 上記報告書付録---アルバニアへのミッション(A/HRC/37/49/Add.1)
21. 上記報告書付録---ウズベキスタンへのミッション(A/HRC/37/49/Add.2)
22. 上記報告書付録---アルバニアへのミッション(A/HRC/37/49/Add.3)
23. 上記報告書付録---ウズベキスタンによるコメント(A/HRC/37/49/Add.4)

報告書プレゼンテーション

Armed Shaheed 宗教または信念の自由に関する特別報告者

当該国ステートメント

アルバニア、アルバニア共和国国民提唱者(ビデオで)、ウズベキスタン

意見交換対話

欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ホーリーシー、イスラエル、ロシア連邦、パキスタン、エジプト、デンマーク、カナダ、スイス、セネガル、チュニジア、リビア、サウディアピア、米国、オーストリア、ハンガリー、オーストラリア、キューバ、バーレーン、フランス、中国、ウクライナ

特別報告者回答

Ahmed Shaheed

意見交換対話(継続)

ミャンマー、ギリシャ、パレスチナ国、イラク、メキシコ、スロヴァキア、スーダン、エリトリア、英国、アイルランド、アゼルバイジャン、マルタ騎士団、アンゴラ、オランダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヘルシンキ人権財団、世界福音同盟、Alsalam 財団、アジア人権開発フォーラム、英国ヒューマニスト協会、マイノリティ権利グループ、第 19 条---検閲禁止センター、自由擁護同盟

まとめ

Ahmed Shaheed

シリア東部グータの状況に関する緊急討議提案の採択

提案説明: Vojislav Suc 人権理事会議長

討議: 英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、中国、米国、オーストラリア、南アフリカ

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

表決の提案: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 25 票、反対 4 票、棄権 8 票で、緊急討議の提案を採択

表決後ステートメント: 英国

緊急討議時間: 人権理事会議長、本日午後 3 時と発表

緊急討議反対ステートメント: ロシア連邦

3月2日(金)昼

議事項目 3(継続)

提出文書

24. 大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道違反の犯罪を含めた人権の重大な侵害と国際人道法の重大な違反、及びその再発の防止への移行司法の貢献に関する調査---真実、正義、賠償及び再発防止の保証の推進に関する特別報告者と大量殺戮の防止に関する事務総長特別顧問の合同報告書(A/HRC/37/65)

報告書プレゼンテーション

1. Pablo de Greiff 真実・正義・賠償・再発防止の保証に関する特別報告者
2. Adama Deng 大量殺戮の防止に関する事務総長特別顧問

意見交換対話

欧州連合、アルゼンチン(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、オランダ(保護する責任グループを代表)、イスラエル、リヒテンシュタイン、クロアチア、ロシア連邦、エラレオネ、スイス、パラグアイ、米国、オーストリア、トーゴ、オーストラリア、フランス、中国、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、バングラデシュ、アゼルバイジャン、ウルグァイ、アイルランド、アルメニア、国際赤十字委員会、コーティヴォワール、モロッコ国内人権会議、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、メキシコ人権擁護推進委員会、アジア・リーガル・リソース・センター、世界市民協会

答弁権行使

中国: 中国における宗教の状況について証拠のない非難をするある NGO のステートメントを全面的に拒否する。中国が門戸を開いて以来 30 年で、宗教の自由は完全に保護され、5,000 以上の宗教団体がある。政府は、ティベットと新疆で宗教の自由を保護することを重視している。国の安全保障と公共の利益に関することとなるときにのみ政府が介入するが、宗教問題には介入しない。

3月2日(金)午後

シリア東部ゲータの状況に関する緊急討議

開会ステートメント

Vojislav Suc 人権理事会議長

人権高等弁務官ステートメント

Zeid Ra'ad Al Hussein 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント

シリア・アラブ共和国

緊急討議

欧州連合、カタール、英国、ブラジル、エジプト、アラブ首長国連邦、メキシコ、米国、サウディアラビア、スイス、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ウクライナ、中国、イラ

ク、キューバ、ネパール、ドイツ、スロヴァキア、ベルギー、日本、アンゴラ、セネガル、チリ、スウェーデン(安全保障理事会でシリアに関する人道トラックの共同ペンホルダーとしてのクウェートとの共同声明)、リヒテンシュタイン、フィンランド、クウェート、アルジェリア、ボツワナ、シエラレオネ、オランダ、ヨルダン、カナダ、アイスランド、コスタリカ、ボリヴィア多民族国家、イタリア、アイルランド、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国、デンマーク、朝鮮民主主義人民共和国、トルコ、ニュージーランド、ベラルーシ、バーレーン、リトアニア、ウルグアイ、フランス、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、Conseil International de Soutien a des Proces Euitables et aux Droits de l'Homme、アラブ法律家連合、世界市民協会、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際法律家委員会、婦人国際平和自由連盟(WILF)、国際人権同盟連盟

日本のステートメント: 少なくとも 30 日間の休戦を要請している安全保障理事会決議 2401 号を歓迎する。決議は、すべての当事国が完全に速やかに決議を実施することを要請している。日本は、シリア危機は軍事的手段によっては解決できず、政治的解決が追求されなければならないと信じている。日本は、人道援助を可能にし、国連が主導する政治プロセスを進める最善の努力を払うために、すべての軍事行動を止めるようすべての当事国に要請する。

決議案の採択

主提案国: 英国

修正案の提案: ロシア連邦、南アフリカ

一般コメント: 英国、米国

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

3月5日(月)午前

決議の採択

1. シリア・アラブ共和国東グータにおける悪化する人権状況(A/HRC/37/L.1)

主提案国: 英国

共同提案国: ベルギー、ブルガリア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、リトアニア、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、スウェーデン、米国

修正案 L.2 の票決

表決前ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブラジル、ドイツ、メキシコ、英国

賛成 10 票、反対 19 票、棄権 17 票で修正案 L.2 を否決

修正案 L.3 の票決

表決前ステートメント: 米国、英国

賛成 9 票、反対 19 票、棄権 18 票で修正案 L.3 を否決

修正案 L.4 の票決

表決前ステートメント: 米国、英国

賛成 9 票、反対 20 票、棄権 17 票で修正案 L.4 を否決

修正案 L.5 の票決

表決前ステートメント：ベルギー、英国

賛成 4 票、反対 23 票、棄権 19 票で修正案 L.5 を否決

口頭で修正の L.1 の票決

表決前ステートメント：メキシコ、パキスタン、エジプト、ペルー、イラク、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、チュニジア、オーストラリア、キューバ、中国

賛成 29 票、反対 4 票、棄権 14 票で、口頭で修正の L.1 を採択

表決後ステートメント：フランス、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国

決議内容(翻訳は別紙参照)

子どもの権利に関する丸 1 日の年次会議

開会ステートメント

1. Vojislav Suc 人権理事会議長: 今年の子どもの権利に関する丸一日の会議の第一のパネルは、人道状況での子どもの権利保護のテーマに重点を置く。この会議の目的は、人道状況で子どものニーズと権利が支持されることを保障するために人権社会と人道社会の間のギャップを埋めることである。丸一日の年次会議は、人道状況での子どものニーズと権利に応える際の異なったレベルの慣行と教訓を調べるパネルで始まる。パネリストは、Helen Durham 国際赤十字委員会国際法・政策部長、Sikandher Khan 国連子ども基金緊急事態プログラムジュネーブ事務所所長、Alejandro Gamboa コロンビア・プラン・インターナショナル国内ディレクター、Monica Ferro 国連人口基金ジュネーブ事務所所長である。ジュネーブ国連事務所欧州連合代表部次席大使の Mr. Carl Hallegard が討論の司会を務める。

2. Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官: 危機の場で子どもの保護を強化する必要性の緊急性は、これができないことの厳しい測定基準によって測定されているのみならず、全規模によっても証明されている。2016 年だけでも 63 か国にわたる 4,300 万人の子どもたちが人道支援を必要としており、今日 35,700 万人の子供たちが紛争地帯で暮らしており、これは前世紀の最後の 10 年以來約 75% の増加であり、世界的に子ども 6 人に 1 人を占めていることを想起し、世界のすべての地域の何百万人もの子どもたちが、成人によって打ちのめされていることを述べる。Alan Kurdi は岸に打ち上げられ、Omran Daqneesh は救急車に詰め込まれ、数えきれない名も知らぬ子供たちが恐ろしい地中海をわたる途中で命を失い、何千人もがミャンマーのラカイン州での狙い撃ちにさらされ、女兒は青ヘルメット軍によって性的に虐待され、搾取され、子どもたちは数もわからぬ宗教的・世俗的援助ワーカーの手で犯され---これらすべて成人の失敗による悲劇も子どもが耐え忍んでいるが、恥は子どもたちが受けるべきものではないことは確かである。

紛争、赤貧の悪影響を最も受け、気候変動に最もさらされている国々の大多数の人々は子どもである。危機時に、子どもは家族と離れ離れになり、戦闘員による誘拐、武力軍による徴兵と搾取に直面し、逃避行でさらなる性的虐待と搾取、子ども労働と人身取引に直面し、経由中にさらなる虐待、ネグレクト、基本的サービスの剥奪に遭い、より頻繁に不法な拘束、外国人排斥、受けたトラウマに対するケアの不在に遭う。子どもは、世界の国内避難民の半数を占め、世界の難民の半数以上を占め、子どもの権利は決して彼らを見捨てないが、義務の担い手はしばしば子どもを見捨てるようである。子どもの虐待に対する大人の寛容はあまりにも大きいので、その規模、幅、その残酷な苦悩の深い長期的な損害にかかわりなく、世界は未だにその責任の最前線と中心に子どもを置こうともがいていることを嘆か

わしく思う。私たちの子どもに対する残酷さが、子どもは言うに及ばず、誰も支払うことのできない厳しい通貨での経費を取り立てており、これは私たち皆の恥であり、国連もその恥を負わなければならない。「世界人権宣言」と国際人権法の普遍的適用性の70周年の状況で、子どもの権利は人権であり、子どもの最高の利益がいつでもどこでもすべての意思決定プロセスの最前線に置かれなければならないことを強く再確認する。

司会者とパネリストのステートメント

1. Carl Hallergard ジュネーブの国連及びその他の国際団体事務所欧州連合代表部次席大使・パネル司会者: 世界中で、世界の人道状況が、子どもの権利を損なってきた。生命への権利と虐待からの保護は、子どもの権利保護の枠組みに統合されているが、問題なのは実施である。子どもの権利の保護のための法的枠組におけるギャップと課題に関する問題が提起されている。
2. Helen Durham 国際赤十字委員会国際法政策部長: 法律の選択的適用が、保健と教育の領域で見られるように、人道状況で起きる主要な問題である。特別保護は、難民法、国際人権法及び国際人道法にわたって子どもに認められている。「子どもの権利に関する条約」は、子どもに関するすべての行動で、子どもの最高の利益が主たる配慮であるべきであることを規定している。国際人道法の慣習的規則は、武力紛争の状況にとらえられた子どもたちは特別な尊重と保護への資格があるということである。しかし、今日の子どもはすべての難民の半数以上を占めており、2016年には8,000名以上の子どもたちが紛争状況で不具にされたり殺されたりしている。戦時中の保健ケア制度の崩壊は、すでに武力紛争に耐えている地域社会を保健危機、感染性病気の増加、子どもの死傷者数の悪化にさらしてきた。教育へのアクセスに関しては、人道法が、市民のものとして学校を保護し、戦争当事者に教育へのアクセスを促進するよう要請した。しかし、世界の学齢期の子ども25%が、人道危機の悪影響を受けている国々で暮らしているが、そういった子どもたちは、小学校・中学校レベルで、学校に通っていない子どもたちの43%を占めている。国際赤十字委員会は、あるカテゴリーにあたる子どもたち、移動者、女兒、暴力的過激主義者のようなあるレッテル、カテゴリーと関連させられる子どもたちが既存の法的保護のより低い水準に直面するというさらなる危険にさらされる法律の選択的実施について懸念している。
3. Sikander Khan 国連子ども基金ジュネーブ緊急事態プログラム事務所所長: 今日推定5億3,500万人の子どもたち---世界の子ども4人に約1人---が、しばしば医療ケア、清潔な上下水道施設、適切な栄養、質の高い教育または保護へのアクセスのない、人道危機によって悪影響を受けている国々で暮らしている。子どもたちは、紛争、暴力、自然災害の結果として強制移動もさせられている。今日、世界全体にわたって、1,000万人以上の子どもたちが難民であり、1,700万人の子どもたちが国内避難させられている。人道危機が、「子どもの権利に関する条約」に書かれている全ての権利、つまり教育、健康、家庭環境の中で成長する権利及びさらに多くの権利の実現を損なっている。危機は、子どもを安全に保つために働く制度---家庭、学校、地域社会で---も破壊した。子どもたちは傷つけられ、殺され、武力軍と武装集団によって徴兵され、利用され、拘束され、人身取引され、経済的搾取に無理強いされ、身体的虐待と性的暴力を受けている。学校や病院は、国際法に違反して直接的な標的にされている。人道状況を含め、すべての子どもの権利の実現を支援することが、いつでも、あらゆる状況ですべての子どもに適用される「子どもの権利に関する条約」に導かれるユニセフのマンデートの核心にある。破壊的ではあるが、人道状況は、法改革と能力構築を通して制度を「より良く立て直し」強化するために各国政府及びその他のパートナーと協力する機会も提供している。ユニセフによる子どものための介入の3つ

のカギとなる領域は、子どもの釈放と再統合、並びに子どもの拘束と犯罪化及び緊急事態におけるジェンダーに基づく暴力との闘いに関連している。

4. Alejandro Gamboa コロンビア・プラン・インターナショナル国内部長: プラン・インターナショナルは、子どもの権利のために70か国以上で活動している独立NGOである。とりわけ、このNGOは、人道状況でも開発状況でも、女児の平等を達成することを目的としている。人権の尊重がその活動の核心にある。紛争と自然災害の状況では、プラン・インターナショナルは、態度、基準及びジェンダーに関連する行為を変える際に、女児、男児、思春期の若者及びその地域社会と協力して、防止活動を行っている。コロンビアとナイジェリアで実施されたプラン・インターナショナルの活動について人権理事會に伝える。コロンビアは、農山漁村の人々と障害者を含め、武力紛争に苦しみ、その被害者である人々が人口の最も周縁化された部分である、50年も続いた最も恐ろしい長引く紛争の一つを経験してきた。紛争の被害者は800万人近くであったが、その中の30%が女児、男児、思春期の若者である。2015年にコロンビア革命軍と署名された協定で、これら戦争被害者の声が極めて重要である。強靱性を築く新しい世代がいる。ナイジェリアでは、ボコ・ハラムが行った暴力が、2,600万人の人々に悪影響を与え続けている。その結果、180万人近くの人々が強制移動させられた。紛争はすでに脆弱な教育制度、並びに生計を弱体化した。両国とも、武力紛争が女児に与える恐ろしい影響を見てきた。プラン・インターナショナルは、年齢とジェンダーに配慮したプログラムの取組で、これら地域社会との生計活動を行っている。プラン・インターナショナルは、ジェンダーに基づく暴力を禁止するイニシアティブも行ってきた。「変革のチャンピオン」は、子ども結婚がすべての人道の場での重大な問題であることを念頭に置いて、ジェンダー差別と暴力を防止する革新的取組の例である。子ども結婚の増加についての証拠が増えており、女児に不相応な影響を与えている。両国において、プラン・インターナショナルは、地域社会と学校が、社会の骨組みを強化し、積極的参加を通し、その未来を強調することを通して平和の文化を築き上げる手助けをした。

5. Monica Ferro 国連人口基金ジュネーブ事務所所長: 思春期の女児は、災害と紛争の激動の時期に見過ごされている。トラウマにかかり、伝統に縛られ、学校と家族の構造及びなじみ深い社会ネットワークから引き離されて、彼女たちは、難民キャンプまたは分裂した地域社会の群衆の中で見失われることもある。何百万人という思春期の女児は、人道支援を必要としている。妊娠関連の死亡の危険は、20代の女性に比べて15歳から19歳までの女児では2倍であり、10歳から14歳までの女児では5倍である。国連人口基金は、質の高い救命的な性と生殖に関する健康サービスへのアクセスを確保するために活動している。2017年には、人口基金は、36か国で提供される思春期の性と生殖に関する健康サービスで150万人の思春期の若者に到達し、21,000人以上の思春期の若者を訓練した。2009年には、国連人口基金は、「人道の場での思春期の性と生殖に関する健康ツールキット」を開発した。効果的な介入は、危機の前または早期に企画とプログラム形成で始められる必要がある。そのような介入は、柔軟性があり、多文化に配慮した、革新的で、マルチスペクトルで統合された取組を含むものである。安全なスペースは、思春期の女児に生計技術、ジェンダーに基づく暴力のための心理・社会カウンセリング、性と生殖に関する健康情報へのアクセスを提供する。移動診療所と移動アウトリーチ・グループは、避妊具を含めた救命サービスと支給品をもたらす。思春期の若者と青少年のかかわりと参画は、人道対応の一部として女児をエンパワーし、尊重する戦略である。

討論

ヨルダン(アラブ・グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、オーストラリア(諸国グループを代表)、ノルウェー(「安全な学校宣言」と支持する諸国グループを代表)、セネガル(フランス語国際機関を代表)、ラトヴィア(北欧バルティックグループを代表)、英国、スロヴェニア、カタール、アイランド、ブルガリア、先住民族宣教会議、国際セイヴ・ザ・チルドレン同盟(子どもの権利コネクト)、子ども擁護インターナショナル、エクパット国際財団、国際カトリック子どもビューロー、国際 ADT 第四世界運動、プラン・インターナショナル Inc.、Stichting 戦争の子ども、女性世界サミット財団との共同声明)、プラン・インターナショナル Inc.、イスラエル、ジョージア、ブラジル、ホーリーシー、イタリア、ベルギー、インド、メキシコ、モンゴル、フィリピン、米国、ポルトガル、人権監視機構、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、世界環境資源会議

まとめ

Helen Durham, Sikander Khan, Alejandr Gamboa, Monica Ferro

3月5日(月)昼

議事項目 3(継続)

真実・正義・再発防止に関する特別報告者と大量虐殺に関する事務総長特別顧問との意見交換対話(継続)

国際法律家委員会、アメリカ・マイノリティ国際人権協会(IHRAAM)、国際女性の平等協会

まとめ

Pablo de Greiff, Adma Dieng

提出文書

25. 安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境の享受に関連した人権責務の問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/58)
26. 上記報告書付録---ウルグアイへのミッション(A/HRC/37/58/Add.1)
27. 上記報告書付録---モンゴルへのミッション(A/HRC/37/58/Add.2)
28. 食糧への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/61)
29. 上記報告書付録---ザンビアへのミッション(A/HRC/37/61/Add.1)

報告書プレゼンテーション

1. John Knox 安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境の享受に関連した人権責務の問題に関する特別報告者
2. Hilal Elver 食糧への権利に関する特別報告者

当該国ステートメント

モンゴル、ウルグアイ

意見交換対話

欧州連合、コスタリカ(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、セントヴィンセント・グレナディーン(アンティグア・バーブダ、バハマ、ハイティも代表)、スロヴェニア、ハイテ

イ、パキスタン、エジプト、スイス、セネガル、フィリピン、ヴェトナム、トーゴ、キューバ、フランス、中国、エチオピア、インド、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、マレーシア、イラク、モルディヴ、イラン・イスラム共和国、コスタリカ、ジョージア、ペルー、インドネシア

特別報告者の回答

John Knox < Hilal Elver

意見交換対話(継続)

ボツワナ、ボリヴィア多民族国家、スーダン、ブルキナファソ、バングラデシュ、アイルランド、ガボン、国連環境計画、国連食糧農業機関、国連欧州経済委員会、ネパール、パレスチナ国、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、アゼルバイジャン、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、南米インディアン会議、アジア・リーガル・リソース・センター、フランシスカン・インターナショナル、協議のための友好世界委員会---クウェーカー教徒、人権監視機構、母親が大事(Make Mothers Matter)、Terre des Hommes 国際連盟、Earthjustice、アムネスティ・インターナショナル、FIAN インターナショナル、砂漠のチータの歌、国際アメリカ・マイノリティ人権協会(IHRAAM)、世界 Barua 団体、暴力被害者擁護団体

まとめ

John Knox, Hilal Elver

答弁権行使

ネパール: 人権の保護と推進において、市民社会は重要なパートナーである。ネパール政府はこの点で NGO と相談しかかわっているが、事実上の基礎を欠いているある市民社会団体のコメントに困惑している。移行司法に完全に対処するために、ネパール政府は正義と説明責任を確保するために行方不明の人々のための国内委員会の任期を延長した。ネパールは刑事責任免除を大目に見ることはしない。

インドネシア: 保健ケアと食糧の供給に関連して、アスマットと西パプア地域の状況を明確にする。遠隔地域は独自の課題を呈する。しかし政府は状況を改善するために即座の短期的・中期的措置を取ってきた。つまり、女性と子どもに特別な注意を払って、悪影響を受けている地域に保健ケアと食糧品提供するために迅速な飛行チームを派遣した。

3月5日(月)午後

子どもの権利に関する丸1日の年次会議第2部

司会者及びパネリストによるステートメント

1. Ricardo Gonzalez Arenas ジュネーブ国連及び国際団体事務所ウルグアイ代表部大使・司会者: 自然災害では子どもは特に脆弱である。彼らは傷害を負い、障害者になり、身体的・性的虐待を受け、健康問題の比較的大きな危険にさらされ、または家族と離れ離れになることもある。紛争の状況では、彼らは、武力集団による徴兵、切断、誘拐、レイプ及びその他の形態の性暴力を含め、重大な侵害を受ける。彼らの教育、食糧、健康への権利は不断に侵害されている。強制移動の状況では、子どもたちは大量の国外追放を受ける。いかなる状況においても、子どもたちは社会サービスからの保護はほとんどなく、搾取され、売られ、身体的暴力を経験する可能性はるかに高い。子どもの権利委員会委員であ

る Mr. Gehad Madi 紹介するが、子どもの権利の視点から委員会はこの状況をどのように監視しているのか彼に尋ねる。

2. Gehad Madi 子どもの権利委員会委員: 委員会は、武力紛争で子どもが直面する侵害について深く懸念している。世界は、子どもに対する多くの残虐行為を目撃している。2週間前の武力紛争への子どものかかわりに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の18周年に言及するが、子どもたちの中には、16歳で未だに徴兵されている者もある。国家の中には、子どもの任意の徴兵年齢を16歳から18歳に引き上げたところもあり、これは歓迎される手段である。最も懸念される統計の一つは、非国家の武力集団によって徴兵される子どもたちの40%が女兒であると述べている。女兒は武力による暴力を行うことができるが、料理や掃除もでき、性的サービスも提供できるので、募集者は男児よりも女兒を標的にしている。これは大変驚くべきことであり、女兒には特別な注意が必要である。委員会は、国際移動の状況での子どもの人権に関して、移動労働者委員会と共に、合同一般コメントを採択したが、これには、この点に関して、国家の責務のみならず、すべての規定と原則が含まれている。委員会は、締約国が、この一般コメントを読み、消化し、実施することを望んでいる。委員会が歓迎する和解プロセスや和平協定もあり、子どもの動員解除と釈放の問題が速やかに行われることを希望している。子ども兵士が社会に再統合される必要性は大きい。子どもたちはあまりにも多くのトラウマを目撃してきた。同時に締約国の中には、動員解除しつつ、これら子どもたちを再統合させるための財政的・技術的・人的支援を大変に必要としているところもある。自然災害の結果としての子どもの状態となると、委員会は国家が如何に行動しなければならないかまたは行動してはならないかを決定し、子どもの意見が聞かれることを保障する臨時出費計画を実施するよう各国に求めている。最後に、人権理事会に子どもの代表がないことを残念に思う。子どもは権利保持者であり、この会期に参加するべきである。

3. Nicolas Gerard 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表事務所監視通報チーム長: 世界全体にわたる紛争の大きさと敵対行為における国際法尊重の軽視が、最も脆弱な者、つまり男児と女兒を保護するという仕事をますます難しいものになっている。監視・通報メカニズムは、子どもに対して行われ侵害に対する説明責任を推進するための重要なツールである。これは、子どもと武力紛争に関する事務総長の年次報告書に紛争当事国が列挙されている国別状況において、子どもに対して行われる6つの重大な侵害に関する情報を収集し検証するために、国連安全保障理事会決議1612号によって設立された。収集された情報は、アドヴォカシーと行動計画を通して重大な侵害をなくし防止し、人道対応を特徴づけるための行動を生み出すために用いられている。十余年で、このマンデートの強力な法的枠組が、子どものための重要な前進につながってきた。つまり、29の行動計画が紛争当事国によって署名され、それぞれに、子どもの徴兵と使用の犯罪化のような説明責任を推進する措置が含まれている。事務所は子どもの徴兵と使用に対して列挙されている全てに政府の安全保障軍と行動計画においてかかわっている。事務所の作業は、今では、男児と女兒は紛争において政府の安全保障軍によって徴兵され、使用されてはならず、すべての重大な侵害から保護されなければならないという普遍的に近いコンセンサスに基づいている。侵害をなくし、説明責任を推進するための非国家行為者とかかわりは、事務所が未だに直面している最大の課題の一つである。

「事務所」は、侵害を止め、そもそも起こることからそれらを防ぐことへのかかわりを強化するという事務総長の夢に基づく戦略を現在開発している。

一般の意識啓発と行動を強化することは、防止戦略の核心にある。「子どもであり、兵士ではない」

キャンペーンは、各国政府との行動計画の署名と実施のための触媒となった。今ではキャンペーンは公式には終わったが、「子どもと武力紛争」のアジェンダについて大多数の国々のパートナーによって、アドヴォカシー・ツールとして継続して利用されている。「事務所」は、マンデートに含まれているその他の侵害によりよく対処する追加のアドヴォカシー・ツールを作り出しつつ、侵害を防止する究極の目標に重点を置いて、「子どもであり、兵士ではない」の業績に基づいて、現在、新しいイニシアティブを開発しつつある。戦略のもう一つの側面は、子ども保護への共通の取組を開発することにより、国際平和と安全保障の維持にますます重要な役割を果たしている地域・小地域団体との協力を強化することである。一つの最近の例は、すべての活動における基準を設けつつある NATO の子ども保護政策ガイドラインと訓練とのかかわりである。

1. Ricardo Gonzalez Arenas: 異なった人道状況と異なったレベルで、国家に説明責任をもたせるために市民社会がどのように活動しているかの例を次にパネリストに分かち合っていたきたい。

4. Justin Byworth ワールド・ヴィジョン・インターナショナル災害管理世界リード: 子どもに発言権とその懸念を表明する機会とプラットフォームを与えて、子どものための説明責任制度を設置することの重要性を強調する。子どもの懸念や課題に耳を傾けることは、介入をより対象を絞った効果的なものにする際の手助けとなり、その人権を運用できるようにもする。ワールド・ヴィジョンは、その緊急事態介入に子どもを組織的に統合しており、2016年に、災害がその生活にインパクトを与えた程度を理解し、ワールド・ヴィジョンの救援努力が、どれほど効果があったかに対する洞察を得るために、過去10年にわたって11,000名の子どもが語ってきたことの概要を発表した。子どもの話を聞くことから出てきたものは、子どもが自分たちを紛争や災害のただの被害者としてではなく変革の担い手と考えているということであり、子どもたちは自分たちを他の人々と同じようにそれなりに人道行為者と考えているということであった。核心となる人道基準は、紛争や災害の悪影響を受けている人々は、意思決定において情報と参画への権利があり、この苦情処理メカニズムにおいて果たすべき強力な役割があると述べており、フィリピンで、ワールド・ヴィジョンは、これら制度を子どもに優しいものにするガイドラインを、今、開発している。子どもたちは、自分たちの第一のニーズは保護と教育であるが、保護はひどく資金不足で資金提供も少なく、子どもたちは必要であり、それに値する保護を受けていないと繰り返し述べている。

1. Ricardo Gonzale Arenas: 国連難民機関の代表に、人道状況で子どもを保護する際の好事例を拡大していただきたい。

5. Shahrzad Tadjbakhsh 国連難民帰還国際保護部副部長: 子どもは世界の国内避難民の半数近く、すべてに難民の半数以上を占めており、災害の悪影響を受けた子どもたちに対する説明責任は、国際的優先事項でなければならないことを強調する。これは、強制移動中にその生活をしっかりとつかんでおくことではなくてその包摂的教育を支援し、その受け入れ社会での国の教育構造を強化し、高等教育への創造的道を可能にし、その国籍と法的身分証明への権利を確保し、その声と野望に耳を傾け、彼らを解決策への効果的探究の一部とすることを意味する。強制移動させられた子どもたちの教育は、武装集団やギャングへの徴兵、または子ども労働のような様々な危険に対する重要な保護を生み出し、彼らの未来を築く際に重要な役割を果たす。しかし、5歳から17歳までの350万人以上の難民の子どもたちは、前学年度で学校に通うことができず、一方世界的に思春期の若者の84%が中・高等学校に通っているが、この数字は難民では22%に下がっている。初等教育及びその他の30万人以上の学校に通っていない難民の子どもたちを就学させる手助けをした「世界教育パートナーシップ」、「子どもを教育するプログラ

ム」のような国内プログラムに難民の子どもを含める際の好事例はある。強制移動させられた社会も受け入れ社会も等しく支援して、これらプログラムへの支援を継続することが極めて重要である。人道状況において子どものための解決策の重要な一部として、無国籍の防止のみならず、国籍と法的身分証明へのすべての子どもの権利も同様に重要である。

討論

欧州連合、スペイン、アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、メキシコ、ネパール、チリ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ケニア、ヨルダン、ウルグアイ、性と生殖に関する権利センター、アメリカ・マイノリティ国際人権協会(IHRAAM)、欧州連合広報、イラク、アフガニスタン、コート・ド'イヴォワール、アンゴラ、ホンデュラス、欧州会議、スイス、オーストラリア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、シリア・アラブ共和国、中国、世界市民協会、アフリカ地域農業貸付協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.

まとめ

Shahrzad Tadjbakhsh, Justin Byworth, Nicolas Grard, Gehad Madi

3月6日(火)午前

議事項目 3(継続)

提出文書

30. プライヴァシーへの権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/62)
31. 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者報告書(A/HRC/37/60)(翻訳は別紙参照)
32. 上記報告書付録---ドミニカ共和国へのミッション(A/HRC/37/60/Add.1)

報告書プレゼンテーション

1. Joe Cannataci プライヴァシーへの権利に関する特別報告者
2. Maud de Boer-Boquicchio 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者: 子どもがしばしば第一の被害者であり、時には主たる標的でさえある恐ろしい紛争と人道災害を世界が目撃しているため、国際社会は、よそに逃れたり避難を求めたりすることがうまくできない者に保護を提供しなければならない。戦争や災害を逃れてくる子どもたちが、様々な形態の搾取を受けることにより、旅の途上でさらなる困苦に遭遇することは受け入れ難い。人身取引に関する特別報告者と共に行った、紛争と人道危機の状況での搾取に対する子どもの脆弱性に関する合同報告書は、既存の防止メカニズムと紛争と人道危機の状況での子どもの様々な形態の搾取への対応が大部分非効果的であると結論付けた。報告書の勧告、特に子どもの入国時の拘束の禁止に関連する勧告を実施するようすべての国家を奨励する。「移動に関するグローバル・コンパクト」の折衝が重要な段階に達している時に、世界は、子どもの権利が顕著に反映されることを保障する必要がある。

国別訪問に関しては、2018年5月に正式訪問を行うようにとのアイルランドと政府の招待を歓迎し、2018年10月に訪問を予定しているマレーシア政府との実り多い協力を楽しみにしている。代理母制度に関するテーマ別調査に関しては、子どもは権利保持者であり、子どもを商品化しようとする試み

は、この規範と矛盾することを想起する。代理母制度に関するその視点にかかわらず、国家は、代理母制度の状況で、子どもの売買または人身取引を防止する保証を生み出さなければならない。報告書は、現在普通に行われている商業的代理母制度は、国際人権法の下で定義されているように、子どもの売買にあたる。実際、代理母または第三者が「報酬またはその他の配慮」を子どもの引き渡しと交換に受けるならば、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利条約」の「選択議定書」によって定義されているように、子どもの売買が起こる。市場及び契約に基づく形態の商業的代理母制度の大規模な慣行によって生み出される圧力に抵抗することが最も重要である。人権に基づく厳しい規制が、代理母制度が子どもの売買とならないことを保障するために結局は必要とされる。この点で、報告書は2つの保証を提案している。

ドミニカ共和国への訪問からの主要な結論と勧告に関しては、この国の子どもの売買と性的搾取が多くの形態を取り、広がっていることに重大な懸念を述べる。しかし、ここ10年で、この問題に関して認識が高まってきており、その結果、例外なく絶対的禁止の組み入れのみならず特別法の採択を含め、多くの活動が行われてきた。ドミニカ政府には、その観光戦略の核心に子どものセックス・ツーリズムの禁止を置くよう要請し、子どもの性的搾取との闘いは、ドミニカ共和国の政治的優先事項とならなければならないことを述べる。

当該国ステートメント

ドミニカ共和国

意見交換対話

ブラジル(諸国グループを代表)、欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、国連子ども基金、イスラエル、ロシア連邦、パキスタン、エジプト、チュニジア、米国、トーゴ、オーストラリア、キューバ、フランス、中国、モロッコ、インド、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、メキシコ

特別報告者回答

Joseph Cannataci

Maud de Boer-Buquicchio: 代理母の問題を無規制のままにしておく、明確に重大な危険が伴う。国家においてどんな政策が出されても、完全な禁止であっても商業的代理母制度だけの禁止であっても、人権に沿ったものでなければならない。この点で設置される規制には、出生後の子どもの最高の利益の決定並びに適切な安定措置とアイデンティティの保護への配慮が含まれる。保証には、旅行の自由に関するものを含め、情報を得た同意の権利と代理母制度の財政的・医療的側面の適切な規制が含まれる。仲介者の厳しい規制が不可欠である。国家は海外で行われる代理母制度に直面することを念頭に置くことが極めて重要であり、従ってこれに関する法律も必要である。そのような代理母制度は自動的に拒絶されたり受け入れられたりするべきではない。自分の報告書からの結論を代理母制度に関して他の人権メカニズムとの意見交換の基礎として利用してきたし、この問題に関するさらなる協働を行うつもりである。女性の権利の視点を含め、この問題を調査するよう女子差別撤廃委員会を含めた他の人権メカニズムに要請する。アフリカ大陸では代理母制度に関するデータが欠如しており、信頼できるデータを収集し、質的・量的データ収集を行う必要があることには同意する。この問題に関する米国のコメントに応じて、いくつかの州で合法的である代理母取り決めは子どもの売買とはならないという主張には反対す

る。これは単純なことであり、つまり売買は、支払い、引き渡し、引き渡しに対する支払いという要素より成る。従って、子どもの売買に関する「選択議定書」の第 35 条の範囲から代理母制度を排除する権利ではない。子どもの権利の視点と持続可能な開発目標の側面から売買と人身取引の防止に重点を置く報告書を総会に提出するつもりである。オーストラリア代表団に於いて、代理母制度に関するすべての見解には耳を傾けなければならないという意見であり、この問題に関して社会的討議を要請する。現在、国際原則と基準が、子どもの権利に従う代理母制度に関して開発されつつある。代理母制度の状況での養子縁組に関しては、これは 2 つの全く異なる問題であることを指摘する。その共通の要素は、両者の底辺にある原則は、国際法の下では子どもへの権利というものはないということである。両者をまとめるものは、子どもの最高の利益である。

意見交換対話(継続)

イラン・イスラム共和国、タイ、ボリヴィア多民族国家、スーダン、エクアドル、英国、アイルランド、**日本**、マルタ騎士団、スロヴァキア、サウディアラビア、ホンデュラス、パラグアイ、南アフリカ、イラク開発団体、性と生殖に関する権利センター(子どもの権利コネクト、国際人権同盟連盟との共同声明)、欧州法律司法センター、自由擁護同盟、アジア・リーガル・リソース・センター、プライベート・インターナショナル、人権アドヴォケイツ、進歩的コミュニケーション協会、国際仏教徒救援団体、Assoazione Comunita Papa Giovanni XXIII(エドモンド・ライス国際 Ltd.、St. Vincent de Paul の慈善娘団、国際カトリック子どもビューロー、国際女性ヴォランティア団体、教育・開発 VIDES、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle salesiane di Don Bosco、万人のためのデモンストラーション、母親が大事---MMM、国際独立社会環境使徒運動、カトリック女性団体世界連合との共同声明)、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、ヒューマン・ライツ・ナウ、世界市民協会、国際あらゆる形態の人種差別撤廃団体 ESFORD、Jossur Moroccan 女性フォーラム

日本のステートメント: 国際社会で、プライベートへの権利を含め、日本は、人権の保護と推進において、積極的役割を果たすことに依然としてコミットしている。日本は特別報告者の報告書に述べられている申し立ての書簡に対応する機会が与えられなかったことを残念に思う。

まとめ

Joe Cnnataci

Maud de Boer-Buquicchio: 代理母制度法の遡求的改正に関するメキシコの質問を歓迎する。子どもの最高の利益の概念は、代理母制度でも中心的である必要があり、子どもの最高の利益を脅かすような状況にはつながらない。親の犯罪の捜査も、子どもの最高の利益に重点を置かなければならない。子どもの最高の利益の実施をどのように確保するかに関する国家のための指示は、子どもの権利委員会のコメント第 14 号に含まれており、「子どもの権利に関する条約」のこの規定をどのように実施するかに関して国家に助言を提供している。国際・国内代理母制度法は、人権に基づいて、子どもの売買を禁止すべきである。代理母制度のような生殖補助医療は、議論する重要性のある倫理的配慮を提起する。もし国家がこの領域を規制できないならば、子どもの国際・国内市場の可能性があるので、法律が生殖技術に遅れないようにしていくことが重要である。そのような市場はすでに存在しており、直ちに壊す必要がある。その他の人権条約も、代理母制度の問題を取り上げることが重要である。いかなる状況の下でも、子どもは商品として扱われ、懐胎の方法に基づいて差別されてはならない。「子どもの権利

に関する条約」と子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」を批准している全ての国家は、この考えを支持するべきである。

3月6日(火)昼

議事項目3(継続)

提出文書

33. 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表の年次報告書(A/HRC/37/47)

34. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の年次報告書(A/HRC/37/48)(翻訳は別紙参照)

報告書プレゼンテーション

Marta Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表: 暴力からの子どもの保護を確保するための主要なイニシアティブを強調する。最近スウェーデン政府が主催した初めての「暴力をなくす解決策サミット」は、子どもに対する暴力をなくそうとする際の重要な一里塚であった。3つの主要なメッセージは、第一に、現地での目に見える結果によって元気づけられたと感じる強力な理由である。カンボディア、フランス、メキシコ、パラグアイ及びタンザニア連合共和国を含む世界の国々の半数が、子どもに対する暴力に関する包括的な政策アジェンダを採択した。画期的な法律が、機密の子どもに配慮しカウンセリングと苦情処理メカニズムを提供して、ブラジルによって採択された。チリは、独立した「子どもオンブズマン」を設立した。ボツワナ、ルワンダ、ウガンダ、レソト、モザンビーク及びナミビアを含め、暴力への子どもの暴露に関してますます多くの数の家庭調査が行われた。第二のメッセージは、強い緊急感をもって前進する強い緊急の判断があったということである。世界の子どもの半数が暴力を経験している。2歳から4歳までの約3億人の子どもたちは、身体的・心理的虐待の被害者である。子どもたちは、信頼している環境で、暴力的手段で躰けられ、いじめられ、性的に攻撃され、オンラインでグルーミングされまたは拘禁センターで虐待されている。暴力の連続は止めなければならない。

第3のメッセージは、「2030アジェンダ」が、暴力をなくす歴史的機会を提供しているということである。「高官政治フォーラム」の年次セッションは、「2030アジェンダ」を実施する際の戦略的瞬間を記している。2019年に、子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくすためのターゲット16.2を含め、「目標16」の詳細な見直しが行われるであろう。2019年は、「子どもの権利に関する条約」の30周年である。努力が倍増され、「高官政治フォーラム」に提出されるすべての任意の国内見直しには、子どもに対する暴力に対応するために取られた国内行動の健全な反映が含まなければならない。

Virginia Gamba 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表

意見交換対話

欧州連合、アルゼンチン(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、アラブ・グループ、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、国連子ども基金、コロンビア、イスラエル、ロシア連邦、クロアチア、ドイツ、ベルギー、エジプト、ノルウェー、エストニア、スイス、セネガル、チュニジア、スペイン、リビア、米国、南アフリカ、オーストリア、オーストラリア、キューバ、バーレーン、シリア・アラブ共和国、フランス、中国、アンゴラ、ウクライナ、ミャンマー、モロッコ、ギリシャ、パレスチナ国、マレーシア、イラク、モルディヴ、イラン・イスラム

共和国、タイ、ジョージア、アルジェリア、スーダン、ジブティ、ルクセンブルグ、ナイジェリア、バングラデシュ、英国、エクアドル、アゼルバイジャン、マルタ騎士団、ウルグアイ

特別代表回答

Marta Santos Pais: 多くの代表団が、子どもに対するあらゆる形態の暴力を防止することが極めて重要であることを認めていることを大変ありがたく、励みになることと思う。子どもの最初の 1,000 日が決定的であり、生き方とその未来を決定する。彼らが愛情のあるいたわってくれる家庭環境から利益を受ける時、彼らは最も幸せな人間となることができる。しかし、幼い時に虐待され、ネグレクトされ、体罰や虐待が起こると、彼らは自分の話を分かち合うことができず、ましてや助けを求めることもできない。彼らに健康上の問題が起こり、自分がやっていることが悪いとも気づかずに、しばしば犯罪活動に誘われるようになるであろう。社会が幼児期に投資しないとき、国家はその健康や教育への投資の 2 倍も失うことにもなる。従って、これは経済の議論でもあり、「持続可能な開発目標 4」は、最高の、質の高い教育を達成するための前提条件である。

各国は、3つの重要な措置を取るよう要請される。第一に、子どもに対して躰または懲罰措置を利用することは受け入れがたいという大変に明確なメッセージを社会に伝えることである。残念なことに、世界の 3 億人の子どもたち(子ども 4 人に約 1 人)は、幼い時に暴力を受けている。第二に、家庭であろうとストレスを与えないよう子どもを激励するように親を支援する条件を生み出すことである。第三に、様々な政府部局の間並びに市民社会に部門横断的協力が推進されなければならないということである。各国は、幼児期プログラム、社会保護措置、司法、家庭問題に投資しなければならない。幼児期のための予算の投資額は大変に脆弱である。興味深い好事例を分かち合ってくれたチリ、セネガル、ノルウェー、タイ及びエストニアに感謝し、この問題に関して国内計画が必要であることを要請する。防止と被害者の再統合に関する好事例に関するスウェーデン、オーストリア及びマルタ騎士団によって推進されているイニシャティヴも歓迎する。一層元気づけられるのは、東南アジア諸国連合、南米貿易ブロック、アフリカ連合及び西アフリカ諸国経済共同体を含めた地域団体によって推進されているイニシャティヴである。多くの元気づけられる決定がなされつつあるが、これだけでは十分ではない。

米国によって提起されたサイバーいじめとオンラインの虐待に関するものを含めた質問について、この問題に関する 1 年半前の事務総長が出した報告書に言及するが、この報告書は、このような害悪とどう闘うかに関して、戦略と措置を提案している。この点で、好事例が基本であり、国家は、良好な行為をモデルとし、子どもの意識を啓発し、このガイドラインをいかに利用するかに関して親をかかわらせることが必要である。国家は、子どもの能力を確保する必要がある。国家は、子ども被害者が安全に通報する手助けをする際に前進する必要がある。この点で、ほとんどの子どもが受けた暴力の程度について大変に怖がっていることを強調する。国家は、子どもをエンパワーし、専門家の能力を高める必要がある。国家は刑事責任免除と闘う必要がある。良好な結果を達成する際に、子ども保護期間と法律執行機関の作業が極めて重要である。メキシコは重要な貢献をしたが、この討議に多大な貢献をするであろう子どもに対する暴力に関するその国内計画ではなくてその調査を歓迎する。

Virginia Gamba

3月6日(火)午後

議事項目3(継続)

提出文書

35. 障害者の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/L.56)
36. 上記報告書付録---朝鮮民主主義人民共和国へのミッション(A/HRC/37/L.56/Add.1)
37. 上記報告書付録---カザフスタンへのミッション(A/HRC/37/L.56/Add.2)
38. 上記報告書付録---朝鮮民主主義人民共和国のコメント(A/HRC/37/L.56/Add.3)
39. 白皮症の人々による人権享受に関する独立専門家報告書(A/HRC/37/L.57)
40. 上記報告書付録---ウルグアイへのミッション(A/HRC/37/L.57/Add.1)
41. 上記報告書付録---モンゴルへのミッション(A/HRC/37/L.57/Add.2)

報告書プレゼンテーション

1. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者
2. Ikponwosa Ero 白皮症の人々による人権享受に関する独立専門

当該国ステートメント

朝鮮民主主義人民共和国、カザフスタン、タンザニア連合共和国

意見交換対話

欧州連合、メキシコ(諸国グループを代表)、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、シエラレオネ、クウェート、ノルウェー、ヴェトナム、トーゴ、ハンガリー、オーストラリア、チリ、キューバ、フランス、中国、ミャンマー、モロッコ

回答

Catalina Devandas Aguilar、Ikponwosa Ero

意見交換対話(継続)

ギリシャ、パレスチナ国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ベナン、コスタリカ、タイ、ペルー、モルディヴ、アルジェリア、アフガニスタン、インド、ナイジェリア、バングラデシュ、ケニア、エクアドル、アゼルバイジャン

答弁権行使

ロシア連邦: 子どもを含め、ドンバスでの被害者の数を非常に懸念している。こういった殺害は止めなければならない。即席の爆発物と地雷がそのような多数の理由であり、当事国は敵対行為を止め、「ミンスク合意」を尊重するよう要請される。キエフは人権を無視し差別的政策を実施していること、特にドンバス地域の人々に年金や社会給付を支払い、住居や財産の損失を補償することを拒否し、人々を貧困に追いやっっていることで非難される。さらに教育法は、国のマイノリティの権利を直接損なっている。ウクライナは国際法に完全に従うよう要請される。

朝鮮民主主義人民共和国: 米国のステートメントを強く拒否する。彼らの非難は建設的対話の精神に反するものであり、米国の狂信主義を示している。米国の衝撃的な侵害は、万人によく知られており、国家が主導する拷問、罪のない文民の大量殺害、主権国家への攻撃が含まれる。米国は、朝鮮民主主義

人民共和国へのロケット弾を止めるよう要請される。

イスラエル: パレスチナ国の対応やコメントに答えるが、パレスチナ国が、イスラエルに対して政治的な申し立てをしたことを残念に思う。そのようにして、パレスチナ国は、重要な問題に取り組み、自分たちを調べる機会を逃している。その代わりに、パレスチナはすべての責めをイスラエルに負わせている。拘束されている子どもに関しては、パレスチナ指導部はパレスチナ人の青少年にテロ行為を行い、暴力的な暴動に加わるよう奨励している。憎悪のそそのかしは、パレスチナ人の学校で広がっている。イスラエルは未成年が犯罪で逮捕されることから守ろうと努力し、法執行活動において司法の誤りの捜査の厳格な制度を有している。イスラエルは、司法に出されるすべての主張の徹底した分析を行っている。70年の占領というパレスチナの言い分に関しては、これはイスラエル国という現実を受け入れることを拒否する悲しい証言である。

3月7日(水)午前

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書及び高等弁務官事務所と事務総長の報告書

提出文書

1. 国連人権高等弁務官の年次報告書(A/HRC/37/3)(翻訳は別紙参照)

国連人権高等弁務官の年次報告書と口頭での最新情報

Zeid Ra'ad al Hussein 国連人権高等弁務官

議事項目 3(継続)

子どもに対する暴力に関する意見交換対話(継続)

ポルトガル、欧州会議、リトアニア、スロヴァキア、カナダ、ボツワナ、アルメニア、アフガニスタン、子ども擁護インターナショナル、プラン・インターナショナル Inc.、アジア・リーガル・リソース・センター、テロ被害者擁護協会、エクパット・インターナショナル財団、世界拷問禁止団体、エクパット・インターナショナル---子ども買春、子どもポルノ、性的目的での子どもの人身取引をなくす(子どもの権利コネクト、国際子どもカトリック・ビューロー、戦争の子どもオランダとの共同声明)、社会的被害者保護慈善機関、世界市民協会、母親が大事---MMM、Al-Khoel 財団、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、ヒューマン・ライツ・ナウ、解放、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター

まとめ

Virginia Gamba

Maria Santos Pais: 子どもを受け身のサービスの受け手としてよりもむしろ、子どもの建設的貢献をどのように土台とするかに関する重要な横断的側面を提起する。子どもの意見に耳を傾けることが根本であり、子どもが経験しているいじめの重要な側面を理解する際に、どのように子どもの意見を聞くかの例を強調する。自由を剥奪された子どもに関する世界調査に関しては、これは国連システム全体の優先事項であるが、何人の子どもが自由を剥奪されているのかを誰も知らず、重点はできるだけ多くの自由を剥奪された子どもと死刑囚を含め、自由を剥奪された人の子どもの意見を聞くことである。拘束されている者の子どもは、継続して汚名を着せられ、いじめ及びその他の形態の暴力の被害者である。

拘束されている親を訪問する時間を短縮し、自由を剥奪されている親と面会できる拘禁施設の子どもに優しいスペースの提供その他に始まって、どのようにその状況を改善できるかに関して明確な考えがある。

もう一つの重要なトピックが、今日の討論で提起されたが、それは、しばしば利用できるが子どもにとっては大変に遠い司法と基本サービスにアクセスする子ども被害者をどのように支援するかという問題である。要点を説明するために、2015年に900万人の性的に虐待された思春期の女兒のわずか1%が、彼女たちを支援するものと思われているサービスにアクセスできたことを述べる。多くの女兒は、性的虐待の被害者であり妊娠していたために、学校から追放され、妊娠したことで犯罪者にさえされた。思考様式を変え、これら社会サービスへの異なった取組が必要である。例えば、世界保健機関は、国連システムの様々な機関と共に、性暴力の子ども被害者を支援し、早期に発見し、被害者に早期対応を提供する保健専門家を支援する行動計画を出した。しかし、事實は、ほとんどの国がこの行動計画の採択や医者や保健専門家の訓練のことを知らず、従って何も起こらなかったということである。

最も重要な業績とこれから先の機会に関しては、子どもに対するあらゆる暴力をなくすための持続可能な開発目標のターゲット16.2を達成するための時間枠のみならず、法的義務があるという事実を強調する。時計はカチカチと時を刻んでいる。「2030アジェンダ」実施の状況で、すべての国々は任意の進捗報告書を「高官政治フォーラム」に提出することができるが、多くの国々は、暴力が如何に子どもの発達のみならず国全体の社会経済的開発とその他のすべての「持続可能な開発目標」の達成を損なっているかを強調する機会を見失ってきた。国家は、好事例を文書化し、ギャップと新たな課題を反省し、子どもに対する暴力に対処するためにどのような計画を立てているかについての夢を分かち合うべきである。

最後に、人権理事会の大変に重要な役割を強調する。2019年に総会が「2030アジェンダ」の初めての見直しを行うとき、人権理事会は、国々がどのように政策を主流化し、それらを設置するためにどのように計画を行うかを明らかにする手助けをするユニークな立場にあるであろう。その方向に向けて、すべての特別代表がそれぞれの特定のマンデートの状況で、このトピックに高い優先順位を与えるよう奨励する。世界の子どもの半数が何らかの形態の暴力に直面しており、これが続いていることを各国に思い出してもらいたい。

障害者と白皮症の人々に関する意見交換対話(継続)

ジブティ、ポルトガル、アルゼンチン、ヨルダン、韓国、フィジー、ソマリア、アンティグア・バーブダ、アンゴラ、コンゴ民主共和国、ネパール、ブルキナファソ、ニュージーランド、Alsalam財団、プラン・インターナショナル Inc., 女性・教育・開発団体 VIDES(Instituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco との共同声明)、人口・開発アクション・カナダ、ルーテル世界連盟、世界市民協会、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、VAAGDHARA、世界バルア団体(WBO)、Mbororo 司会文化開発協会 MBOSCUDA、国際弁護士協会、Association pour l'inegration et le Developpement Durable au Burundi、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

まとめ

Catalina Devandas Agujila, Ikponwosa Ero

答弁権行使

アゼルバイジャン: アルメニアのステートメントは理事会の注意をそらそうとする誤解を招く行為である。アゼルバイジャンの子どもたちはアルメニアの攻撃で苦しんでおり、2016年の出来事は誤って解釈されている。アルメニア人の入植地で連絡線に近いものはないが、アゼルバイジャンの文民は連絡線近くで暮らしている。

アルメニア: 国際法違反に対す説明責任を提供しなければならないのはアゼルバイジャンである。アゼルバイジャンは、1993年と1995年の三者休戦協定を破り、国際人道法を重大に侵害し、女性と子どもを含めた多くの命の損失につながった。アゼルバイジャンは、アゼルバイジャンの占領下にあったナゴルノ・カラバフの一部に侵入した。アゼルバイジャンはアルメニア人に向けた長期にわたる憎悪のそそのかしを行った。ナゴルノ・カラバフの人々の生命への権利は未だにアゼルバイジャンによって脅かされている。

アゼルバイジャン: 残虐行為を行い、テロを国家の政策のレヴェルにまで引き上げた国からは多くを期待することはできない。非アルメニア人をすべて追放し、ホジャリ県で大量虐殺を行って、単一民族社会を生み出した国から何が期待できるのか? 国際社会は、ホジャリ大虐殺を適切に評価しなければならない。アゼルバイジャンは、依然として再定住プロセスとその領土全体の完全な主権を取り戻すことにコミットしている。

アルメニア: 2017年7月4日に、アゼルバイジャン軍は、文民の間の死傷につながった出来事を引き起こした。多くの文書は、アゼルバイジャン軍の位置が文民の居住地付近及び居住地内にあることを示しており、これは「ジュネーヴ条約」に反しており、慣習的国際法のみならず国際人道法にも違反している。

3月7日(水)午後

障害者の司法へのアクセスに関する年次討論

開会ステートメント

1. Evan P. Garcia 人権理事会副議長
2. Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Maria Soledad Cisternas Reyes 弁護士・政治学者・障害とアクセス可能性に関する国連特使
2. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者
3. Theresia Degener 障害者権利委員会議長
4. Oumarou Siddo Nouhou アフリカ障害者フォーラム・国際障害者同盟
5. Ana Pelaez Narvaez CERMI 女性財団副会長・欧州障害者フォーラム副議長

討論

エジプト、フィンランド、メキシコ(インドネシア、韓国、トルコ、オーストラリアも代表)、欧州連合、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、東ティモール(ポルトガル語諸国共同体を代表)、パキスタン、メキシコ、米国、オーストラリア人権委員会(ビデオで)、性と生殖に関する権利センター、社会的被害者保護慈善機関、パラグアイ、イスラエル、イラク、エクアド

ル、アゼルバイジャン、スロヴェニア、ナミビア、ニュージーランド、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ギリシャ、オーストラリア、国際女性教育開発ヴォランティア団体 VIDES(Instituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di don Bosco との共同声明)、人口開発アクション・カナダ、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター

まとめ

Maria Soledad Cisternas Reyes, Cayslins Devandas Aguilar, Theresia Degener, Oumarou Sidou Nouhou, Ana Pelaez Narvaez

3月8日(木)午前

議事項目 2(継続)

人権高等弁務官との意見交換対話

フィンランド(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、ペルー(諸国グループを代表)、東ティモール(諸国グループを代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、ペルー(リマ・グループを代表)、ルワンダ(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、モロッコ(諸国グループを代表)、リヒテンシュタイン、ドイツ、イスラエル、クウェート、モンテネグロ、フィンランド、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブラジル、パキスタン、ベルギー、エジプト、セネガル、カナダ、スイス、チュニジア、スペイン、リビア、フィリピン、サウジアラビア、チェキア、米国、南アフリカ、ホンデュラス、オーストリア、ハンガリー、オーストラリア、チリ、キューバ、バーレーン、フランス、中国、カタール、シリア・アラブ共和国、エチオピア、ウクライナ、オランダ、アンゴラ、インド、ギリシャ、ロシア連邦、イラク、メキシコ、日本

日本のステートメント: 日本は、高等弁務官が今日まで取ってきた非常に行動的な取組に対して敬意を表明する。朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に何ら改善が見られないので、日本は欧州連合と共に、再び朝鮮民主主義人民機共和国の人権状況に関する決議案を理事会に提出するつもりである。

高等弁務官による回答

Zeid Ra'ad al Hussein

意見交換対話(継続)

インド、コスタリカ、リトアニア、朝鮮民主主義人民共和国、ヨルダン、タイ、ジョージア、ボツワナ、スウェーデン、ウガンダ、ボリヴィア多民族国家、モルディヴ、スロヴェニア、アルジェリア、スーダン、トルコ、アフガニスタン、イリア、ナイジェリア、英国、エクアドル、フィジー、アイルランド、エルサルヴァドル

3月8日(木)午後

議事項目 2(継続)

高等弁務官との意見交換対話(継続)

ウルグアイ、マルタ騎士団、ベラルーシ、ポーランド、ヴェトナム、ポルトガル、コンゴ民主共和

国、ネパール、ラトヴィア、アルメニア、ニジェール、カメルーン、韓国、ケニア、英国(諸国グループを代表)、コロンビア、ザンビア、アイスランド、パラグアイ、モロッコ、人権監視機構、国際人権サーヴィス、Comision Mexicana de Dfensa y promocion de los Derechos Humanos, Asociacion Civil、アジア人権開発フォーラム Forum-Asia、国際女性平等協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、第 19 条---国際検閲禁止センター

まとめ

Zeid Ra'ad al Hussein

議事項目 3(継続)

提出文書

42. 人権に関する多国籍企業とその他の企業に関する第 3 回無期限政府間作業部会報告書(A/HRC/37/67)
43. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題に関する事務総長報告書(A/HRC/37/18)
44. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の禁止に関する条約」の「選択議定書」によって設立された特別基金---事務総長メモ(A/HRC/37/19)
45. 国連拷問被害者任意基金---事務総長報告書(A/HRC/37/20)
46. 人権理事会決議 9/8 号を実施するために取られた措置と条約機関制度の効果をさらに改善し、調和させ、改革するための勧告を含め、その実施に対する障害---事務総長報告書(A/HRC/37/21)
47. 「障害者の権利に関する条約」第 13 条の下での司法へのアクセスへの権利---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/37/25)
48. 民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利---国連人権高等弁務官年次報告書(A/HRC/37/26)
49. 「警察の留置及び裁判前の拘留中の拷問及びその他残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いは懲罰を防止する効果的保証の実施に関する国内の経験を交換する」と題するセミナー中に行われた討論の概要---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/27)
50. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の状況での重複し重なり合う形態の暴力が女性と女兒によるすべての人権の完全享受に与えるインパクトに関するパネル討論の概要報告書---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/28)(翻訳は別紙参照)
51. 文化的権利と文化遺産の保護に関する会期間セミナー---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/29)
52. すべての国々における経済的・社会的・文化的権利の実現の問題---「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施のための持続可能で強靱な社会を築く際の経済的・社会的・文化的権利の役割に関する事務総長報告書(A/HRC/37/30)
53. 一方的強制措置と人権に関する人権理事会 2 年に一度のパネル討論の概要---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/37/31)
54. 働く権利の実現---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/32)
55. 人道状況での子どもの権利の保護---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/33)
56. 脆弱な状況での移動者の人権の保護に関する原則と実際のガイドライン---国連人権高等弁務官報告

書(A/HRC/37/34)

57. 上記報告書付録(A/HRC/37/34/Add.1)

58. 人権・気候変動・移動者・国境を越えて強制移動させられる人々に関するパネル討論の概要---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/37/35)

59. 女性の人権に関する丸一日の年次討論の概要---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/37/36)(翻訳は別紙参照)

60. 宗教または信念に基づく人に対する不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、暴力のそそのかし及び暴力と闘う---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/44)

61. 特別手続きの結論と勧告---事務総長報告書(A/HRC/37/81)

報告書プレゼンテーション

1. Peggy Hicks 国連人権事務所テーマ別かかわり・特別手続き・開発への権利部部長

2. Victor Arturo Cabrera Hidalgo ジュネーブ国連事務所エクアドル代表部次席大使

一般討論

エクアドル外務人間移動大臣、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、メキシコ(諸国グループを代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、キプロス(諸国グループを代表)、ガーナ(拷問禁止条約イニシヤティヴを代表)、コロンビア(諸国グループを代表)、ブラジル、チュニジア、キューバ、ウクライナ、メキシコ、ナイジェリア

答弁権行使

コンゴ民主共和国: 欧州連合、ベルギー及び英国に答えるが、彼らは人権を擁護する可能性を客観的に見るべきである。カサイ地域で行われた残虐行為に関する国連の捜査官チームを受け入れることに我が国が同意したことを想起する。我が国は、その国際責務を支持し、意見交換対話を通して評価されることに合意した。開放の精神で、我が国は、国連専門家の殺害に光を当てるために、FBI やスウェーデンとのすぐれた技術協力を継続してきた。コンゴ民主共和国は、最大の国連平和維持軍を受け入れている。扇動的なステートメントは来る選挙を前にして良好な環境にはつながらないであろう。

トルクメニスタン: ドイツに答えるが、信頼できる情報を求める。我が国は、強制失踪に関する国連作業部会と協力関係を築き、作業部会の代表と定期的会合を開催してきた。トルクメニスタンは、作業部会によって要請された情報を提出してきた。

インド: ジャンム・カシミールのインドの内部問題へのパキスタンの誤解を招く言及に反対する。人権に対する疑わしい懸念は、バロチスタン州とパキスタン被占領のカシミールにおいて人権を侵害し、国家政策としてテロを利用している国から出てきた。ジャンム・カシミールの真の問題は、パキスタンから絶えず支援を受けてきたテロである。パキスタンは、ジャンム・カシミールにおけるテロリスト細胞への支援の提供を止め、強制的改宗と結婚を止め、政治的反対派を標的にすることを止め、拷問と強制失踪と司法外殺害を止め、宗派による暴力と迫害を止めるべきである。

モルディヴ: モルディヴに向けられた欧州連合と英国の共同声明は、証拠もなく破壊的で、現地の現実を誤解しているものである。モルディヴ国の安全保障に対処するために、安全保障理事会の助言で緊急事態が制定された。英国と欧州連合は、その当時、報告書の結論を支持していた。モルディヴは人権理事会の政治利用と主観論を残念に思い、モルディヴ政府が建設的でないという非難を非難する。過去

3年間で、我が国は9つの通報を提出し、7名の特別報告者を受け入れた。民主主義を強化し、人間の尊厳の環境を醸成するためにさらなる作業が必要とされる。

アルジェリア: モロッコによる攻撃を残念に思い、どうして偽情報に係わるのか尋ねる。西サハラにおけるアルジェリアの活動は、国際法に沿ったものである。1月の決定で、アフリカ連合の国家と政府の長は、西サハラの人々のための自由で不公平な国民投票を行うための折衝を始めるようモロッコ王国に要請してきた。2016年に、国際司法裁判所は、西サハラは、モロッコと欧州連合との間の漁業協定の範囲の一部ではないとの判決を下した。モロッコの西サハラ管理は欧州連合によって認められていない。

中国: ある NGO によってなされた不当な非難を拒否する。中国はいつでも人権の分野で対話と協力を提唱し、人々の権利と自由を完全に支持している。中国は、人権の健全な発展に貢献するつもりである。

フィリピン: リヒテンシュタイン、オーストラリア、英国のステートメントに答えるが、彼らに建設的で本当の対話にフィリピンとかかわるよう勧める。フィリピンは、依然としてそういった種類のかかわりに対しては開放的である。フィリピンは、特別手続きマンデート保持者たちが普遍性、客観性、公正性の原則を支持して、二重基準と政治利用を避けるべきであることを強調する。そうでなければ、理事会の信憑性と効果はひどく危険にさらされるであろう。フィリピンの麻薬に対するキャンペーンは、人権を保護することを目的としている。リヒテンシュタイン、オーストラリア及び英国は、まだ生まれてこない子どもの権利のみならず、自国の移動者と亡命者の状況を議論すべきである。

ブルンディ: リヒテンシュタイン、フィンランド、ベルギー、スイス、オーストリア及びオランダに答えるが、ブルンディは彼らの非難を聞いてショックを受けている。彼らはこの非難についての詳細も、証拠も示さなかった。国々の中には、ブルンディのイメージを傷つけるためにあらゆることをしているところもある。ベルギーから、ブルンディの選挙プロセスには問題があると聞いて衝撃を受けている。ブルンディには至るところに平和と安全保障がある。

ガボン: 目的はガボン人の和解であるので、ガボンと欧州連合との間の強化された政治対話の開催を歓迎する。ガボンが、自由で透明性のある選挙を開催したのは、この精神においてである。これは欧州連合のパートナーに、政府が2016年の大統領の暴力を調べてきたことを思い出させる。

パキスタン: インドはジャンム・カシールについて歴史的現実を捻じ曲げ続けている。ジャンム・カシールでの文民による司法外殺害は受け入れがたい。インドは、22のソーシャル・メディア・ウェブサイトをブロックし、訪問を認めないこと及びその他の手段で、その軍が行った侵害を隠している。残虐行為は、インドが占領している地域で行われつつあり、パキスタン側ではない。国家が後援するテロが継続している。1,300万人のカシール人が人質に取られ、人々は、牛肉を食べたために殺害されている。

モロッコ: アルジェリアが今のような立場を取っていることを残念に思う。サハラはその母国であるモロッコにうまく統合されており、モロッコは、あらゆるレベルで南部の州を含め、その国土の発展にコミットしている。モロッコ領サハラの子どもたちは、うまく統合され、国際法の尊重がないサハラ難民キャンプの刑務所に捕えられている者とは違い、自由な選挙でその指導者を選び続けている。アルジェリアは、西サハラをめぐる紛争では悪者である。

アルジェリア: 西サハラにおいて人権侵害が起きている。サハラ難民キャンプに関しては、オックスファムと国連人権高等弁務官事務所がキャンプで活動しており、ここでは国際法が支持されていないと

言う者は誰もいない。モロッコは、なぜ彼らがテロと麻薬と性的人身取引の主要な輸出国であるのかを説明する必要がある。

モロッコ: アルジェリアが強制失踪と司法外殺害、ジャーナリストに対する嫌がらせ及びアフリカの移動者の虐待と大量追放のような組織的で重大な人権侵害を認めることを拒絶することを仮定すれば、無駄な努力であるけんか腰の態度をアルジェリアがしつこく続けていることは明らかである。アルジェリアは、追求したいと思っている政策を追求するために、実際はそれらを利用している時、アルジェリアは人権について懸念している振りを続けている。その振りは、理事会で誰もだますことはないであろう。

3月9日(金)午前

議事項目3(継続)

開発への権利を含むすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利に関する一般討論

エジプト議会問題大臣、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ネパール、ベルギー、パキスタン、米国、英国、トルクメニスタン(諸国グループを代表)、中国、ノルウェー、ロシア連邦、ナミビア、リビア、ガイアナ、ギリシャ、パレスチナ国、イラン・イスラム共和国、モルディヴ、タイ、オランダ、ウガンダ、ボリヴィア多民族国家、アルジェリア、スーダン、トルコ、アイランド、アゼルバイジャン、ウルグアイ、ヨルダン、欧州会議、モザンビーク、アルメニア、タンザニア連合共和国、国際移動機関、モロッコ、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、**大卒女性インターナショナル(GWI)**、Conectas Direitos Humanos、イラン家族健康協会、アジア・ユーラシア人権フォーラム、法律司法欧州センター、生命財団---グリーン生態系グループ、VIVAT インターナショナル、砂漠のチータの歌、英国ヒューマニスト協会、パーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc.、世界福音同盟、SI-khei 財団、人権ハウス財団、社会害悪防止協会、人権法センター、イラク開発団体、国際法律家委員会、国際人権サーヴず(アムネスティ・インターナショナルとの共同声明)、国際国連青年学生運動、国際民主弁護士協会、Alsaam 財団、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、世界ユダヤ人会議、脅威にさらされた諸国民協会、Il Cenacolo、国際人権同盟連盟、環境の持続可能な開発を提唱するイラン女性協会、フランシスカン・インターナショナル(カリタス・インターナショナル・カトリック慈善国際連合、CIDSE との共同声明)、国際女性平等協会、欧州連合広報、缶詰業者国際永久委員会、キューバ国連協会、Pasumai Thaayagam 財団、アジア・リーガル・リソース・センター、欧州センター---Tiers Monde(Chevron 被害者連合を代表)、アフリカ地域農業貸付協会、環境管理学センター、国際ムスリム女性連合、パレスチナ居住難民権 Badil リソース・センター、アフリカ民主主義国際協会、連合学校インターナショナル、アメリカ・マイノリティ国際人権協会、進歩的コミュニケーション協会、母親が大事 MMM、Hesau Intrnational des Droits Humains、国際仏教徒救援団体、平和団体調査委員会、世界環境資源会議、科学技術汎アフリカ連合、イラン・イスラム女性機関、暴力被害者擁護団体、政策調査機関、Conseil international pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'homme、Verein Sudwind Entwicklungspoitik、世界ムスリム会議、女性の人権国際協会、Associaion d'Entraide Medicale Guinee、人権アドヴォキッツ、日本人権委員会

大卒女性インターナショナルのステートメント: マイノリティ・グループに対する不寛容をなくし、より

包摂的な世界を生み出すことを目的とする 2016 年の総会が採択した決議に注意を惹く。GWI は、世界中の女性と女児の地位の向上を脅かす考えや信念に対する継続中の不寛容について懸念を表明する。多数派の考えをマイノリティ・グループに押し付ける傾向はなくさなければならない。

3月9日(金)午後

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

連合村、Imam Ali の一般学生救援協会、アフリカ文化国際人権、南米インディアン会議、アメリカ法律家協会、世界市民協会、FIAN インターナショナル、CIVICUS---世界市民参画同盟、スイス平和の橋インターナショナル、国際和解フェロシップ、国際環境法センター(CIEL)、世界高齢化行動(国際国連青年学生運動との共同声明)、アラブ法律家連合、解放、保健人権推進者アフリカ委員会、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUDA、平和開発 Maarij 財団、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internaionale---OCAPROCE インターナショナル、VAAGDHARA、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、ブルンディ統合持続可能な開発協会、地球の友インターナショナル、創造的社会プロジェクト同盟、PRAHAR、子ども財団、国際アフリカ連帯、“Tupaj Amaru”インディアン運動、社会的被害者保護慈善機関、Ius Primi Viri International Association、国際教育開発 INC、コロンビア法律家委員会、Jossur モロッコ女性フォーラム、中国人権学協会(CSHRS)、南北協力のための連合都市機関、Turner la page、Associagtion pour les Victims du Monde、L’Observatoire Mauritanien des droits de l’Homme et de la Democratie、国際ヒューマニスト倫理連合、国連監視機構、婦人国際平和自由連盟(開発における女性の権利協会、国際環境法センター(CIEL)、FIAN インターナショナル、国際人権同盟連盟、国際人権サービス、アジア太平洋国際女性の権利行動監視機構との共同声明)、COJEP INTERNATIONAL、Auspice Stella、企業の説明責任インターナショナル、国際弁護士団体、カメルーン平和のための青年学生フォーラム、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social、人権平和アドヴォカシー・センター、Agence Internationale pour le Developpement Aide-Federation、プレス・エンブレム・キャンペーン、カメルーン新人権、Dr. Ami Cohen 記念子どもの心を救う、国際キャリア支援協会、Sikh 人権グループ、国際雇用者団体

答弁権行使

インド: 様々な国際団体が、人々が日常的に拉致され、不法に殺害されている特にバルチスタン州、カイバル・パクトゥンクワ州及びシンド州で、どのように刑事責任を免除されて強制失踪が継続しているかを文書化してきた。冒涇法を通して、マイノリティは迫害されている。オサマ・ビン・ラデンを保護し、マラー・オマルを匿ってきた国が、被害者をもてあそぶ度胸があるとはとんでもないことである。パキスタンは、ジャンム・カシミールに関する国連安全保障理事会決議に言及し続けている。しかし、パキスタンが占領しているカシミールの違法な占領をまずやめるという責務をこれら決議の下で負っていることをパキスタンは大変便利なことに忘れている。パキスタンはインドで国境を越えたテロを支援し続けている。

ブラジル: Conectas Direitos Humanos のステートメントに応えるが、犯罪と闘い公共の安全を推進す

ることがブラジル政府のカギとなる優先事項である。公共の安全は、開発と人権の保護にとって不可欠である。最近のリオでジャネイロ州における公共の安全保障の領域での連邦政府の介入を認める決定は、州政府の同意を得て行われ、ブラジル議会によっても認められた。リオへの連邦政府の介入は、公共の不穏の重大な状況に鑑みて、ブラジル憲法によって規定された例外的措置である。介入者の地位に軍人を任命したことは、完全に憲法に沿うものである。

中国: いくつかの NGO による中国に対する攻撃と中傷に応えるが、中国の人権における業績は知られ、認められている。中国国民は先例のない自由と権利を享受している。新疆ウイグル州のすべてのグループは、教育と社会権を享受している。中国はこれら団体に中国における人権を公平な目で見、作り事はやめよう要請する。

パキスタン: ジャンム・カシミールは、依然として安全保障理事会の下で規制された領土であり、インドの野心とは反対に認められたインドの領土ではない。インド代表団は真の人権問題を継続して政治利用している。ジャンム・カシミールの状態は孤立したケースではなく国家が後援するテロの印であるので、パキスタンについて語られたあまたの嘘は、インドの素顔をあらわにしている。インドは、ヒンズー教ナショナリズム集団に従っており、宗教的マイノリティに対する迫害の政策を実施している。現政権のお陰で、ムスリム教徒のリンチ事件が 18 件もある。移動の自由は明白な理由でインドの 12 の州に存在する。ノン・ルフールマンの原則に反して、インドのロヒンギャ人は現在排斥の危険にさらされている。理事会はインド占領軍の刑事責任免除をなくすよう求められる。

3月12日(月)午前

議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

提出文書

1. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/69)

報告書プレゼンテーション

Tomas Ojea Quintana 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

朝鮮民主主義人民共和国欠席で発言せず

意見交換対話

欧州連合、リヒテンシュタイン、ドイツ、ノルウェー、エストニア、韓国、スイス、スペイン、チェキア、ギリシャ、ポーランド、ハンガリー、キューバ、シリア・アラブ共和国、中国、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

特別報告者回答

Tomas Ojea Quintana

意見交換対話(継続)

日本、イラン・アラブ共和国、ニュージーランド、オランダ、スーダン、英国、アイルランド、ベラルーシ、アイスランド、スロヴァキア、韓国、オーストラリア、ミャンマー、国連監視機構、全世界キリスト教徒連帯、人権監視機構、国際弁護士協会、アムネスティ・インターナショナル、"Tupaj

Amaru"インディアン運動、朝鮮和解成功のための人々

日本のステートメント: 「調査委員会」の設立後5年経っても、朝鮮民主主義人民共和国の重大な人権侵害は、狂気じみた核兵器とミサイルの開発の追求を含め、依然として収まっていない。日本は欧州連合と共に、理事会に朝鮮民主主義人民共和国の人権状況についての年次決議を提出するつもりである。

まとめ

Tomas Ojea Quintana

提出文書

2. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/68)

報告書プレゼンテーション

Catalina Devandas Aguilar 特別手続き調整委員会議長

当該国ステートメント

イラン高等人権会議事務局長

意見交換対話

欧州連合、イスラエル、ロシア連邦、ドイツ、デンマーク、ベルギー、スペイン、スイス、米国、オーストラリア、キューバ、シリア・アラブ共和国、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ニュージーランド、カナダ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アイルランド、ベラルーシ、アイスランド、アルジェリア、ノルウェー、英国、フランス、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、アムステイ・インターナショナル、バハイ国際協同体、女性の人権国際協会(フランス自由: ダニエル・ミッテラン財団との共同声明)、イラン家庭健康協会

まとめ

Mohammad Javia Larijani イラン高等人権会議事務局長

3月12日(月)昼

議事項目4(継続)

提出文書

3. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/70)

報告書プレゼンテーション

1. Yanghee Lee ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

2. Marzuki Darusman ミャンマーの人権状況に関する国際事実確認ミッション議長

当該国ステートメント

ミャンマー

意見交換対話

欧州連合、フィリピン(アセアンを代表)、リヒテンシュタイン、ドイツ、フィンランド、ロシア連邦、ノルウェー、クロアチア、エストニア、デンマーク、ベルギー、カナダ、スペイン、スイス、チェ

キア、日本、ヴェトナム、ポーランド、オーストラリア、フランス、中国、カタール、スウェーデン、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

日本のステートメント: 日本は、人道支援へのアクセスを拡大し、安全で任意の帰還を推進し、申し立てられた侵害の信頼できる捜査を行うよう、繰り返しミャンマーに要請している。日本は、現地からの情報の信憑性をいかに高めことができるのか尋ねる。

特別報告者他回答

Yanghee Lee、Marzuki Darusman

意見交換対話(継続)

イラク、バングラデシュ、メキシコ、米国、モルディヴ、イラン・イスラム共和国、リトアニア、朝鮮民主主義人民共和国、ニュージーランド、タイ、インドネシア、オランダ、アルジェリア、ルクセンブルグ、トルコ、アフガニスタン、バングラデシュ、英国、アイルランド、ラオ人民民主主義共和国、アイスランド、スロヴァキア、イスラム協力団体永久人権委員会、韓国、リビア、アジア人権開発フォーラム、人権監視機構、全世界キリスト教徒連帯、アムネスティ・インターナショナル、プラン・インターナショナル Inc.、国際人権同盟連盟、プレス・エンブレム・キャンペーン、第 19 条---検閲禁止センター、アジア・リーガル・リソース・センター、ヒューマン・ライツ・ナウ、平和開発 Maarij 財団、国際人種差別撤廃団体 EAFORD、子ども財団、国際教育開発 Inc.

まとめ

Yanghee Lee、Christopher Dominic Sidoti

3月12日(火)午後

議事項目 4(継続)

エリトリアの人権状況に関する意見交換対話

開会ステートメント

1. Kate Gilmore 人権副高等弁務官
2. Sheila B. Keetharuth エリトリアの人権状況に関する特別報告者
3. Remy Nogy Lumbu 人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会
4. Veronica Almedom エリトリア情報フォーラム
5. Pamela Delargy 公衆衛生専門家

当該国ステートメント

Eritrea は欠席

討論

欧州連合、ノルウェー、スイス、米国、オーストラリア、フランス、中国、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、スーダン、ジブティ、英国、アイルランド、キューバ、国際和解フェロシップ、第 19 条---検閲禁止センター、世界殺害禁止センター、人権監視機構、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構、全世界キリスト

教徒連帯

まとめ

Kate Gilmore, Sheila B. Keetharuth, Remy Nogy Lumbu, Veronica Almedom, Pamela Delargy

答弁権行使

イスラエル: シリアとイランに応えるが、自分たちの恐ろしい人権状況から注意をそらすためにむなしい試みをして受け入れがたい用語を用いてきたことを想起する。こういった種類の行為は、チェックされないまま続くことを許すべきではない。イスラエル建国 70 年後に、国々の中にはしつこく現実を無視し続け、イスラエルを認めことを拒絶する国があることは嘆かわしいことである。イスラエルは、普遍的人権が支持され、推進される繁栄する民主国であり、イランの支配者のように、蔑みでみなされてはいない。イスラエルは人間開発の機会がふんだんにある知識に基づいた経済国のモデルである。イスラエル国は、歴史的な土地でユダヤ人の自己決定権の再確立というシオニストの夢の実現を誇りにしている。2018 年に、この事実を受け入れることを拒む者がまだいることは想像を絶する。自分たちの国民の人権を残酷に侵害し続けているイランやシリアのような国々は、これを疑問視する立場にはないことは確かである。

3月13日(火)午前

シリアにおける子どもの権利の侵害に関する高官パネル討論

開会ステートメント

1. Vojislav Suc 人権理事会議長
2. Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官
3. Panos Moumizis シリア危機のための国連地域人道コーディネーター

司会者とパネリストによるステートメント

1. Gunilla Von Hall Svenska Dagbladet ジュネーヴ外交通信員・司会者
2. Alaa Zaza Huras ネットワーク(シリア子ども保護ネットワーク)創設者
3. Haysam Osman 一つの世界子ども部長
4. Ibrahim Alkasem 司法と人権のための Urnammu 創設者

討論

アイスランド(北欧グループを代表)、英国(シリア核心グループを代表)、欧州連合、クロアチア(諸国グループを代表)、アイルランド、イスラエル、フランス、エストニア、ベルギー、スイス、サウディアラビア、スロヴァキア、世界教会会議国際問題協会委員会、国連監視機構、人種差別撤廃国際団体 EAFORD

司会者・パネリスト回答

Gunilla Von Hall, Alaa Zaza, Haysam Osman, Ivrahim Alkasem

討論(継続)

オーストラリア、イラン・イスラム共和国、モルディヴ、米国、バーレーン、Conseil International pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme、国際アメリカ・マイノリティ人権協

会(IHRAAM)、“Tupaj Amaru”インディアン運動

まとめ

Gunilla Von Hall, Alaa Zaza, Haysam Osman, Ibrahim Alkasem, Panos Mounizis

3月13日(火)昼

議事項目 4(継続)

提出文書

4. シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/37/72)

報告書プレゼンテーション

Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント

シリア・アラブ共和国

討論

欧州連合、リヒテンシュタイン、ドイツ、クウェート、フィンランド、ロシア連邦、イスラエル、ブラジル、エジプト、クロアチア、エストニア、ベルギー、カナダ、スペイン、スイス、サウジアラビア、チェキア、米国、イタリア、ポーランド、ハンガリー、オーストラリア、チリ、キューバ、フランス、バーレーン、中国、トルコ、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

独立国際調査委員会の回答

Karen Koning Abuzayd 独立国際調査委員会委員、Hanny Megally 独立国際調査委員会委員

討論(継続)

イラク、メキシコ、日本、イラン・イスラム共和国、リトアニア、オランダ、朝鮮民主主義人民共和国、ニュージーランド、ルーマニア、アルジェリア、デンマーク、カタール、アラブ首長国連邦、アイルランド、ベラルーシ、ヨルダン、モロッコ、モルディヴ、エクアドル、英国、世界 Arameans 会議 (Syriacs)、婦人国際平和自由連盟(WILF)、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、カイロ親権学研究所、成功の道、Conseil International pour le soutien a des process equitables et aux Droits de IL’Homme

日本のステートメント: 東グータの人々は、治療を受ける目的で立ち退きを認められるよう要請する。

まとめ

シリア、Hanny Megally、Karen Koning Abuzayd

提出文書

5. 南スーダン人権委員会報告書(A/HRC/37/71)

6. 上記報告書付録(A/HRC/37/CRP.2)

報告書プレゼンテーション

Yasmin Sooka 南スーダン人権委員会議長

意見交換対話

欧州連合、ドイツ、デンマーク、スペイン、スイス、米国、オーストラリア、フランス、中国、アルバニア

当該国ステートメント

南スーダン司法・憲法問題大臣

意見交換対話(継続)

オランダ、ニュージーランド、ボツワナ、スーダン、英国、アイルランド、ケニア、ノルウェー、モザンビーク、アルジェリア、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、第19条---検閲禁止センター、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人種差別撤廃団体、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

まとめ

Andrew Claphamun 南スーダン人権委員会委員、Yasmin Sooka

3月13日(火)午後

議事項目4(継続)

ブルンディに関する調査委員会によるプレゼンテーション

1. Doudou Diene ブルンディに関する調査委員会議長
2. Francoise Hampson ブルンディに関する調査委員会委員
3. Lucy Asagbor ブルンディに関する調査委員会委員

当該国ステートメント

ブルンディ

意見交換対話

欧州連合、ロシア連邦、ドイツ、ベルギー、デンマーク、スペイン、チェキア、オーストラリア、シリア・アラブ共和国、フランス、中国、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラン・イスラム共和国、オランダ

調査委員会の回答

Doudou Diene, Francoise Hampson, Lucy Auagbor

意見交換対話(継続)

英国、リトアニア、ノルウェー、アルジェリア、スイス、ミャンマー、米国、国際人権サーヴィス、国際人権同盟連盟、国際拷問廃止のためのキリスト教徒による ACAT 行動連盟(TRIAL INTERNATIONAL、世界拷問禁止団体との共同声明)、アムネスティ・インターナショナル、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権監視機構

まとめ

Doudou Diene, Francoise Hampson, Lucy Asuagbor

3月14日(水)午前

議事項目 4(継続)

朝鮮民主主義人民共和国及びエリトリアに関する口頭による最新情報のプレゼンテーション

Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント

朝鮮民主主義人民共和国は欠席。エリトリアは後に発言。

理事会の注意を必要とする人権状況に関する一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、米国(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)スロヴェニア、ドイツ、ベルギー、スイス、スペイン、米国、オーストラリア、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジョージア、英国、ペルー、日本、韓国、中国、キューバ、パキスタン

日本のステートメント: 朝鮮民主主義人民共和国は、その国民の人権状況にかかわらず、その核の野心を追求し続けている。国際社会は、ピョンヤンへの圧力を維持しなければならない。日本は、迅速に拉致問題を解決することを含め、国際社会と誠実に協力するようピョンヤンに要請する。日本は、人権高等弁務官事務所の能力を強化することを最も重要視している。

当該国ステートメント

エリトリア

一般討論(継続)

チェコ共和国、ノルウェー、フィンランド、ロシア連邦、カナダ、デンマーク、イスラエル、フランス、イラン、朝鮮民主主義人民共和国、アイルランド、ベラルーシ、アイスランド、ルクセンブルグ、アゼルバイジャン、オランダ、カンボディア、エリトリア、ヘルシンキ人権財団、バハイ国際共同体、イラン家族健康協会、VIVAT インターナショナル(フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、国際レズビアン・ゲイ協会、人権法センター、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター 国際人権サービス、国際ジャーナリスト連盟、英国ヒューマニスト協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc、世界福音同盟、人権ハウス財団、国際 Terre des Hommes 連盟、砂漠のチータの歌、国際法律家委員会、全世界キリスト教徒連帯、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、国際民主弁護士協会、Alsalam 財団、人権監視機構、先住民族宣教会議、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、世界ユダヤ人会議、第 19 条---検閲禁止センター、脅威にさらされた諸国民協会、国際人権同盟連盟、環境の持続可能な開発を提唱するイラン女性協会、社会的被害者保護慈善機関、フランシスカン・インターナショナル(アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、国際人権同盟連盟、世界拷問禁止団体との共同声明)、欧州連合広報、缶詰業者国際永久委員会、国際弁護士協会、Pasumai Thaayagam 財団、世界拷問禁止団体、欧州---第三世界センター(地球の友インターナショナル、国際労働組合連合、政策研究機関との共同声明)、アフリカ地域農業貸付協会、アジア、リーガル・リソース・センター、環境管理学センター、アフリカ開発協会

3月14日(水)昼

議事項目4(継続)

一般討論(継続)

国際アフリカ民主主義協会、連合学校インターナショナル、世界バルア団体、国際ムスリム女性連合、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、国際仏教徒救援団体、平和団体調査委員会、世界環境資源会議、科学技術汎アフリカ連合、Verein Sudewind Entwicklungspolitik、暴力被害者擁護団体、アムネスティ・インターナショナル、CIVICUS---世界市民参画同盟、世界ムスリム会議、女性人権国際協会、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、スイス・ギニア連帯、アメリカ法律家協会、国際人権活動日本委員会、国際国連青年学生運動、連合村、南米インディアン会議、世界市民協会、平和開発 Maarij 財団、アフリカ文化インターナショナル、ギニア医療互助協会、国際非同盟学運動、アラブ法律家連合、解放、インディアン教育会議、保健人権推進家委員会、アフリカ先住民族調整委員会、Coup de Pousse Chaine de l'Espoir Nord-Sud、Organisation pur la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCAPROCE インターナショナル、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUDA、調査教育団体センター、VAAGDHARA、女性と子どもの権利保護協会、Action internationale pour la paix et le developpement dans la egion des Grands Lacs、民族・宗教・言語・その他のマイノリティの権利保護国際連盟、国際人種差別撤廃団体 EAFORD、国際和解フェローシップ、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Association Dunenyo、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Brundi、欧州法律司法センター、Association Bharathi Centre Culturel Franco---Tamouol、ABD tamil Oli、創造的社会プロジェクト同盟、Association Culturelle des Tamoule en France、Prahar、Association des etudiants tamouls de France、子ども財団、国際アフリカ連帯、"Tupaj Amaru"インディアン運動、Ius Primi Viri 国際協会(国際弁護士団体との共同声明)、国際教育開発、Jssor 青年団体、人間の安全保障イニシヤティヴ団体、Jossur モロッコ女性フォーラム、南北協力連合都市機関、Turner la Page、Tamil 世界、Le Pont、世界被害者協会、L'Observatoire Mauritanien des droits de l'Homme dt de la Democratie、国際ヒューマニスト倫理連合、国連監視機構、朝鮮和解成功の人々、Conseil de jeunesse pluriculturelle、国際弁護士団体、Peace Brigades インターナショナル・スイス、アフリカの角人権同盟、カメルーン平和青年学生フォーラム、カイロ人権学研究所、Fundacion Latinoamericana de Derechos Humanos y Desarrollo Social、人権平和アドヴォカシー・センター、Agri Ensemble pour les Droits de l'homme、Agence Internationale pour le Developpement、国際キャリア支援協会、Il Cenacolo、オーストラリア人権会議、シリア・メディア表現の自由センター、マイノリティ権利グループ

答弁権行使

イラク: イラクでは何千年もの間、法能力支配が確立されてきた。スイスとチェキアのステートメントは、イラクについての無知を明らかにしている。イラクは深刻なテロ攻撃に直面しており、説明のために、ISISによって誘拐され、餓死させられ、子どもを殺されてきたヤジディ女性についての例が述べられた。スイスとチェキアは、イラクではなく ISIS によって行われて忌まわしい犯罪について語るべきである。破棄院裁判所がかかわり、上訴手続きを認めている長い司法手続きの後で死刑が決定される。イラクは自国のみならず、世界もテロから守っている。

コンゴ民主共和国: スロヴェニア、チェキア及び米国を含めた国々の中には、コンゴ民主共和国の人権状況に汚名を着せたところもある。米国には人権の独占権はなく、実際、亡命者や移動者の人権に関しては非常に悪い記録を有している。12月と1月の不穏な動きに関して、法務省、人権省、国内人権機関、人権擁護者、アフリカ諸国民の権利委員会委員より成る合同委員会が設立された。その捜査は、報告書の出版という結果となり、人権大臣が、来週理事会で演説するときに、その結果を述べるであろう。申し立てられた逮捕に関しては、混乱があってはならず、活動家たちは公共の不穏な動きの後では通常のことである尋問のために呼ばれるだけである。

バーレーン: 現在の議事項目にバーレーンを含めることは不適切である。バーレーンは、その国民の保護を優先事項として、多極的社会に依然としてコミットしている。バーレーンは、その裁判官を問題視することを断固として拒否する。政府は、刑事司法制度のほとんどすべての側面をカバーする野心的な改革に乗り出した。バーレーンは、一般討論でこのことを述べた欧州連合とその他の加盟国に、そのステートメントを事実に基づくものにし、噂に頼らないよう助言する。

イラン・イスラム共和国: ある代表团、主として米国とイスラエルが行った根拠のない申し立てを全面的に拒否する。人権メカニズムの乱用は、独自の政治的野心を追求するある国々の根強い伝統である。そのような行動は、人権の推進と保護に対処することからこれらメカニズムをそらすことに役立つ。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 米国の申し立てを拒否する。違法な拘禁センターで拷問を行っている国は、他の国に反対する厚かましきがある。ヴェネズエラの不安定は、米国政府の後押しで起こってきた。ヴェネズエラは、証明された民主国である。ヴェネズエラとその他の南の国々のクーデターは、共通の分母、つまりその帝国主義的意図のために世界中で恐ろしい人権記録を有している米国の後押しがあった。

エジプト: 欧州連合、スイス、ドイツに伝えるが、彼らの根拠のない申し立てに反駁する。テロリストの脅威にもかかわらず、多くの法的前進がエジプトで遂げられた。理事会の時間を無駄にしないで、これら国々は、エジプト政府の人権計画において、メディアと市民社会が実施のパートナーであると述べている普遍的定期的レビューの下でのエジプト報告書の中間報告書に戻った方がよい。恣意的逮捕に関しては、個人は裁判官の決定によって逮捕されている。BBC 報道員の申し立てられた強制失踪は、嘘であることが分かった。エジプトは、強制または任意によらない失踪に関する国連作業部会と密接に協力している。死刑の利用は、最も重大な犯罪に限られている。

トルクメニスタン: スイスのステートメントに伝えるが、理事会は信頼できる情報に導かれるべきであることを勧告する。トルクメニスタンは、その「憲法」第42条に従って、情報への妨げられないアクセスを保障している。政府は、情報を収集し、受け、広げる自由を保証している。これは、国民の私生活と社会秩序の保護なくしてはできないことである。トルクメン政府は、強制または任意によらない失踪に関する作業部会との密接な協力と積極的対話を確立してきた。この前の折衝中に、トルクメニスタンは作業部会によって要請された情報を提供し、これら会議の成果に満足している。

インド: パキスタンのステートメントに伝えるが、この地域と地域を超えてテロの源としてその疑わしい歴史がよく知られている時に、インドに反対する主張をする際に、パキスタンが理事会の時間を消費することは全く信じがたい。パキスタンで刑事責任を免除されてどのように失踪が日常的に起こっているかに関して、数えきれない報告がある。100万人以上の人々が、パキスタン北西部の紛争の結果として、依然として強制移動させられている。女性は誘拐されて強制的に結婚させられている。パキスタ

ンは、人権の名のもとにジャンム・カシミールの領土での領土的野心を覆い隠している。パキスタンは、インドで国境を越えたテロを支援している。オサマ・ビン・ラデンを保護していた国が、被害者であると主張することは、悲しいほどにばかげたことではないか？

トルコ: いくつかの代表団による言及を拒否する。トルコの緊急事態は、トルコの民主主義と憲法上の秩序が、指導者が継続して米国で暮らしている Fetullah テロ団体によって行われた歴史上最も忌まわしい攻撃の標的となった後で宣言された。クーデターの試みの後で、迅速な措置が、安全保障への配慮のためのみならず、人権の保護のためにも不可欠であった。緊急事態は、国際法の下で許される慣行である。トルコに対して根拠のない非難をした代表団は、それぞれの国での移動者に対する外国人排斥の傾向を止めるに必要なすべての措置を取らなければならない。

フィリピン: フィリピンは、「憲法」に書かれているように人権を尊重している。違法な麻薬に対するキャンペーン中に、政府は再統合と抑制均衡制度に重点を置いて、バランスの取れた取組を採用してきた。また、352名の職員が、職務に反する行為のために首になった。一般の人々には依然として意見を表明し、NGOに加わる自由がある。先住民族の権利に関する特別報告者の問題に関しては、特別報告者は毛沢東反乱集団の支援者であるので、テロリスト容疑者のリストに載っていると議会は告げられている。リストは、米国がやっているのと同じ方法で、既存の法律に従って考案されている。この事件は、すでに裁判にかかっている。

韓国: 朝鮮民主主義人民共和国に応えるが、韓国は、国際人権責務に沿って、体制を逃れてきた労働者に、人道支援を提供してきた。

中国: 代表団の中には、北京の内部問題への干渉となる根拠のない申し立てを浴びせかけたところがある。フランスでは、移動者と障害者が差別に直面している。カナダでは、先住民族が搾取に直面している。オランダでは、外国人排斥と人種主義が台頭している。中国は自国の人権問題に対処するよう加盟国に要請する。中国国民は、今では前例のないほどの人権を享受しており、中国に対する非難は理屈に合わない。中国の司法機関は綿密に法律に従っており、市民社会の活動は奨励されている。それでも、政府を覆し、不安定を扇動する活動は許されない。

ロシア連邦: 英国は継続して誤った情報を広げている。ロシアは依然として英国政府による申し立てに対処する心づもりでいるが、英国は協力に何の関心も示していない。ジョージアに関しては、ロシアは、南オセチアとアブカジャは独立国であることを述べる。米国の役人は継続してモスクワについて嘘を広げており、ロシアは多国の内部問題に干渉を止めようワシントンに要請する。ウクライナに応えるが、ウクライナは自国の困難から気をそらそうとして、多国を公然と非難している。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国に応えるが、「性奴隷」という言葉は不適切であり、女性の尊厳を傷つける。第二次世界大戦に続く年月の間、日本は首尾一貫して人権を支持し、推進してきた。太平洋地域と国際社会で平和も推進してきた。

タイ: ある市民社会団体が提起した基本的自由の問題を明確にしたい。国のアジェンダとしての人権の発表に基づいて、タイ政府は依然としてその人権責務にコミットしている。表現の自由と集会の自由を民主的社会的な基本的柱として尊重しつつ、政府はそのような自由の行使と社会全体の平和と秩序との間のバランスも尊重しなければならない。政府は、社会の分裂に繋がり、他人の権利と自由を侵害するかも知れないメッセージは奨励しない。この点で、タイは、その国民の権利と自由並びに平和な社会の育成を保障するために設置されている国内法と規則の重要性を強調する。政府の役人は、法律に従ってその責務を相当に行うことができなければならない。

ジブティ: エリトリアのステートメントに答えるが、エリトリアが述べたこととは違って、ジブティは状況の政治利用は求めていない。誰かが状況を政治利用しヒステリーの状況を生み出しているとは信じがたい。人権状況が歪められたが、ジブティは建設的対話を確立しようとしてきた。理事会は人権被害者の面倒を見るべきである。ジブティは、エリトリアで人道違反の犯罪が行われたとの結論を想起する。組織的否定に基づいても、エリトリアにおける人権侵害は否定できない。

ブラジル: ブラジルは、土地への先住民族の権利を支持することに依然としてコミットしており、ブラジルには 262 の境界を定めた先住民族領土がある。政府は土地の境界線決定プロセスを損なっていない。昨年、法務大臣はまた新たな領土を認めた。先住民族に対する暴力が検討されつつあり、相当に対処されつつある。NGO の中には、国々に誤った情報を伝えるために理事会の会期を利用しているところがあるのは残念である。ここ 2 年で、ブラジルは、重要な政治変革と経済改革を行ってきた。厳しい財政不均衡は、最も脆弱な人々を目的とする公共財政政策の調整を通して対処されている。

ベラルーシ: NGO である人権財団が、理事会に誤った情報を伝えようとしてきたことは残念である。高等弁務官事務所の技術援助は、ベラルーシ政府が歓迎する重要なツールであるので、裁判所によってこれが差し止められるのはショックである。

ナイジェリア: NGO である全世界キリスト教徒連帯は、現地での真の状況をクロスチェックしていない。昨日、北部ナイジェリアのアダマワ州でヨルバ民族集団が、ボコハラム・テロリストによって持ち上がった安全保障の課題の 5 年後の平和の回復を祝っていた。異なった宗教的信念を持つ北部ナイジェリアの人々は、宗教間の婚姻に見られるように、調和して暮らしている。ナイジェリアは、多国籍合同タスク・フォースの枠組内で、その対テロ努力において成功を記録してきた。ボコハラムは、継続してその戦略を変えているが、政府は依然としてテロとの闘いに重点を置いている。

ラオ人民民主主義共和国: NGO である国際教育開発は、誤った申し立てをした。政府は民族的マイノリティとの連帯の政策を追求している。すべての民族グループは法の下で平等な保護を受けている。この団体が描写したピア山のモン族の状況は間違っている。食糧源に関して軍事行動もなければ制限もない。この地域は、就職機会が生み出されつつある開発地として認められている。誤解を防ぐために、ラオ人民民主主義共和国は、この団体にステートメントを行うときは事実に基づくよう要請する。

パキスタン: インドは再び人権理事会を誤解させ、歴史を書き換えた。ジャンム・カシミールはインドの一部ではなくて、紛争地域である。インドはジャンム・カシミールの移動の自由にテロであるとのレッテルを貼ろうとしている。インドは、その引き金である浮れ気味の武力の行動を隠すことはできない。パキスタンはテロの害悪を打ち破ってきたが、その成功がインドの懸念の原因である。インドの高官指導者たちは、パキスタンにおけるテロリスト活動に資金調達して煽っている。選挙は一般の人々の熱狂と反ムスリム感情を特徴としているので、インドは急進主義への向かいつつある。

朝鮮民主主義人民共和国: 日本が我が国に対して推進している根拠のない不正な申し立てを全面的に拒否する。日本は、人権の推進と保護には何の関係もない二重基準と人権の政治利用を推進している。女性と子どもに基本的医療へのアクセスを否定する朝鮮民主主義人民共和国に対する野蛮な制裁を課す時、そのような国が人権について語るとは皮肉である。これらは責任を取らされるべき行動である。日本は世界で最も悪質な人権侵害者である。これに限られるわけではないが、日本は、100 万人の人々の虐殺、840 万人の朝鮮人の徴兵、朝鮮人女性の性奴隷化を含め、過去の人道違反の犯罪に対して責任がある。現実を変えずに他に教訓をたれる前に、日本は歴史的責任を取り、被害者に補償を提供すべきである。

3月14日(水)午後

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

提出文書

1. マイノリティ問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/66)

報告書プレゼンテーション

Fernand de Vareennes マイノリティ問題に関する特別報告者

意見交換対話

欧州連合、ブラジル(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、モンテネグロ、ロシア連邦、パキスタン、クロアチア、セネガル、チュニジア、スイス、米国

特別報告者回答

Fernand de Vareennes

意見交換対話(継続)

オーストリア、ハンガリー、中国、ウクライナ、ミャンマー、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、メキシコ、ジョージア、ルーマニア、スーダン、アフガニスタン、イスラム協力団体、スロヴェニア、ネパール、コンゴ民主共和国、世界アラム人(アシリア人)会議、世界ユダヤ人会議、Alsalam 財団、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、マイノリティ権利グループ、Comision Mexicana de Defensa y promocion de los Derechos Humanos、アジア・リーガル・リソース・センター、国際教育権教育の自由団体---OIDEL(カトリック国際教育事務所との共同声明)

まとめ

Fernand de Vareennes

提出文書

2. 第10回マイノリティ・フォーラムの勧告(A/HRC/37/73)
3. 2017年社会フォーラム(2017年2-4日、ジュネーヴ)報告書(A/HRC/37/74)
4. 特別手続き年次報告書(A/HRC/37/37/Add.1)

報告書プレゼンテーション

1. Fernand de Vareennes マイノリティ問題に関する特別報告者
2. Maria Nazareth Faranlazevedo 社会フォーラム共同議長・報告者/ジュネーヴ国連事務所ブラジル代表部大使
3. Catalan Dvandas aguilar 特別手続き調整委員会議長

一般討論

オーストラリア(メキシコ、インドネシア、韓国、トルコ及びオーストラリアを代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、ポルトガル(諸国グループを代表)、米国、南アフリカ

3月15日(木)午前

議事項目 5(継続)

一般討論(継続)

キューバ、中国、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、メキシコ、カタール、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、インドネシア、パキスタン、ブラジル、ロシア連邦、オーストリア、モルディヴ、アイルランド、アゼルバイジャン、湾岸アラブ諸国協力会議、シリア・アラブ共和国、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc、Drepavie、イラク開発団体、国際人権サービス、アジア人権開発フォーラム、Alsalam 財団、欧州連合広報、缶詰業者国際永久委員会、Pasumai Thaayagam 財団、環境管理学センター、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、国際アフリカ民主主義協会、連合学校インターナショナル、Reseau International des Droits Humains---RIDH(Comision Mexicana de Defense y promocion de los Derechos Humanos, Asociacion Civil、ドミニカンズ正義と平和説教師団、平和ブリゲード・インターナショナル・スイスとの共同声明)、国際仏教徒救援団体、平和団体調査委員会、世界環境資源会議、国際ムスリム女性連合、科学技術汎アフリカ連合、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、アムネスティ・インターナショナル

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

チェコ共和国の普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所チェコ共和国代表部大使、シエラレオネ、アフガニスタン、バーレーン、エジプト、エストニア、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、フィリピン、ロシア連邦、アルバニア、良心の自由協会と個人のための欧州調整団体

201 の勧告のうち 178 が支持され、23 に留意された

チェキアの普遍的定期的レビューの成果を採択

アルゼンチンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所アルゼンチン代表部大使、ブラジル、チリ、中国、エジプト、ガーナ、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、マダガスカル、フィリピン、シエラレオネ、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、エドモンド・ライス国際 Ltd、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、人口開発アクション・カナダ、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、アメリカ法律家協会、国際弁護士団体、Auspiced stella

188 の勧告のうち 175 が支持され、13 が留意された

アルゼンチンの手偏的定期的レビューの成果を採択

3月15日(木)昼

議事項目 6(継続)

ガボンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ガボン法務大臣、エジプト、エチオピア、ガーナ、ホンデュラス、ケニア、リビア、マダガスカル、パキスタン、フィリピン、セネガル、モロッコ、国際女性教育開発ヴォランティア団体

VIDES(Instituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco との共同声明)、

Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale OCAPROCE インターナショナル、国連監視機構、アフリカ文化インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際弁護士団体

166 の勧告のうち 144 が支持され、22 に留意された

ガボンの普遍的定期的レビューの成果を採択

ガーナの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所ガーナ代表部大使、エチオピア、ガボン、ホンデュラス、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、パキスタン、フィリピン、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、エドモンド・ライス国際財団 Ltd、Federatie van Nederlandse Vereniging tot Integratie van Homoseksualiteit(国際ゲイ・レズビアン協会との共同声明)、スウェーデン性教育協会、人口開発アクション・カナダ、人権監視機構、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

241 の勧告のうち、212 が支持され、2 つが部分的に受け入れられ、27 に留意された

ガーナの普遍的定期的レビューを採択

ペルーの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所ペルー代表部大使、国連子ども基金、アルジェリア、ブラジル、チリ、中国、エジプト、ハイティ、ホンデュラス、シエラレオネ、フィリピン、国連人口基金、性と生殖に関する権利センター、エドモンド・ライス国際財団 Ltd、国際法律家委員会、国際人権サーヴず(国内人権コーディネーターとの共同声明)Intituto Internazionale Maria Ausiliarice delle Salesiane di Don Bosco(カリタス・インターナショナル国際カトリック慈善連合、国際女性教育開発ヴォランティア団体---VIDES との共同声明)、アムネスティ・インターナショナル、Centro de Promocion y Defensa de los Derechos Sexuales y Reproductivos、国内人権コーディネーター

182 の勧告のうち、177 が支持され 5 つに留意された

ペルーの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月15日(木)午後

議事項目 6(継続)

グアテマラの普遍的定期的レビューの成果の検討

グアテマラ人権執行政策大統領コミッショナー・コーディネーター、Procuraduria de los Derechos Humanos de Guatemala、国連人口基金、アルジェリア、アルメニア、ブラジル、チリ、エジプト、ハイティ、ホンデュラス、フィリピン、シエラレオネ、プラン・インターナショナル Inc、世界拷問禁止団体、国際女性教育開発ヴォランティア団体 VIDES、Reseau International des Droits Humains(RIDH)、人口開発アクション・カナダ、人権アドヴォキッツ、アムネスティ・インターナショナル、平和ブリゲード・インターナショナル・スイス、スイス・カトリック Lenten 基金、国際ヒューマニスト倫理連合

205 の勧告のうち 150 が受け入れられ、55 に留意された

グアテマラの普遍的定期的レビューの成果を採択

スイスの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所スイス代表部大使、ヴェトナム、アフガニスタン、アルバニア、アルメニア、バーレーン、エジプト、ハイティ、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、ケニア、ラオ人民民主主義共和国、ガボン、マダガスカル、世界里買い禁止センター、社会問題心理学的研究、国際レズビアン・ゲイ協会、生命を懸念するミネソタ市民 Inc、人口開発アクション・カナダ、アムネスティ・インターナショナル、Maarij 平和開発財団、アフリカ文化インターナショナル、世界バルア団体、北京後 NGO 調整スイス

252 の勧告のうち、160 が受け入れられ、91 に留意された
スイスの普遍的定期的レビューの成果を採択

韓国の普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所勧告代表部大使、韓国国内人権委員会、エジプト、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、イラク、ラオ人民民主主義共和国、フィリピン、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、シエラレオネ、スリランカ、スーダン、アルバニア、国際和解フェロシップ、世界殺害禁止センター、国際レズビアン・ゲイ協会、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、Istituto Internazionale Maria Ausilatrice delle Salesiane di Don Bosco(国際女性教育開発ヴォランティア団体---VIDES との共同声明)、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、CIVICUS---世界市民参画同盟、国連監視機構

218 の勧告のうち 121 が支援され、97 に留意された
韓国の普遍的定期的レビューの成果を採択

議事項目 5(継続)

一般討論(継続)

Conseil International pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme、世界ムスリム会議、日本労働者権利委員会、アフリカ文化インターナショナル、南米インディアン会議、世界バルア団体、世界市民協会、ギニア医療互助協会、解放、スイス・ギニア連帯、保健人権推進者委員会、アフリカ先住民族調整委員会、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUDA、VAAGDHARA、女性子どもの権利保護協会(APWCR)、調査教育団体センター、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、Association pour l'Integration et le Developement Durable au Burundi、Association Bharathi Centre Culturel Fance---Tamoul、創造的社会プロジェクト同盟、Association Culturelle des Tamouls en France、Prahar、Association de etudiants tamouls de France、国際アフリカ連帯、"Tupaj Amaru"インディアン運動、Jssor 青年団体、Association Thendral、Le Pont、Commission nationale des droits de l'homme de Mauritanie、人間運動行動、国際弁護士団体、新人権カメルーン、良心の自由協会個人欧州調整機関、Servas International、国際ジャーナリスト連盟

答弁権行使

フィリピン: フィリピンはすべてのマンデート保持者たちと協力してきた。先住民族の権利に関する特別報告者に関する事件に関しては、彼女の政党の所属のために、テロ容疑者のリストに挙げられていると理事会は伝えられ、この事件は裁判所で審議されてきた。その他の特別報告者はフィリピンでその作業を行い、ジュネーブに報告することができている。

中国: NGOの中には根拠のない理由で中国を攻撃したところもある。万人は法の下で平等であり、NGOは根拠のない非難を止めよう要請される。

3月16日(金)は国連ストのため会議なし

3月19日(月)午前

人種差別の状況での寛容・包摂・統一・多様性の尊重の推進に関するパネル討論

開会ステートメント

1. Vojislav Suc 人権理事会議長
2. Adam Abdelmoula 国連人権高等弁務官事務所人権理事会条約メカニズム部部長

パネリストによるステートメント

1. Sello Hatang ネルソン・マンデラ財団理事長
2. Foo Kok Jwee ジュネーブ国連及びその他の国際団体事務所シンガポール代表部大使
3. Niclas Marugan 人種差別撤廃委員会委員
4. Fatou Ddiome 作家

討議

欧州連合、アンゴラ(ポルトガル語諸国を代表)、モロッコ(フランス語諸国を代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ブラジル、アルジェリア、シエラレオネ、エクアドル、インド、キューバ、エジプト、オーストラリア人権委員会、第19条---国際検閲禁止センター、米国、チュニジア、メキシコ、バーレーン、アルゼンチン、南アフリカ、ハイティ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラン・イスラム共和国、イラク、アラブ主要国連邦、英国平等人権委員会(スコットランド人権委員会との共同声明)、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、Conseil international de Soutien a des Proces Equitables et aux Droits de l'Homme

まとめ

Sello Hatang, Foo Kok Jwee, Fatou Diome, Nicolas Marugan

議事項目6(継続)

ベナンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所ベナン代表部大使、シエラレオネ、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、国連人口基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、アンゴラ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、キューバ、世界拷問禁止団体(フランシスカン・インターナショナル国際カトリック子どもビューローとの共同声明)、国際女性教育開発ヴォランティア団体 VIDES(フランシスカン・インターナショナル、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、国際カトリック子どもビューローとの共同声明)、人口開発アクション・カナダ、フランシスカン・インターナショナル(国際カトリック子どもビューローとの共同声明)、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine pur la defense des droits de l'homme、国際カトリック子どもビューロー

198の勧告のうち91が支持され、7つに留意された

ベナンの普遍的定期的レビューの成果を採択

パキスタンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所パキスタン代表部大使、ガーナ、ギリシャ、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、イラク、フィリピン、中国、サウジアラビア、シエラレオネ、スラリランカ、スーダン、チュニジア、国連人口基金、英国ヒューマニスト協会、欧州法律司法センター、第 19 条---国際検閲禁止センター、人口開発アクション・カナダ、国際人権同盟連盟、世界教会会議国際問題教会委員会、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジアアロネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会、世界環境資源会議

289 の勧告のうち 168 が受け入れられ、121 に留意された

パキスタンの普遍的定期的レビューの成果を採択

ザンビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務省ザンビア代表部次席大使、ザンビア人権委員会、アルジェリア、アンゴラ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、キューバ、エジプト、エチオピア、ホンデュラス、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、国際セイヴ・ザ・チルドレン同盟、スウェーデン性教育協会、人口開発アクション・カナダ、フランシスカン・インターナショナル、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、アムネスティ・インターナショナル、CIVICUS---世界市民参画同盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

203 の勧告のうち 183 が受け入れられ、19 に留意された

ザンビアの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月19日(金)昼

議事項目 6(継続)

日本の普遍的定期的レビューの成果の検討

志野充子ジュネーブ国連事務所日本代表部大使: トロイカ、つまり、カタール、ベルギー及びトーゴの努力に感謝する。検討中に、日本代表団は、前回の検討以来のフォローアップ努力と業績を詳細に説明した。検討で、日本は 106 か国から 217 の勧告を受けた。事前の質問を含め、建設的なコメントに対して加盟国に感謝する。アジア太平洋地域の理事会加盟国として、日本は国連の人権の推進と持続可能な開発の推進に貢献を続けるつもりである。勧告の検討プロセスには多くの省庁のかかわりが必要であり、NGO との対話に続いて、日本は、女性、子ども、障害者のような社会的に脆弱な人々の保護に関連する勧告を含め、145 の勧告に従うことで合意した。日本は、10 の勧告に従うことも、部分的に受け入れた。

昨年 11 月のレビュー以来、ある程度の進歩がすでに確立されてきた。日本は、子どもに対する暴力をなくす世界バーナードシップにおいて、解決策を探る国の一つとなり、企業と人権に関する国内行動計画を策定するプロセスとして、企業と人権に関する基本調査に関して、初めての多様なステイクホルダー会議を開催した。日本は、2020 年に、東京オリンピック・パラリンピックも開催する。日本は前回の 2 つのレビューに関連して、遂げられた進歩に関する任意の中間報告書を提出し、いくつかの条約機関による報告書の検討が次回普遍的定期的レビューまでに開催されることが予定されている。

チュニジア: チュニジアの勧告を含め、多数の勧告を日本が受け入れたことを歓迎する。チュニジアは、特に女性と子どもの権利に関して払われたすべての努力を歓迎し、報告書の採択を勧告する。

スーダン: 2014年の「障害者の権利に関する条約」への日本の加入を推奨する。日本はスーダンが提出した3つの勧告を含め、多数の勧告を受け入れたことに対して祝される。

アルバニア: 世界及び国内レベルで人権を推進し保護することに継続してコミットしていることに対して日本にお祝いを述べる。アルバニアは、第4回世界女性集会の開催のみならず、ジェンダー不平等に関する計画と女性の権利を推進する計画を採択したことに対しても日本を推奨する。

エジプト: エジプトは日本が受け入れた2つの勧告を提案した。一つは、「企業と人権に関する指導原則」の実施のための国内作業計画の確立を要請するものであり、もう一つは「移動労働者とその家族の権利に関する条約」の批准に関するものであった。

エチオピア: 国内人権機関が「パリ原則」に基づくことを保障し、移動者を含めた脆弱なグループの保護を確保することを目的とする多くの勧告を受け入れたことに対して日本を推奨する。

ガーナ: 女性とその職場への積極的参加の権利を高める計画のみならず、ジェンダー平等に関する計画の採択を歓迎する。ガーナによる2つの勧告が受け入れられたことに満足している。

ハイティ: 反差別法に関する勧告と環境保護のための国内枠組の実施に関する勧告を含め、217の勧告のうち145を受け入れたことに対して日本にお祝いを述べる。高齢者の年金制度の改善に関する勧告が留意されただけであることを残念に思う。

ホンデュラス: レビュー中に示された透明性に対して日本にお祝いを申し上げる。日本は人身取引と闘い、被害者を支援するメカニズムを提供する際のその努力を倍増してきた。日本は、「移動労働者とその家族の権利に関する条約」に署名するよう勧められる。

イラン・イスラム共和国: イランは、勧告が、日本によって相当に実施されることを期待する。イランは勧告を実施する際の成功を期待し、理事会が報告書を採択するよう勧める。

イラク: イラクはその報告書に対して日本に感謝を表明する。イラクはレビュー中に3つの勧告を提出し、日本がすべての勧告を調査したことに感謝する。理事会はレビューを採択するべきである。

ラオ人民民主主義共和国: 日本の人権状況に関する最新情報に対して日本に感謝する。女性の権利の推進に関して、ラオ人民民主主義共和国によって2つの勧告が提案された。

マダガスカル: 最終報告書の提出に対して日本にお祝いを述べ、その人身取引と取り組む努力を称賛する。日本は、基本的自由と人権に対する尊重を継続して示し、国内での法の支配の強化に向けたその改革を継続するよう奨励される。

国際差別人種主義禁止運動(IMADR): 人種差別に対処する普遍的定期的レビューの勧告を支持するよう日本に要請する。日本の法律は、差別からの保護を確保できないでいる。

国際民主弁護士協会: 福島に関する普遍的定期的レビューの勧告を歓迎する。高度の放射線汚染が福島で発見されたが、悪影響を受けた者に対する援助が打ち切れつつある。

Instituto Internazionale aria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco(国際女性教育開発ボランティア団体 VIDES との共同声明): 日本の教育制度は子どもにとって圧力の強い環境という結果となっており、場合によっては自殺につながっている。日本は子どもの権利に関する関連メカニズムに署名し、批准するよう要請される。

日本が道義上支払うべき負債財団: 日本は、1951年の「サンフランシスコ平和条約」に関連する責務を忘れており、日本は依然として過去の軍の残虐行為に対してけがれており、呪われている。日本の戦

争犯罪は、はなはだしく国際法に違反していた。

フランシスカン・インターナショナル: 包括的な反差別法の創設に関する勧告の拒否を残念に思う。日本は影響を受ける地域社会との適切な相談なくして新しい米国の軍事基地の推進し続けている。

アムネスティ・インターナショナル: 日本における死刑の継続する利用に警告を発する。この問題に関する勧告の拒否は、失望するものである。刑の執行は、法的代表または家族に報告せずに秘密裏に行われている。

クリーン・ピース・インターナショナル: 地震に続く核事故後の福島で、放射線が広がり、人々は発表されない放射線に繰り返しさらされてきた。大気、水、土壌は、著しく汚染されている。日本政府は、その国民を保護する政策をほとんど実施してこなかった。

日本弁護士協会連盟: (ビデオで)日本は、2020年に、オリンピックとパラリンピックを開催し、人権の向上を示すことが期待されている。差別、死刑、代替監獄及び「核兵器禁止条約」に関する勧告を実施するよう政府を奨励する。

ヒューマン・ライツ・ナウ: 72つまり勧告の3分の1が日本によって受け入れられなかったことを大変残念に思う。これらには、差別禁止法の制定と放送局の独立が含まれる。福島からの避難者の住居支援と健康診断を提供するのみならず、表現の自由に関する勧告を採択するよう政府に要請する。

人権アドヴォキッツ: 日本は、国内の国民の意見が死刑を廃止することを不適切にしていると述べてきた。死刑に関してどんな一般の意見が存在しようとも、この問題に関する政府の透明性の欠如が誤り伝えられていることを意味する。

217の勧告のうち、日本は145を受け入れ、72に留意した

志野充子大使: 日本は、国の内外で人権を推進し保護し続けるつもりである。日本の歴史認識に関しては、日本は歴史に向き合っており、これは、戦争に対する日本の深い自責の念と悔恨の念を述べた安倍晋三首相によって、2015年8月に明確にされた。日本は首尾一貫して、アジアと世界の民主主義、自由及び平和を支持してきた。沖縄の人々に関しては、文化を受け継いできたことが理解されている。しかし、沖縄では、アイヌの人々が先住民族として認められている。沖縄の人々は、平等であり、日本の国民が享受している全ての権利を享受している。日本は、死刑は法律に従ってそれぞれの国が独立して決定すべきであるとの意見である。日本が死刑を廃止することを不適切にしている要因がある。表現の自由に関しては、これは「憲法」によって保証されている基本的人権の一つである。福島の核事故に関しては、地震以来7年が過ぎ、政府は再建努力を促進するために最善を尽くしている。政府はより長い医療支援と介護を継続して保障し、子どものための教育環境を提供するつもりである。日本は、普遍的定期的レビュー制度と建設的に協力するとのその継続するコミットメントを繰り返し述べる。

日本の普遍的定期的レビューの成果を採択

ウクライナの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所ウクライナ代表部大使、ジョージア、ホンデュラス、リトアニア、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、シエラレオネ、国連人口基金、ユニセフ、英国、アフガニスタン、アルバニア、エジプト、婦人国際平和自由連盟(WILF)、人権ハウス財団、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ(国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)、第19条---国際検閲禁止センター、国際人権同盟連盟、人権アドヴォキッツ、アムネスティ・インターナショナル、国際和解フェロシップ

190 の勧告のうち 162 が受け入れられ、28 が留意された
ウクライナの普遍的定期的レビューの成果を採択

スリランカの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所スリランカ代表部大使、ロシア連邦、シエラレオネ、スーダン、国連人口基金、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、中国、ベラルーシ、ブルンディ、アルジェリア、キューバ、国際仏教徒救援団体、正義と平和のドミニカンズ説教師団(フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、世界福音同盟(全世界キリスト教徒連帯との共同声明)、国際法律家委員会、Federatie van Nederlandse Verenigen tot ntegratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、アムネ스티・インターナショナル、フランシスカン・インターナショナル(正義と平和のためのドミニカンズ説教師団との共同声明)、人権アドヴォキッツ

230 の勧告のうち 177 が支持され、53 に留意された
スリランカの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月19日(月)午後

議事項目6(継続)

一般討論

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ヴェトナム(アセアンを代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、南スーダン(諸国グループを代表)、ロシア連邦、テュニジア、キューバ、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、ジョージア、ケニア、シエラレオネ、イスラエル、イラン・イスラム共和国、欧州会議、モルドヴァ共和国、モロッコ、ボツワナ、国際レズビアン・ゲイ協会(Federatie van Nederlandse Verenigen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ、国際人権サービスとの共同声明)、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc、イラク開発団体、Alsalam 財団、欧州連合広報、缶詰業者国際永久委員会、UPR info、人権アドヴォキッツ Pasumai Thaayagam 財団、アフリカ地域農業貸付協会、環境管理学センター、国際アフリカ民主主義協会、連合学校インターナショナル、平和団体調査委員会、世界環境資源会議、幾何学技術汎アメリカ連合、暴力被害者擁護団体、Conzil international pour le soutien a des proces equitales et aux Droits de l'Homme、世界無視スリム会議、Verein Suwind Entwicklungspolitik、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、連合村、スイス・ギニア連帯、世界市民協会、南米インディアン会議(CISA)、ギニア医療互助協会、アフリカ先住民族調整委員会、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、Rencontre africaine pour la defense des droits de l'homme(RADDHO)、Assication Bharathi Centre Culturel Franco---Tamoul、ABC Tamil Oli、創造的
社会プロジェクト同盟、Association culturelle des tamouls en France、Association des etudiants tamoul de France、国際アフリカ連帯、国際教育開発、コロンビア法律家委員会、Jurner la page、Association Thendral、Tamil 世界、世界被害者協会、L'Observatoire Mauritanien des droits de l'Homme et de la Democratie、人権運動行動(AHM)、国際ヒューマニスト倫理連合、国連監視機構、国際弁護士団体、国際仏教徒救援団体、Mbbororo 社会文化開発協会 MBOSCUDA、調査教育団体センター、アムステ

イ・インターナショナル、スイス・カトリック Lenten 基金(開発途上国との協力ヒューマニスト機関、Reseau International des Droits Humains(RIDH)との共同声明)

3月19日(月)夜

議事項目 7: パレスチナ及びその他のアラブ被占領地域の人権状況

提出文書

1. 1967 年以来被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/37/75)

報告書プレゼンテーション

Michael Lynk 1967 年以来被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

パレスチナ国、パレスチナ独立人権委員会(ビデオで)

意見交換対話

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、チュニジア(アフリカ・グループを代表)、クウェート、ブラジル、チュニジア、南アフリカ、キューバ、バーレーン、シリア・アラブ共和国、カタール、モロッコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、モルディヴ、ヨルダン、ボリヴィア多民族国家、アルジェリア、スーダン、サウディアラビア、ジブティ、レバノン、エジプト、パレスチナ人医療援助(MAP)、Touro 法律センター、Al-Haq 人に仕える法律(パレスチナ人居住難民権 Badil リソース・センターとの共同声明)、NGO の責任 Amuta、世界ユダヤ人会議、パレスチナ人帰還センターLtd、Al Mezan 人権センター、法的援助カウンセリング女性センター

まとめ

Michel Lynk

3月20日(火)午前

議事項目 7(継続)

提出文書

2. 人権理事会決議 S-9/1 号と S-12/1 号の実施に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/38)
3. イスラエル入植地が東エルサレムを含むパレスチナ被占領地全体を通してパレスチナ人の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利に与える意味合いを調査するための独立国際事実確認ミッション報告書のパラグラフ 96 で説明されている活動にかかわっている全ての企業のデータベース---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/39)
4. 被占領のシリア・ゴラン高原における人権に関する事務総長報告書(A/HRC/37/40)
5. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地におけるすべての国際法違反のために説明責任と司法を保障する---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/41)
6. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地における人権状況---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/42)

7. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地と被占領のシリア・ゴラン高原におけるイスラエルの入植地 ---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/43)

報告書プレゼンテーション

Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント

イスラエル(欠席)、パレスチナ国、シリア・アラブ共和国

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、クウェート(湾岸協力会議を代表)、ボリヴィア多民族国家(諸国グループを代表)、パキスタン、セネガル、エジプト、チュニジア、南アフリカ、チリ、キューバ、中国、カタール、アンゴラ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、日本、サウディアラビア、アラブ首長国連邦、ナイジェリア、エクアドル、スロヴェニア、ナミビア、ロシア連邦、リビア、バーレーン、スウェーデン、マレーシア、イラン・イスラム共和国、モルディヴ、朝鮮民主主義人民共和国、ヨルダン、インドネシア、トルコ、バングラデシュ、ウルグァイ、湾岸アラブ諸国協力会議、スリランカ、イエメン、レバノン、オマーン、マルタ騎士団、ソマリア、ルクセンブルグ、モロッコ、アルジェリア、パレスチナ人帰還センターLtd、人に仕える Al-Haq 法、NGO の責任 Amuta、Touro 法律センター人権ホロコースト機関、人権 Al Mezan センター、B'nai B'rith インターナショナル、世界教会会議国際問題教会委員会、ノルウェー難民会議、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、国際法律家委員会、国際ジャーナリスト連盟、世界ユダヤ人会議、人権監視機構、パレスチナ人居住難民権 BADIL リソース・センター、国際アメリカ・マイノリティ人権協会 (IHRAAM)、暴力被害者擁護団体、アジア・ユーラシア人権フォーラム、Conseil International pour le soutien a des proces equitables et aux Droits de l'Homme、世界ムスリム会議、カイロ人権学研究所、アフリカ文化インターナショナル、世界市民協会、国際国連青年学生運動、国際人種差別撤廃団体 (EAFORD)、"Tupaj Amani" インディアン運動、IUS PRIMI VIRI 国際協会、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、国連監視機構、Conseil de jeunesse pluriculturelle(COJEP+)、法的援助コンサルティング女性センター、国際弁護士団体、開発とメディアの自由パレスチナ・センター”MADA”、ユダヤ人学生欧州連合、人権 Meezan センター

日本のステートメント: 日本は、国際法の下で違法であり、2 国解決策に向けた努力を妨げるので、被占領地での入植地の建設と拡大の即時中止を要請する。日本は、国連の救援作業機関を通して西岸とガザのパレスチナ人のための援助を提供し続けるつもりである。

3月20日(火)昼

議事項目 8: 「ウィーン宣言と行動計画」実施のフォローアップ

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、パキスタン、チュニジア、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、ケニア、ネ

パール、トーゴ、中国、イスラエル、シエラレオネ、ロシア連邦、エストニア、ギリシャ、ヨルダン、モザンビーク、国際開発法団体、インド、シリア・アラブ共和国、リビア、Conectas Direitos Humanos(Centro de Estudios Legales y Sociales(CELS)市民協会、国際人権同盟連盟との共同声明)、NGO の責任 Amuta、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Ltd、ライク開発団体、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、Alsalam 財団、欧州連合広報、缶詰業者国際永久委員会、人権アドヴォキッツ、アフリカ地域農業貸付協会、世界バルア団体、環境管理学センター、国際アフリカ民主主義協会、連合学校インターナショナル、国際仏教徒救援団体、平和団体調査委員会、世界環境資源会議、科学技術汎アフリカ連合、暴力被害者擁護団体、世界ムスリム会議、Conseil International de Soutien a des Proces Equitbles et sux Droits de l'Homme、スイス・ギニア連帯、Organisation internationale pour les moins avances(OIPMA)、世界市民協会、ギニア医療互助協会、解放、保健人権推進者委員会、アフリカ先住民族調整委員会、L'Organisation pour la Communication en Afrique et la Promotin dela Cooperation Econo+mique Internationale(OCAPROCE)、Mboloro 社会文化開発協会、平和開発 Maarij 財団、調査教育団体センター、VAAGDHARA、女性子どもの権利保護協会(APWCR)、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際和解フェローシップ、Association pour l'integration et le Developpement Durlle au Burundi、Association Bharathi Centre Cluturel Franco---Tamoul、ABC Tamil Oli、創造的社会プロジェクト同盟、Pralhal、国際アフリカ連帯、"Tupaj Amaru"インディアン運動、IUS PRIMI VIRI 国際協会、Turner la page、Thendral 協会、Tamil 世界、Le Pont、世界被害者協会、L'Observatoire Mauritanien des droits de l'PHomme et de la Democratie、人間の移動行動(AHM)、国際ヒューマニスト倫理連合、国連監視機構、国際弁護士団体、人権平和アドヴォカシー・センター、Agence Internationale our le Developpement ide-Federation、国際人権サーヴィス、Mezaan 人権センター、新人権カメルーン、民族生物教育調査サーヴィス Stichting 国際センター、プレス・エンブレム・キャンペーン、Reseau International des Droits Humains(RIDH)(性と生殖に関する権利センター、Conectas Direitos Humanos、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、地球の友インターナショナル、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、国際レズビアン・ゲイ協会、国際人権サーヴィス、世界拷問禁止団体との共同声明)、Verein Sudwind Entwicklungspolitik

答弁権行使

キューバ: 米国は民主主義について他国に教訓をたれようとし、自国は多党政治制度を有していると主張している。しかし、歴史は、国のわずかな部分に過ぎない米国の支配階級の利益にだけ役立つわずか2つの政党しかないことを示している。米国にいる多くのキューバ人は、キューバの閉鎖を解くことを支持しているが、米国政府はねじを締めあげるだけである。

インド: イスラム協力団体を代表するパキスタンに伝えるが、パキスタンはインドの不可欠の部分であるジャンム・カシミールに関して不正確なステートメントを行った。イスラム協力団体は、インドの内部問題に関して立場をとる何の権利もない。インドはイスラム協力団体に、インドの内部問題に干渉することによって理事会の時間を無駄にしないよう要請する。

スペイン: Turner la page の述べたことに強い不同意を表明する。スペインは何年もの間、民主国であることを大変誇りにしている。スペインの司法部局は独立しており、裁判官は公平に日常の業務を行っており、スペイン憲法とカタロニアを含めたすべての州の自治法を良心的に尊重している。この制度に

対する非難はあらゆる信憑性を欠いている。スペインは、人権理事会は、理事会の目的を推進することとは何の関係もない政治的性質の偏見のある主張の適切なフォーラムではないことを明確にしてきた。理事会は違法なプロセスに言及する場ではない。

中国: 中国に対する悪意のある攻撃と中国が拒否する述べられた嘘のために人権理事会が利用された。中国の政治制度と開発の道は国民によって選ばれたものである。共産党の指導の下で、中国は全世界が目撃する見事な進歩を遂げてきたが、これは誰も拒否できないことである。中国は思惑のある動機で政治的攻撃を行うために人権理事会を利用しないよう関連団体に要請する。

ブラジル: 3月14日の市議会議員 Marielle Franco の殺害に驚愕している。これは残虐な暴力行為であるのみならず、民主主義と法の支配に対する攻撃である。連邦政府はこの殺害の捜査に全面的に協力するつもりであり、連邦警察も貢献する用意ができています。Ms. Marielle Franco は人権のために闘ってきた人であり、大変に活発で、リオデジャネイロにおける暴力に反対する声を尊重してきた。

パキスタン: カシミールは長年の未解決の紛争の問題であることを人権理事会に思い出してもらいたい。カシミールはインドの一部ではない。隠すことが何もないならば、インドは人権高等弁務官事務所とイスラム協力団体の独立永久人権委員会へのアクセスを認めなければならない。インドは自由を恐れず、カシミールの人々がその運命を決定することを認めるべきである。

3月20日(火)午後

議事項目 9: 人種主義、人種差別、外国人排斥、関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

提出文書

1. 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に対する現代の基準の策定に関する特別委員会報告書(A/HRC/37/76)
2. 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的実施に関する政府間作業部会報告書(A/HRC/37/77)
3. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、暴力のそそのかし、対人暴力との闘い---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/44)

報告書プレゼンテーション

1. Adam Abdelmoula 人権高等弁務官事務所人権理事会・条約メカニズム部部長
2. Taonga Mushayavanhu ジンバブエ大使・現代の基準策定特別委員会議長・報告者
3. Yvette Stevens シエラレオネ大使・「ダーバン宣言と行動計画」の効果的実施政府間作業部会議長・報告者

一般討論

ブラジル(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、バハマ(諸国グループを代表)、パキスタン、ブラジル、チュニジア、キューバ、中国、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、メキシコ、エジプト、英国、南アフリカ、イスラエル、シエラレオネ、ロシア連邦、リビア、パーレーン、ギリシャ、イ

ラン・イスラム共和国、ボツワナ、アルジェリア、トルコ、バングラデシュ、マレーシア、アゼルバイジャン、アルメニア、国際国連青年学生運動(アフリカ開発協会、Dunenyoo 協会、パレスチナ居住・難民権 BADIL リソース・センター、Comite International our le Respect et l'Application de la Charte Africainedes Droits de l'Homme et des Peuples(CIRAC)、Commission africaine des promoteurs de la sante et des droits de l'homme、Espace Afrique International、高齢者行動、"Tupaj Amaru"インディアン運動、国際拷問禁止協会、国際民主弁護士協会、国際民族・宗教・言語・その他のマイノリティの権利保護連盟、人種差別撤廃国際団体、勝利の青年運動との共同声明)、NGO の責任 Amuta、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc、イラク開発団体、国際ヒューマニスト倫理連合、Alsalam 財団、世界ユダヤ人会議、欧州連合広報、缶詰業者国際永久委員会、アフリカ地域農業貸付協会、環境管理理学センター、国際アフリカ民主主義協会、連合学校インターナショナル、南米インディアン会議(CISA)、国際仏教徒救援団体、平和団体調査委員会、世界環境会議、科学技術汎アフリカ連合、世界ムスリム会議、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、Verein Sudwind Entwicklungspolit、スイス・ギニア連帯、世界バルア団体、世界市民協会、ギニア医療互助協会、解放、アフリカ先住民族調整委員会、Mbororo 社会開発協会 MBOSCUDA、国際人種差別撤廃団体、Recontre Africaine pour la defense des droits de homme、調査教育団体センター、Association pour integation et le Deelopement Durable au Brurndi、Associaion Bharathi Centre Culturel France---Tamoul、ABC Tamil Oil、創造的社会プロジェクト同盟、Prajara、Association des etudiante tamouls de France、国際アフリカ連帯、IUS PRIMI Vri 国際協会、人間の安全保障イニシアティブ団体、南北協力連合都市機関、Turner la Page、Thendral 協会、Tamil 世界、Le Pont、世界被害者協会、L'Observatoire Mauitanien des Droits de l'Homme dt de la Democratie、開発地域社会エンパワーメント協会、人間の運動行動(AHM)、国連監視機構、Conseil de jeunesse pluriculturelle(COJEP)、国際弁護士団体、人権平和アドヴォカシー・センター、Conseil International de Soutien a des Proces Equitables et au Droits de l'Homme、新人権カメルーン、Sikh 人権グループ、ユダヤ人学生欧州連合、国際教育開発、Meezaan 人権センター、Auspice Stella、"Tupaj Amaru"インディアン運動、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)

答弁権行使

ラトヴィア: ソ連に始まり、ドイツのナチが続いたラトヴィアの占領の歴史はロシアの外交官によく知られている。ナチとソヴィエットの占領体制はラトヴィア国民を軍務に強制的に徴兵した。徴兵を逃れた者は罰せられてきた。第二次世界大戦を戦った元兵士は、異なった日に死亡した仲間を覚えている。ラトヴィア政府はすべての独裁政治とホロコーストを強く非難し、被害者を悼んでいる。

3月20日(水)夜

議事項目 10: 技術援助と能力開発

コンゴ民主共和国の人権状況に関する対話

開会ステートメント

1. Vjislav Suc 人権理事会議長
2. Andrew Gilmour 人権事務総長補・ニューヨーク人権高等弁務官事務所所長

3. Leila Zerrougus コンゴ民主共和国の事務総長特別代表
4. Bacre Waly Ndivae カサイ地域の状況に関する国際専門家チームのチーム・リーダー
5. Marie-ange Mushobekwa コンゴ民主共和国人権大臣

対話

欧州連合、国連子ども基金、ロシア連邦、ドイツ、ベルギー、米国、オーストラリア、フランス、中国、アンゴラ、ボツワナ、アルジェリア、スーダン、英国、アイルランド、コンゴ共和国、世界福音同盟、アフリカ開発協会、国際人権サービス、国際人権同盟連盟、国際拷問廃止キリスト教徒 ACAT 行動連盟、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、Action internationale pour la paix et le developement dans la region des Grande Lacs

まとめ

Andrew Gilmour, Leila Zerrougui, Bacre Waly Ndiyaie, Marie-Ange Mushobekwa

3月21日(水)午前

議事項目 10(継続)

提出文書

1. マリの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/37/78)

報告書プレゼンテーション

Suliman Baldo マリの人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

マリ

意見交換対話

欧州連合、エストニア、ドイツ、デンマーク、セネガル、スペイン、米国、コート・ド'ivoire、フランス、中国、ボツワナ、アルジェリア、スーダン、ブルキナファソ、ルクセンブルグ、英国、ノルウェー、カナダ、国際人権サービス、国際人権同盟連盟、国連監視機構、国際カトリック子どもビューロー(国際独立社会環境使徒運動との共同声明)

まとめ

Suliman Baldo

提出文書

2. リビア政府が受けた技術援助と能力開発措置の効果を含めたリビアの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/46)

報告書プレゼンテーション

Andrew Gilmour 国連人権事務総長補

当該国ステートメント

リビア

意見交換対話

欧州連合、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、国連子ども基金、ロシア連邦、エジプト、エストニア、セネガル、テュニジア、スペイン、サウディアラビア、チェキア、米国、イタリア、バーレーン、カタール、ギリシャ、アルジェリア、スーダン、ブルキナファソ、ナイジェリア、英国、アイルランド、ヨルダン、ドイツ、マルタ騎士団、アラブ首長国連邦、モロッコ、婦人国際平和自由連盟、人権監視機構、平和開発 Maarij 財団、カイロ人権学研究所、国連監視機構、Rencontre Africaine our la Defense des Droits de l'Homme、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)(国際弁護士団体との共同声明)、南北協力区連合都市機関

まとめ

Andrew Gilmour

3月21日(水)昼

議事項目 10(継続)

ウクライナの人権状況に関する報告書プレゼンテーション

Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント

ウクライナ

意見交換対話

欧州連合、フィンランド、ロシア連邦、ドイツ、クロアチア、エストニア、デンマーク、スペイン、スイス、チェコ共和国、米国、ポーランド、ハンガリー、オーストラリア、フランス、アルバニア、スウェーデン、リトアニア、オランダ、ニュージーランド、ジョージア、ルーマニア、アイルランド、ラトヴィア、モルドヴァ共和国、欧州会議、英国、ブルガリア、人権ハウス財団、人権アドヴォキッツ、"Tupaj Amaru"インディアン運動、世界ウクライナ女性団体連盟

まとめ

Kate Gilmore

3月21日(水)午後

議事項目 10(継続)

ニュージーランド法務大臣ステートメント

Andrew Little

中央アフリカ共和国の人権状況に関する高等弁務官報告書に関する高官意見交換対話

人権のための事務総長補・ニューヨーク人権高等弁務官事務所所長、副特別代表・国連中央アフリカ共和国多面的統合安定ミッション副団長、中央アフリカ共和国へのアフリカ連合特別代表、中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家、中央アフリカ共和国法務人権大臣・国璽保持者、リーダーシップ de la Femme en Centreafrique

討論

欧州連合、ベルギー、スペイン、チェキア、米国、コーティヴォワール、フランス、中国、ボツワナ、アルジェリア、スーダン、ブルキナファソ、英国、ポルトガル、オランダ、ノルウェー、ベナン、世界福音同盟(カリタス・インターナショナルカトリック慈善連合との共同声明)、Bangui フォーラム、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、Rencontre Afriaine our la Defense des Droits de l'Homme

まとめ

Andrew Gilmour、Kenneth Glluck、Bedializoun Moussa Nebie、Marie-Therese Keita Bocoum、Flavien Mbata、Lina Ekomo

議事項目 2(継続)

提出文書

2. グアテマラ事務省の活動に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/3/Add.1)
3. 上記報告書付録---ホンデュラスの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/37/3/Add.2)
4. 上記報告書付録---コロンビアの人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HEX/37/3/Add.3)
5. キプロスの人権状況に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/37/22)
6. スリランカに関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/37/23)
7. イランの人権状況に関する事務総長報告書(A/HRC/37/24)

報告書プレゼンテーション

Kate Gilmore 国連副高等弁務官

真実・正義・賠償・再発防止の保証に関する特別報告者ステートメント

Pablo de Greiff 真実・正義・賠償・再発防止の保証に関する特別報告者

当該国ステートメント

ブルンディ、コロンビア、キプロス、グアテマラ、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、スリランカ

一般討論

英国(旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、米国を代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、ニュージーランド(諸国グループを代表)、ドイツ、スイス、スペイン

答弁権行使

トルコ: 状況は、ギリシャ系キプロス人が平等なパートナーとしてトルコ系キプロス人を拒否した結果である。これで安全保障の余地がなくなった。ギリシャ系キプロス人によるキプロスにおけるトルコ系キプロス人の人権の完全な否定は理解しがたい。キプロス問題は、ギリシャがこの島を乗っ取ろうとした1963年に始まり、これに続いて1974年の併合があった。トルコは1974年に島に介入し、キプロスにおけるトルコ軍は平和維持活動に従ったものである。この問題の解決を目的とする国連が後援する折衝は1963年に始まったが、失敗して何の成果も生まなかった。トルコ系キプロス人の圧倒的拒否は正当化できない。島の周りの天然資源の利用と横柄な態度は、ギリシャ系キプロス人がトルコ系キプロ

ス人を受け入れる用意ができていないこと明らかにしている。

キプロス: トルコはキプロスにおけるそのあからさまな人権侵害を隠すために煙を利用しようとしている。トルコによってもたらされた島の強制分割は、ギリシャ系キプロス人もトルコ系キプロス人も同様にその人権を著しく侵害している。トルコはシリアのアフリンでの行為に見られるように、連続的侵入者となっている。キプロスは、国の数多くの甚だしい人権侵害を回復し、国の東南部への即座の妨げられないアクセスを認めるようトルコに要請する。

カンボディア: 理事会における政治利用が今日のものであったことはかつてなかった。国家の中にはカンボディア及びその他の国々の主権を侵害するツールとして理事会を利用したところもある。カンボディアに対してニュージーランドによって行われたいわゆる共同声明なるものの不適切性は、受け入れがたいものである。カンボディアに関する報告書は、明日議事項目 10 の下で予定されていたが、今日行われた。これはカンボディアにとって受け入れがたく公平ではない。さらにカンボディアは、6月の会期前のカンボディアに関する会期間説明会を行おうとする不合理な試みに激しく反対する。カンボディアは、法と秩序を維持し、その国民に対する平和と安全保障と開発を育成する際の政府の努力を妨げる悪意を持つ政治的動機のあるステートメントを全面的に拒否する。

トルコ: トルコに対す申し立てを拒否し、トルコ系キプロス人が平等な権利を要請し、どのように島の天然資源を管理するかに関して言い分があることを理事会に思い出してもらいたい。ギリシャ系キプロス人は、トルコ系キプロス人と建設的に協力する意向を示さなければならない。トルコは、建設的対話に基づく折衝された解決策だけが島の問題に対処できるものとの考えである。

3月22日(木)午前

議事項目 2(継続)

一般討論

米国、オーストラリア、ジョージア、ベルギー、イスラエル、ノルウェー、国連子ども基金、カナダ、デンマーク、モロッコ、ギリシャ、アルジェリア、トルコ、アイルランド、オランダ、国際差別人種主義禁止運動(IMADR)、正義と平和のドミニカンズ説教師団、Action contre le faim、国際人権事務所---コロンビア行動 Oidhaco、スイス・カトリック Lenten 基金(開発途上国との協力ヒューマニスト機関との共同声明)、FIAN インターナショナル、国際法律家委員会、国際人権サーヴィス、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、人権監視機構、フランシスカン・インターナショナル、ルーテル世界連盟、人権アドヴォキッツ、Pasumai Thaayagam 財団、欧州---第3世界センター、世界拷問禁止団体、Resseau International des Droits Humains(RIDH)、国際仏教徒救援団体、Verien Sudwind Entwicklungspolitik、アムネスティ・インターナショナル、CIVICUS---世界市民参画同盟、平和ブリゲード国際スイス、Conseil International pour le soutien a des proces equitables et aux Droits de l'Homme、世界バルア団体、ギニア医療互助協会、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際和解フェロシップ、国際人種差別撤廃団体、VAAGDHARA、Association Bharathi Centre Culturel Franco---Tamoul、調査教育団体センター、Association Culturelle des tamouls en France、Association des etudiants tamouls de France、国際アフリカ連帯、コロンビア法律家委員会、法律家米州協会、国際人権同盟連盟、南北協力連合都市機関、Turner la page、Association Thendral、Tamil Uzhagam、Le Pont、世界被害者協会、L'Obwervatoire Maritaniien des Droits de L'Homme et de

la Democratie、国連監視機構、Conseil de jeunesse pluriculturelle(COJEP)、国際弁護士団体、解放、国際カトリック子どもビューロー、人権アドヴォカシー推進再開委員会、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social、世界市民協会、Mbororo 社会文化開発協会

答弁権行使

イラン・イスラム共和国: 中東におけるテロと占領と平和と安全保障と安定への主要な脅威の後援国であるイスラエルによる馬鹿々々しい申し立てを全面的に拒否する。イランはイスラエルの組織的な人権侵害と国連安全保障理事会の決議違反を非難する。

エジプト: 特定の国々の人権状況に捧げられるものと思われている会期中、米国がエジプトの状況に取り組んだことに驚いている。米国のコメントは不正確であり、客観的でもない。NGOに関するエジプト法は、実施される前に判断はできないし、エジプト政府のパートナーとしての市民社会の役割を損なうものでもない。エジプトには約 48,000 の NGO がある。

バーレーン: 米国に答えるが、バーレーンは、特に人権理事会で、市民社会に対して報復はしないしその活動家を恣意的に逮捕することもないことを市民社会に繰り返し確約してきた。バーレーンは表現と意見の自由を尊重しているが、そういった権利はすべて国内法に従って行使されるべきである。バーレーンは結社の自由も尊重しているが表現の自由は国の文化を尊重するべきである。国の慣行を損なう慣行は受け入れられない。米国は憎悪の犯罪に対処しマイノリティの権利を尊重するべきである。

キューバ: 他国の政治制度を判断する道徳的権利を持たない米国の批判に再び光を当てる。大統領が国民の支持を得ておらず、民主的に選ばれた各国政府のクーデターを推進しており、他国の内部問題に介入することに何百万ドルも費やしているときに、米国はどのような民主主義について語るのか？ 自国の国民の生命への権利を保護できないときに、米国政府は人権についてどのような語ることができるのか？ 国際社会は、アフリカ系アメリカ人の拷問と暗殺行為、警察の入国者の監視及び子どもの国外追放行為をなくすべきである。国際社会は、60年にわたる米国によるキューバの経済・財政閉鎖を終わらせるべきである。

イスラエル: イランは、根強い女性・未成年・LGBTI 社会及びその他のマイノリティに対する侵害についての国連機関や加盟国による主張を払いのけようとしている。イランはよく知られた攻撃戦略を追求している。しかし、みんなは、多くの人権侵害についての報告を読んで真実を知っている。イランの考えを中東の残りの世界に輸出しようとしているイランの政策の危険性を理解することが重要である。

3月22日(木)昼

議事項目 10(継続)

提出文書

3. アフガニスタンの人権状況と人権の分野での技術援助の達成に関する国連高等弁務官報告書(A/HRC/37/45)
4. 人権の推進と保護におけるカンボディア政府と国民を支援する際の国連人権高等弁務官事務所の役割と業績に関する事務総長報告書(A/HRC/37/64)
5. 人権の分野での技術協力のための国連任意基金評議員会委員長報告書(A/HRC/37/79)

報告書プレゼンテーション

1. Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官
2. Georgette Gagnon 人権高等弁務官事務所毛センチ活動技術協力部部長
3. Morten Kjaerum 人権分野での技術協力任意基金評議員会委員

当該国ステートメント

アフガニスタン、カンボディア、ハイティ、イエーメン

一般討論

ブラジル(諸国グループを代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、アンティグア・バーブダ(後発開発途上国と小島嶼開発途上国を代表)、シエラレオネ(諸国グループを代表)、オランダ(諸国グループを代表)、ヨルダン(アラブ・グループを代表)、ドイツ、パキスタン、エジプト、韓国、チュニジア、スペイン、サウディアラビア、米国、トーゴ、ハンガリー、オーストラリア、中国、イラク、メキシコ、日本、英国、ペルー、スイス、アラブ首長国連邦、ジョージア、国連子ども基金、シエラレオネ、フィンランド、カナダ、リビア、ポーランド、バーレーン、フランス、ミャンマー、マレーシア、モルディヴ、コスタリカ、ヨルダン、オランダ、タイ、スーダン、アイルランド、インド、ノルウェー、ラトヴィア、エストニア、リトアニア、アゼルバイジャン、スウェーデン、アフガニスタン、国民保護事務所(NRI ハイティ)、バハイ国際共同体、国際セイヴ・ザ・チルドレン同盟、国際レズビアン・ゲイ協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc、イラク開発団体、国際法律化委員会、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、Alsalam 財団、人権監視機構、国際人権同盟連盟、ヒューマン・ライツ・ナウ、人権アドヴォキッツ、国際アメリカ・マイノリティ人権協会(IHRAAM)、国際仏教徒救援団体、暴力被害者擁護団体、アムネスティ・インターナショナル、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、カイロ人権学研究所、Conseil International pour le soutien a des process equitable et aux Droit de l'Homme、世界市民協会、南米インディアン会議、世界バルア団体、ギニア医療互助協会、解放、アフリカ先住民族調整委員会、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUA、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際和解フェロシップ、調査教育団体センター、Association Bharathi Ccentre Culturel Franco---Tamoul、ABC Tamil Oli、創造的社會プロジェクト同盟、Association Culturelle des Tamouls en France、Prahar、Associatin des etudiants tamouls de France、国際アフリカ連体、IUS PRIMI VIRI 国際協会、Lumos 財団、Turner la page、Associatin Thendral、Tamil Uzhagam、Le Pont、世界被害者協会、bservatoire Mauritanien des Droits de l'homme et de la Democraie、開発地域社会エンパワーメント協会、人間の運動行動(AHM)、国連監視機構、婦人国際平和自由連盟(WILF)、Conseil de jeunesse pluriculturelle(COJEP)、国際弁護士団体、非暴力急進党超国家超党、Association A.M.OR.、VAAGDHARA

日本のステートメント: カンボディアの来るべき選挙が公正で信頼できるものであることを保障することの重要性を強調する。国内のすべての政治的ステイクホルダーの間の対話が行われるべきである。日本は、すべてのステイクホルダーが恐れることなくその権利を行使できる環境を醸成することを目的としている。日本はその悲劇的な国内戦争の終結以来、継続してカンボディアに支援を提供し、カンボディアがその人権状況を改善し続けることを強く期待している。

答弁権行使

カンボディア: 唆し、憎悪、差別、合法的に選ばれた政府を転覆させるための暴動の呼びかけに満ちた政治的言説が意見と表現の自由への権利の資格があるものかどうか尋ねる。答えは否である。国際人権条約のいかなる規定もこれら反逆的権利を認めていない。その他の民主国におけるように、誰も法を超える者はない。カンボディア政府は、無差別に個人や団体の地位にかかわらず法律と秩序を施行する義務がある。人権擁護者、政治的行為者またはジャーナリストが訴追を受けないことはない。カンボディアは、「国連憲章」の第2条(7)の精神に従って相互尊重と非干渉に基づいてすべての国連人権メカニズムに参加し、かかわることにコミットしていることを繰り返し述べる。カンボディアは、来るべき7月の選挙が包摂的で、自由で、公正で、すべての政党にとって受容できる秩序ある方法で行われることを保証するために最善を尽くすつもりであることを保障する。

ロシア連邦: ロシアには主権国アブカジアとオセチアを支配したり、管轄したりする権利はない。これら国々には選挙で選ばれた政府があり、人々の意思の表明に従って、その領土に完全な権威を行使している。ロシアはこれを認め、南コーカサスにおける新しい政治的現実を受け入れ、人権を支持し、これがこれら国々の当局によって直接的に行われていることを保障するようすべての国々に要請する。

3月22日(木)午後

議事項目 1: 組織と手続き上の問題

決議の採択

2. デジタル時代のプライバシーへの権利(A/HRC/37/L.10)

主提案国: ドイツ

共同提案国: アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボリビア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、イスラエル、イタリア、ケニア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、ウクライナ、米国、ウルグアイ、パレスチナ国

一般コメント: スロヴェニア

コンセンサスで決議を採択

3. 司法制度の高潔性(A/HRC/37/L.11/Rev.1)

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: ベラルーシ、中国、キューバ、エチオピア、シリア・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: 米国

票決前ステートメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)

賛成 23 票、反対 2 票、棄権 22 票で決議を採択

票決結果: 賛成 22 票: アンゴラ、ブラジル、ブルンディ、チリ、中国、コーティヴォワール、キューバ、エクアドル、エジプト、エチオピア、ケニア、キルギスタン、メキシコ、ネパール、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、ルワンダ、南アフリカ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 2 票: 米国、ジョージア

棄権 22 票: アフガニスタン、オーストラリア、ベルギー、クロアチア、コンゴ民主共和国、ドイツ、ハンガリー、イラク、日本、モンゴル、ナイジェリア、カタール、韓国、サウディアラビア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、トーゴ、ウクライナ、英国

4. 適切な生活水準への権利とこの状況での非差別への権利の構成要素としての適切な住居(A/HRC/37/L.12)

主提案国: ドイツ

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アンゴラ、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

5. 白皮症の人々による人権の享受に関する独立専門家のマンデート(A/HRC/37/L.13)

主提案国: トーゴ(アフリカ・グループを代表)

共同提案国: ベルギー、ブルガリア、チリ、キプロス、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、トルコ、英国

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

6. 人権の推進と保護におけるグッド・ガヴァナンスの役割(A/HRC/37/L.15)

主提案国: ポーランド

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

7. 透明性があり、説明責任があり、効率的な公共サービスの提供を通して人権と「持続可能な開発目標」を推進する(A/HRC/37/L.16)

主提案国: アゼルバイジャン、ケニア

共同提案国: アフガニスタン、チリ、エクアドル、ジョージア、モルディヴ、ネパール、フィリピン、ポルトガル、モルドヴァ共和国、サウジアラビア、スペイン、タイ、トーゴ、トルコ、ウルグアイ

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

8. 人権と環境(A/HRC/37/L.19)

主提案国: コスタリカ、スイス

共同提案国: アンドラ、アンゴラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ、オランダ、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、ウルグアイ、パレスチナ国

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

9. 宗教または信念の自由(A/HRC/37/L.20)

主提案国: ブルガリア

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ、英国、米国

コンセンサスで決議を採択

10. 食糧への権利(A/HRC/37/L.21)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、ボリヴィア多民族国家、中国、エジプト、エリトリア、ハイティ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、シリア・アラブ共和国、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

一般コメント: スイス

票決前ステートメント: 米国、英国

賛成 46 票、反対 1 票、棄権 0 票で決議を採択

票決結果: 賛成 46 票: アフガニスタン、アンゴラ、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ブルンディ、チリ、中国、コーティヴォワール、クロアチア、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、イラク、**日本**、ケニア、キルギスタン、メキシコ、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、カタール、韓国、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スイス、トーゴ、テュニジア、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 1 票: 米国

11. 外国の負債及びその他の国家の関連国際責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的毛俵の完全享受に与える影響(A/HRC/37/L.22)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、ボリヴィア多民族国家、中国、エジプト、エリトリア、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

票決前ステートメント: 英国、ブラジル

賛成 27 票、反対 16 票、棄権 4 票で決議を採択

票決結果: 賛成 27 票: アンゴラ、ブルンディ、チリ、中国、コーティヴォワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、南アフリカ、トーゴ、テュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 16 票: オーストラリア、ベルギー、ブラジル、クロアチア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、**日本**、韓国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国、米国

棄権票: アフガニスタン、メキシコ、パナマ、ペルー

12. 文化的権利の分野の特別報告者のマンデート(A/HRC/37/L.23)

主提案国: キューバ

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、ボリヴィア多民族国家、チリ、中国、エクアドル、エジプト、エリトリア、ハイティ、ホンデュラス、メキシコ、パラグアイ、ペルー、スペイン、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

採択前ステートメント: 米国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

13. すべての国々において経済的・社会的・文化的権利を実現する問題(A/HRC/37/L.24)

主提案国: ポルトガル

共同提案国: オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、キプロス、デンマーク、エクアドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ハイティ、イタリア、ラトヴィア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ

採択前ステートメント：米国

コンセンサスで決議を採択

14. 国籍・民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利(A/HRC/37/L.25)

主提案国：オーストリア

共同提案国：アルメニア、オーストラリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

15. ネルソン・マンデラの 100 周年を祝う高官会期間討論(A/HRC/37/L.26)

主提案国：トーゴ

共同提案国：オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、オランダ、ニューシールランド、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、ウルグアイ

一般コメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)、南アフリカ、ベルギー

コンセンサスで決議を採択

16. 働く権利(A/HRC/37/L.28)

主提案国：エジプト、ギリシャ

共同提案国：アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、中国、キューバ、キプロス、エクアドル、フランス、ジョージア、ドイツ、インドネシア、レバノン、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スーダン、シリア・アラブ共和国、タイ、トーゴ、チュニジア、イエメン、パレスチナ国

コンセンサスで決議を採択

17. 文化的権利と文化遺産の保護(A/HRC/37/L.30)

主提案国：キプロス

共同提案国：アフガニスタン、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、クロアチア、エチオピア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、イラク、アイルランド、イタリア、レバノン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、

スウェーデン、スイス、ウクライナ、米国

一般コメント：米国、英国

3月23日(金)午前

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

18. スポーツとオリンピックの理想を通して人権を推進する(A/HRC/37/L.31)

主提案国：ギリシャ

共同提案国：アフガニスタン、アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、中国、コンゴ、クロアチア、キプロス、フランス、ドイツ、ハイティ、アイランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、レバノン、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、フィリピン、ポーランド、カタール、韓国、ルーマニア、ロシア連邦、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スーダン、スイス、テュニジア、トルクメニスタン、米国、パレスチナ国

一般コメント：米国

コンセンサスで決議を採択

19. 汚職が拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰を受けない権利に与える否定的インパクト(A/HRC/37/L.32)

主提案国：デンマーク

共同提案国：アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギーボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

一般コメント：米国、ベルギー、スロヴァキア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エジプト

コンセンサスで決議を採択

20. 子どもの権利：人道状況での子どもの権利の保護(A/HRC/37/L.33)

主提案国：ブルガリア(欧州連合を代

共同提案国：アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィアタン族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ベル

一、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント：ウルグアイ(ラテンアメリカ・カリブ海グループを代表)

採択前ステートメント：米国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

決議内容は別紙参照

21. 人権と一方的強制措置(A/HRC/37/L.34)

主提案国：ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟諸国運動を代表)

一般コメント：キューバ、スロヴァキア(欧州連合を代表)

票決前ステートメント：ブラジル、メキシコ、米国、オーストラリア

賛成 28 票、反対 15 票、棄権 3 票で決議を採択

票決結果：賛成 28 票：アンゴラ、ブルンディ、チリ、中国、コーティヴォワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 15 票：オーストラリア、ベルギー、クロアチア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、日本、韓国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国、米国

棄権 3 票：アフガニスタン、ブラジル、メキシコ

22. 障害者の平等と非差別及び障害者の司法へのアクセスの権利(A/HRC/37/L.35)

主提案国：メキシコ

共同提案国：アルゼンチン、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、モロッコ、モンテネグロ、ニュージーランド、パラグアイ、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

一般コメント：エジプト、ハンガリー

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

23. 人権の分野での相互に利益のある協力を推進する(A/HRC/37/L.36)

主提案国：中国

共同提案国：アンゴラ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、カンボディア、キューバ、エジプト、エリトリア、モルディヴ、モロッコ、ミャンマー、パキスタン、スーダン、シリア・アラブ共和国、タイ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

一般コメント：パキスタン、米国、南アフリカ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エジプト

票決前ステートメント：オーストラリア、メキシコ、スロヴァキア、モンゴル、日本、スイス、韓国

日本のステートメント：決議案に関して完全に協力し建設的にかかわったことに対して中国の努力を評

価する。日本は、「地域社会を建設する」と「相互に利益のある協力」を含め、口頭での修正のいくつかの用語が国際協力では広く用いられていないとの意見である。これらは、広く受け入れられている定義ではないので、人権の決議のためにはふさわしくない。個人が人権の中心的主体である。日本は、この二つの用語に関して調査を行い、報告書を提出するように高等弁務官に要請しているパラグラフ5を削除するのが適切であると考え、この目的での提案を提出した。しかし提案は口頭での修正には反映されなかった。日本はこのトピックに関するさらなる努力を支援するつもりであるが、口頭で修正の決議案には棄権する。

賛成 28 票、反対 1 票、棄権 17 票で決議を採択

票決結果: 賛成 28 票: アンゴラ、ブラジル、ブルンディ、チリ、中国、コーティヴォワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、メキシコ、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、フィリピン、カタール、サウディアラビア、セネガル、南アフリカ、トーゴ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 1 票: 米国

棄権 17 票: アフガニスタン、オーストラリア、ベルギー、クロアチア、ドイツ、ハンガリー、日本、ペルー、韓国、ルワンダ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国

24. 人権の推進と保護と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施(A/HRC/37/L.37)

主提案国: デンマーク、チリ

共同提案国: アフガニスタン、アンゴラ、オーストラリア、アゼルバイジャン、ブラジル、ブルガリア、カナダ、キプロス、コンゴ民主共和国、エクアドル、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ケニア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、オランダ、ニュージーランド、パラグアイ、ポルトガル、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、スペイン、スウェーデン、タイ、トーゴ、トルコ、英国、ウルグアイ

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

25. あらゆる実施手段に重点を置いて、人権の完全実現のために「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の統合された取組の必要性(A/HRC/37/L.42)

主提案国: 南アフリカ

共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、アゼルバイジャン、キューバ、モルディヴ、パキスタン

一般コメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)

採択前ステートメント: 米国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

26. 大量殺戮の防止(A/HRC/37/L.44)

主提案国: アルメニア

共同提案国: オーストラリア、キプロス、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、マルタ、オランダ、パラグアイ、セルビア、スロヴェニア、ウクライナ、米国、ウルグアイ

一般コメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、キューバ、チリ、パナマ、ドイツ、ベルギー、オー

ストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ルワンダ

採択前ステートメント：米国

前文パラ 22 と本文パラ 16 の票決

賛成 22 票、反対 8 票、棄権 15 票で前文パラ 22 と本文パラ 16 を採択

採択後ステートメント：キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キルギスタン、パキスタン

口頭で修正の L.44 をコンセンサスで採択

27. テロリズムと人権(A/HRC/37/L.50/Rev.1)

主提案国：エジプト、メキシコ

共同提案国：アルジェリア、アンドラ、オーストリア、バーレーン、ベルギー、クロアチア、キプロス、デンマーク、エジプト、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、**日本**、ヨルダン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、パラグアイ、ルーマニア、サウディアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、アラブ首長国連邦、ウルグアイ

修正案 L.63 の提案：サウディアラビア

一般コメント：エジプト、パキスタン、サウディアラビア、スロヴァキア(欧州連合を代表)

修正案の票決

票決前ステートメント：メキシコ

賛成 6 票、反対 26 票、棄権 14 票で修正案 L.63 を否決

L.50 採択前ステートメント：米国、南アフリカ

コンセンサスで決議を採択

3月23日(金)昼

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

28. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況(A/HRC/37/L.29)

主提案国：ベルギー(欧州連合を代表)、**日本**

共同提案国：アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、米国

日本の決議紹介：テキストは、拉致及びその他の形態の人権侵害の報告に関して大変に重大な懸念を強調している昨年の国連総会決議を想起している。国際社会は、朝鮮民主主義人民共和国が国際社会と協力し、拉致問題を早期に解決するための具体的手段を取るよう圧力を最大限にし、強く要請し続けな

なければならない。決議案は、その能力を強化するプロセスを促進するよう人権口頭弁務官事務所を継続して奨励し、この目的で最近取られた手段を歓迎している。決議案は、特別報告者のマンデートをさらに1年延長することも決定している。日本は前年と同様に、この決議案のコンセンサスでの採択を支持するよう理事会委員国に要請する。

当該国ステートメント：朝鮮民主主義人民共和国は欠席

採択前ステートメント：キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国

コンセンサスで決議を採択

29. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/37/L.38)

主提案国：英国

共同提案国：アンドラ、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、クウェート、モルディヴ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、米国

修正案 L.60 の提案：ロシア連邦

修正案 L.60 票決の要求：英国

一般コメント：オーストラリア、スロヴァキア、スイス、イラク、ベルギー、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、米国

当該国ステートメント：シリア・アラブ共和国

修正案 L.60 の票決

票決前ステートメント：オーストラリア

賛成票、反対 25 票、棄権 14 票で修正案 L.60 を否決

L.38 の票決

票決前ステートメント：エジプト、メキシコ、キューバ、ブラジル、パキスタン、中国、エクアドル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

賛成 27 票、反対 4 票、棄権 16 票で、決議を採択

票決結果：賛成 27 票：アフガニスタン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コートイヴォワール、クロアチア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、日本、メキシコ、パナマ、ペルー、カタール、韓国、ルワンダ、サウジアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スイス、トーゴ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国

反対 4 票：ブルンディ、中国、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 16 票：アンゴラ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、南アフリカ、テュニジア

30. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/HRC/37/L.39)

主提案国：スウェーデン

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

一般コメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)

票決の要求: パキスタン

当該国ステートメント: イラン・イスラム共和国

票決前ステートメント: オーストラリア、ブラジル、メキシコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ

賛成 21 票、反対 7 票、棄権 19 票で決議を採択

票決結果: 賛成 21 票: オーストラリア、ベルギー、チリ、コーディヴォワール、クロアチア、ドイツ、ハンガリー、日本、メキシコ、パナマ、ペルー、韓国、サウディアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国

反対 7 票: ブルンディ、中国、キューバ、イラク、キルギスタン、パキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 19 票: アフガニスタン、アンゴラ、ブラジル、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、ジョージア、ケニア、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、フィリピン、カタール、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア

31. 南スーダンの人権状況(A/HRC/37/L.40)

主提案国: 米国

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ルーマニア、サンマリノ、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国

当該国ステートメント: 南スーダン

コンセンサスで決議を採択

32. ミャンマーの人権状況(A/HRC/37/L.43)

主提案国: ブルガリア(欧州連合を代表)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、米国

一般コメント: オーストラリア

当該国ステートメント: ミャンマー

票決前ステートメント: 中国、日本、フィリピン

日本のステートメント: バランスの取れたテキストを完成するために日本は非公式折衝に積極的にかかわってきたが、日本は票決を棄権する。強制移動させられた者の安全な帰還は極めて重要であり、国連難民高等弁務官と協力するとのミャンマーの決定が重要であるので、国連難民高等弁務官のかかわりが極めて重要である。バングラデシュは、強制移動させられた母集団を受け入れる際のその寛大さに対して称賛され、国際社会は、適切な支援を提供する必要がある。ミャンマー政府は、コフィ・アナン諮問委員会の勧告を実施するよう要請される。日本はラカイン州を含め、ミャンマーに人道援助と開発援助を提供しており、国際社会も同様のことをするよう要請される。

賛成 32 票、反対 5 票、棄権 10 票で決議を採択

票決結果: 32 票: アフガニスタン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コーティヴォール、クロアチア、エジプト、エチオピア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、イラク、キルギスタン、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、カタール、韓国、ルワンダ、サウディアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国

反対 5 票: ブルンディ、中国、キューバ、フィリピン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 10 票: アンゴラ、コンゴ民主共和国、エクアドル、日本、ケニア、モンゴル、ネパール、セネガル、南アフリカ

理事会の注意を必要とする人権状況に関する決議を採択後ステートメント

米国、エジプト、キルギスタン

3月23日(金)午後

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

33. 被占領のシリア・ゴラン高原における人権状況(A/HRC/37/L.18)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

当該国ステートメント: イスラエル、シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント: 米国、スロヴァキア、英国、オーストラリア、ブラジル、エクアドル、南アフリカ

賛成 25 票、反対 14 票、棄権 17 票で決議を採択

票決結果: 賛成 25 票: アフガニスタン、アンゴラ、ブラジル、ブルンディ、チリ、中国、コーティヴォール、キューバ、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、カタール、サウディアラビア、セネガル、南アフリカ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 14 票: オーストラリア、ベルギー、クロアチア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、パナマ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、トーゴ、ウクライナ、英国、米国

棄権 17 票: コンゴ民主共和国、**日本**、メキシコ、フィリピン、韓国、ルワンダ、スイス

34. パレスチナ人の自決権(A/HRC/37/L.46)

主提案国: パキスタン

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、チリ、キューバ、エクアドル、ヨルダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

賛成 43 票、反対 1 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 43 票: アフガニスタン、アンゴラ、ベルギー、ブラジル、チリ、中国、コートイヴォール、クロアチア、キューバ、エクアドル、エジプト、エチオピア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、イラク、**日本**、ケニア、キルギスタン、メキシコ、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、カタール、韓国、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スイス、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 1 票: コンゴ民主共和国

棄権 2 票: オーストラリア、米国

35. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地の人権状況(A/HRC/37/L.47)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、チリ、キューバ、エクアドル、ヨルダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: スロヴァキア

賛成 41 票、反対 3 票、棄権 2 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 41 票: アフガニスタン、アンゴラ、ベルギー、ブラジル、ブルンディ、チリ、中国、コートイヴォール、クロアチア、キューバ、エクアドル、エジプト、エチオピア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、イラク、**日本**、ケニア、キルギスタン、メキシコ、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、カタール、韓国、サウディアラビア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スイス、チュニジア、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 3 票: オーストラリア、トーゴ、米国

棄権 2 票: コンゴ民主共和国、ルワンダ

36. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地と被占領のシリア・ゴラン高原におけるイスラエル入植地(A/HRC/37/L.48)

主提案国: パキスタン

共同提案国: バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、チリ、キューバ、エクアドル、ヨルダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

賛成 34 票、反対 4 票、棄権 8 票で決議を採択

票決結果: 賛成 34 票: アフガニスタン、アンゴラ、ベルギー、ブラジル、ブルンディ、チリ、中国、コートイヴォール、キューバ、エクアドル、エジプト、エチオピア、ドイツ、イラク、**日本**、ケニア、キルギスタン、メキシコ、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール

ル、韓国、サウジアラビア、セネガル、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スイス、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

当該国ステートメント：シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント：ハンガリー

反対 4 票：オーストラリア、ハンガリー、トーゴ、米国

棄権 8 票：クロアチア、コンゴ民主共和国、ジョージア、パナマ、ルワンダ、スロヴァキア、ウクライナ、英国

37. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地での国際法のすべての違反に対する説明責任と司法を確保する(A/HRC/37/L.49)

主提案国：パキスタン

共同提案国：バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、チリ、キューバ、エクアドル、ヨルダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

賛成 27 票、反対 4 票、棄権 15 票で、決議を採択

票決結果：賛成 27 票：アフガニスタン、アンゴラ、ベルギー、ブラジル、ブルンディ、チリ、中国、コートジボワール、キューバ、エクアドル、エジプト、イラク、キルギスタン、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、サウジアラビア、セネガル、スロヴェニア、南アフリカ、スイス、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 4 票：オーストラリア、トーゴ、英国、米国

棄権 15 票：クロアチア、コンゴ民主共和国、エチオピア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、日本、ケニア、メキシコ、パナマ、韓国、ルワンダ、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ

38. 宗教または信念に基づく人に対する否定的固定観念化と汚名、差別、暴力のそそのかし及び暴力と闘う(A/HRC/37/L.17)

主提案国：パキスタン(イスラム協力団体を代表)

一般コメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

39. 人権の分野でのマリの技術援助と能力開発(A/HRC/37/L.14)

主提案国：トーゴ

共同提案国：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、キプロス、デンマーク、フランス、ジョージア、ドイツ、イタリア、ラトヴィア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、英国

一般コメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)、ブルガリア

当該国ステートメント：マリ

コンセンサスで決議を採択

40. ジョージアとの協力(A/HRC/37/L.27)

主提案国：ジョージア

一般コメント：米国

票決前ステートメント：オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、英国、ブラジル、

スイス

賛成 19 票、反対 5 票、棄権 23 票で決議を採択

票決結果: 賛成 19 票: オーストラリア、ベルギー、コーティヴォワール、クロアチア、コンゴ民主共和国、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、**日本**、メキシコ、パナマ、ペルー、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、トーゴ、ウクライナ、英国、米国

反対 5 票: ブルンディ、中国、キューバ、フィリピン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 23 票: アフガニスタン、アンゴラ、ブラジル、チリ、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、カタール、韓国、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、南アフリカ、スイス、テュニジア、阿武首長国連邦

41. リビアの人権を改善するために技術援助と能力開発(A/HRC/37/L.45)

主提案国: トーゴ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: イタリア

一般コメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)

当該国ステートメント: リビア

コンセンサスで決議を採択

技術援助と能力開発の議事項目での決議採択後ステートメント

米国

41. 人権に関して世界麻薬問題に効果的に対処し、闘うことへの合同コミットメントの実施への貢献(A/HRC/37/L.41)

主提案国: コロンビア、スイス

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、ブラジル、キプロス、エクアドル、フランス、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スペイン、トルコ、ウルグアイ

修正案 L.58 の提案: キューバ

修正案 L.59 の提案: ロシア連邦

修正案 L.61 の提案: フィリピン

修正案 L.62 の提案: エジプト

一般コメント: オーストラリア

修正案 L.58 の票決

票決前ステートメント: メキシコ

賛成 17 票、反対 15 票、棄権 15 票で修正案 L.58 を採択

修正案 L.61 の票決

票決前ステートメント: メキシコ、スイス

賛成 15 票、反対 18 票、棄権 14 票で修正案 L.61 を否決

修正案 L.62 の票決

票決前ステートメント: メキシコ、パナマ、英国

賛成 15 票、反対 20 票、棄権 12 票で修正案 L.62 を否決

L.41 の票決

票決前ステートメント: 米国、英国、エジプト、ペルー、フィリピン、メキシコ、パキスタン、パナマ

賛成 26 票、反対 10 票、棄権 11 票で決議を採択

票決結果: 賛成 26 票: アンゴラ、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、クロアチア、エクアドル、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、**日本**、キルギスタン、メキシコ、モンゴル、ネパール、パナマ、ペルー、韓国、ルワンダ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国、米国

反対 10 票: ブルンディ、中国、キューバ、エジプト、イラク、パキスタン、フィリピン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 11 票: アフガニスタン、コート・ド'イボワール、コンゴ民主共和国、エチオピア、ケニア、ナイジェリア、カタール、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア

採択後ステートメント: 米国、エジプト、スイス、オーストラリア、サウジアラビア

特別手続きマンデート保持者の任命

Alioune Tine(セネガル): マリの人権状況に関する独立専門家

Livingstone Sewanyana(ウガンダ): 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

Fabian Salvioli(アルゼンチン): 真実・正義・賠償・再発防止の保証の推進に関する特別報告者

Nyaletsossi Clement Voule(トーゴ): 平和的集会和結社の自由への権利に関する特別報告者

先住民族の権利に関する専門家メカニズム

Albert Kwokwo Barume(コンゴ民主共和国): アフリカ先住民族社会文化的地域からの独立専門家

Kristen Carpenter(米国): 北米先住民族社会文化地域からの独立専門家

人権を侵害し民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会

Chris Kwaja(ナイジェリア): アフリカ諸国よりの委員

Jelena Aparac(クロアチア): 東欧諸国よりの委員

Liaian Bobea(ドミニカ共和国): ラテンアメリカ・カリブ海諸国よりの委員

オヴザーヴァー国ステートメント

オランダ(地域横断的諸国グループを代表)、ロシア連邦、ブラジル、カナダ、国際人権サービス(東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際法律家委員会、経済的・社会的・文化的権利世界イニシアティブ、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際人権同盟連盟、Conectas Direitos Humanos、人権ハウス財団、アムネスティ・インターナショナルを代表)

閉会挨拶

Vojislav Suc 人権理事会議長

第 38 回人権理事会は 2018 年 6 月 18 日から 7 月 6 日まで

以 上